

人、其内、十三人あり。景勝公、藤田・島津に御褒美なり。

附生捕の者共に、様子御尋ねさせなされ候へば、柴田表川田放火に逢ひ、城内糧匱しく柴田滅亡近く候間、矢玉兵糧鐵炮五十挺、人數百騎、御加勢合力頼來り候故、右の通盛高より合力に候。我々儀は、兵糧を脊負ひ參りたる者共に候と申す。是に付いて、景勝公仰せらるゝは、柴田兵糧竭乏、彼の體の頭もなき奴原を殺し、兵糧を奪ひ、味方の強に致す事、相手にこそよれ。因幡に對し、景勝擬作には長氣なり。兵糧を持たせ、城内へ送入れ候へ。城を攻落すは、敵の剛なるを、景勝、鋒先を以て踏崩してこそ、心地よけれと仰出され候に付きて、兵糧を持たせ、十三人をも助け遣さるゝ故、悦んで柴田へ行くもあり。池ノ端・井地峯へ、其々に行くもあり。之を却つて、敵、怪み城へ火を懸けよなどゝ、誑されて斯くの如くなるべしとて、一人も残らず召捕つて成敗し、首梟竝べ候は、哀なる事なり。景勝公御工夫向上なり。然る間、會津家を初め、其成敗に逢ひたる者の親子・兄弟類身の地下人、悉く柴田を疎み、景勝公を忝く慕ひ奉り候。他所へ聞えても、御威風強きなり。

第二、同九月三日、本城豊前守、同じ相備の宮崎修理・中條與次、軍代の築地薩摩・黒川左馬助、

竹俣筑後・相川治部などを初めて、瀬奈美衆、放火・芝田の番に當り、九百餘人の人數にて、今泉を越え、柴田城近く相働く。然る所、柴田・井地峯城より二千許り、人數を出し、梅津宗三大將にて之を妨ぐる。然りと雖も、越後御譜代武勇の面々なれば、兩勢を肩いさぎよしとせず、取鑠つて攻合を初むる。景勝公、御本陣の栖樓より之を御覽、其外諸手も、陣所の栖樓に、常に人を上げ置き見て之を知る。瀬奈美衆も、敵の出でたりといふ相圖を、御本陣へ知らせ奉り、遠近に依つて、相圖敵の衆寡の相圖ある故、即時に御旗本へ知るゝなり。

附景勝公、兼々士大將衆へ仰渡さるゝは、敵の人數、味方より大勢なりといふ事を、註進するを如何と思ひ、入らざる所に健氣達をするは、弓矢不案内なり。景勝へ對して不忠なり。軍は人數の多少によらず、轉變にあり。たとひ敵、小勢にて必定打勝つべしと思ふとも、跡備を引付け、全勝の利を得る分別こそ忠節なれ。士大將一個の手柄を致したがかり、自然負ければ、士大將の負をば差措き、景勝が負といはれて、惡名を取る。惡名を得ては、威なくなりて、他國はいふに及ばず、自國の者も、景勝を淺く思うて、下知を輕んじ、衆心一統の備を設くることならずして、合戦攻合に負け、滅亡する外之なく、其本は、士大將の敵を輕んじ、敵

景勝公柴田表へ御出馬會津より柴田への加勢を追拂ふ事  
附今泉池端兩所にて攻合の事



の人数を隠し、一個の功を思ふより起れば、逆心同前の罪科に仰付けらるべしとの御掟なる故、此度も、柴田勢大勢出でたる事、遽に御本陣へ告ぐるなり。

景勝公、藤田能登守・安田上總守兩備を、本城豊前加勢に仰付けられ、一の手藤田、二の見安田、井地峯を左に當て、梶川の上の瀬を越え、敵味方の攻合をば、右の方に見捨て、構はず、敵の二の見梅津宗三が備へ懸つて、斬崩して押廻はす。藤田・安田兩備、分合聚散の法、其變其常。口傳此備色を、敵見て先にて攻合ふ敵、見崩して後の備は逃懸る。之を立直したが、伊藤左近、采拜を採つて下知仕る所を、瀬奈美衆、透間なく切懸つて、伊藤左近を始め、悉く討取るなり。然る故、梅津宗三も、備裏より崩れて、早々人数を打入れ、梶川の下瀬を渡つて退散す。瀬奈美衆、梶川を追留に仕る。其迄十町餘なり。首數百八十許りなり。

第三、池ノ端城内より出で、作薙働を仕り、城際に掛並べて之を睇かかす。然るに九月十二日、安田上總・須田右衛門尉、放火・芝田の爲めに、池ノ端表へ働き、右の通、敵の作薙仕りたる様子を見ていふ様は、田畠なる作物を刈取る事はなし易し。敵の刈取りたるを、敵に取らせず、味方へ奪ふは、敵の弱み味方の働なり。況んや敵徒、己が手柄の様に、城際に掛並べて置く。

之を奪ひ取る事なるまじしと、當方を、見積顔なる仕様こそ不快なれ。そのまゝ措かば、手柄の種に仕り、廣言を吐くを、聞く耳もうるさし。いざ、押寄せ奪ひ取るべしといひ合せて、安田・須田下知して、池ノ端城門外屏際に、掛並べ置きたる作薙の諸色を贖物迄、悉く奪取る事、須田・安田二備を七手に作り、一括八散、離集之變、二靜七動、利貞之法、之を以て入替へ立替へ懸つて斯くの如し。引く時は尤も繰引に仕る。然る所、池ノ端鴨之助、采拜を取つて、城より突いて出で喰留むる。味方反せば城兵引き、又引揚ぐれば之を慕ひ、城兵も三段に備へて斯くの如し。故に味方、少し引揚げ兼ねる様に見ゆるを、景勝公、棲樓より御覽じ、藤田懸つて、引取り申候へと仰付けらる。藤田則ち討つて出で、味方方の攻合に構はず、搦手口へ押廻し、無二無三に懸つて、既に城を乗るべき様子に相稼ぐ故、出でたる敵、引入り、城の守り搦手口へ人数を配る。敵引入れば、喰留められたる味方は引揚ぐる。敵又、搦手口を開いて、突いて出で、塹涯の攻合を取結ぶ。此時、藤田手先にて、一番に南詰宮圍鑓を致す。我組を抽んで斯くの如きは様子あり。其脇を力にて詰めたるは、須田右衛門尉・小扈從石黒小太夫なり。其節、右の小太夫須田、勘氣を得て居たる故、越後家風の定の如く、旗を絞つて差

景勝公柴田表へ御出馬會津より柴田への加勢を追拂ふ事  
附今泉池端兩所にて攻合の事



す。藤田は何も侯先手なる故、備を借りて斯くの如し。此働故、須田へ藤田詔言にて、小太夫歸參仕るなり。附、石黒兄弟四人あり。一兄は石黒鹿之介、直江方にあり。其次三五左衛門、上城衆なり。其次藤之丸、吉江供して越中魚津にて討死す。其弟此小太夫なり。

右城際にて、追入れ追出し、三度攻合ありて、敵終に門を閉づる。鎖出だされたる敵共の首三十五は、南詰手へ討取り、其外十三合せて四十八討取つて、競の関を作り、藤田備を引揚ぐるなり。

附右搦手口より、敵突いて出でたる時、宮圍助一番に槍を合せ、何れも劣らじと懸つて攻合ひ、敵を追ひ入る。宮圍助、廿五騎の組を手早く引揚げ、虎口前三十間餘窺び、蒐場を他へ譲り、味方左の傍へ打繰め寄せて居所備ふる。是は敵引入る様子、重ねて突出づべきを知り、又は味方の働く其軍形を見積る一得あり。案の如く、味方早く雄の若者共、我れ劣らじと、虎口前へ透間もなく詰め懸り、敵出でば槍を致さんと、寸地を諍ひ重りあひ、刀を一腰振廻すべき様もなき體、是軍道に所謂實々の備は、却つて虚々の禍ありといふ理なり。城中より此所を見て、城戸を開きて、一度に咄と突いて懸る。其勢勇猛、圓石を千仞の山に轉じ、積水を千仞の谿に決する如くなれば、味方、之を抑ふる事ならずして突崩さる。宮圍助、之を

見て退き、味方を颯と通し、追來る敵の右の方より、采拜を取つて突いて懸る。相組衆廿五騎と、本間治部・南詰宮圍合せて廿七騎、其場に於て首廿六討取り、高名して何れも手を塞ぐ。糟谷源左衛門一人、敵を討たすと雖も、此時一番に槍を入れしは、右の源左衛門なり。宮圍若輩と雖も、見習數度の事、其汐合を積る故なり。此様子を見て、崩れたる味方も立直し、能登守旗本も押詰むる故、敵逃入り、四度目に勝利なり。味方追懸り候故、敵附入に遇ふべきかと、早く門を閉づ。九騎鎖出さる。其敵、烈しく働くを以て、味方も三人討死、七八人手負ふと雖、其門際にて、一人も餘さず討取る。之を添へて三十五の首數なり。其内、宮圍も又一人之を討取る。糟谷源左衛門も、其場にて二騎敵を討留め、高名仕る。無類の働、始終の譽なり。附右二度目に、敵突いて出でたる時、虎口前に詰めかけたる味方、追散らされ候を、藤田旗持平野源右衛門、味方敗軍と思ひ、小馬驗を持ちながら、十間餘逃げ候。藤田、陣所へ歸つて、平野を搦め、斯様の臆病見懲の爲め、成敗致すとして、陣中を引廻し、之を相觸れらる。各、頭衆を初め、能州へ詔言には、以前より火急なる事に、數度逢ひ候へども、終に未練之なき者と聞及び候へば、此度の儀、強ひての臆病にあらず、時に取つての不手際なるべし。先づ一應は

景勝公柴田表へ御出馬會津より柴田への加勢を追拂ふ事  
附今泉池端兩所にて攻合の事



御赦免候へと、種々申さるゝに依つて、藤田是非なく、命を助けられ、相替らず旗を持たするなり。柴田落城の時、無類の強き働仕る。末に之を書す。

附南詰宮圍御感狀頂戴す。此御感狀之を紛失す。

井地峯城陥る事

第一、景勝公、井地峯城を攻落さるべしとて、直江山城守に之を仰付けらる。城の西の方、山際より二町程隔て、七八町餘出居を築廻し、東の山下を流るゝ梶川を、南の方より堰入れて、此一方を手向はずして、其利を設くる事、景勝公御奥意深し。土居の土は總手へ配當て、一人一俵の出俵なり。直江は、井地峯の城を抑へ働せず、残る備大將衆は、代るゝ柴田池ノ端を抑へ候。一日の内に、土俵を以て土居を築きなし候。十月十三日、景勝公、井地峯の東の山へ御陣替なさる。右は直江山城守、左は泉澤河内守なり。南方追手口は、藤田能登守之を抑ふ。相備は信州衆栗田・清野・市川・岩井並に眞田軍代矢澤、越後衆には色部・黒川等なり。島津左京助は、藤田二の見にて、又候池ノ端筋の抑なり。此の方搦手口は、安田上總

守、二の見は小倉伊勢守なり。須田右衛門尉は、柴田より後攻の抑の爲めに、土手の外へ押出し、又は池ノ端をも兼ねて兩端の備なり。兩端の備には必ず一角あり。越後家祕傳の武備なり。御陣所の山に、復山を築いて、城を見下し内を見罅し、火矢大筒を以て射懸け討懸け、一攻にて敵の策略を見給ふ所、城内法を失ふ様子なり。然れば、井地峯家老河瀬次太夫・近習の隊長羽黒權太夫・澁谷八郎右衛門・同彦助、以上四人申合せ、直江へ申入るゝは、我々命其外、某等不便に存する者共を、お助け下されば、道壽齋を討つて出し申すべく候。尤もと思召し候は、擁の符を下され候へとて、偽なき趣、罰文を以て申越す。直江即ち之を伺ひ、相符遣され、廿三日に攻懸るべし。引入には、藤田能登守備を遣すべしと、堅く申合はすなり。

附擁の相符といふは、越後國風弓矢の詞なり。其相符を持ちたる者ば、討取らざる様に申定むる法なり。但し其時は、水か波と答ふる合詞を以て、擁の合符に致し候事。

第二、廿日の曉、景勝公より藤田能登守方へ、仕寄場遠き間、近く取詰め候へど、鐵孫左衛門を以て、之を仰遣はされ候。孫左衛門、則ち藤田手に付きて居るなり。然る故、藤田下知し、其夜、竹束を崩し、一束十人組と定め、其竹束を楯に用ひて押上り、山の半腹屏際三十間計取寄する。十人組の後に、五人三人宛、手を塞がずして附行く作法故、各一戦を持ち、自然敵



出でばとある事なり。扱其後より、二俣或は籠などを押立て、最前の竹束を、其へ持たせて取堅め、遠ければ又練寄せ候。山城へ竹束付くるは、一入六かしく、平城の竹束にも、尤も口傳あり。扱南詰宮圍組の廿五騎をば、介添の本間治部に頼み、相小頭水越將監へ申斷る。惡澤右近、其時は助十郎といふ。之を伴ひて、竹束の外へ出し、城の様子を考へ、敵出づるか出でざるかと闘ふに、城内の體を以て、敵の働き出づべきを積り、竹束際より七八間出張り、場所を見定め、伏居て之を待つ處、案の如く、其夜子の上刻計りに、敵七八十程、鎧を脱ぎ差物も差さず、鎧の筒計被つて、相驗を袖に付け、草の中を靜に匍ひ來る。是は竹束を引倒し、混亂する處へ打懸り、其場を突退くべきとの事なり。然るを、助十郎に、宮圍いふ。彼は敵なり。定めて槍長迄、引寄せ候へといつて之を待つ。敵、之をば知らずして匍ひ來る。二間計近寄ると、宮圍能き比なりと、惡澤に詞を懸け、起上つて高聲に名乗り、無二無三に突いて懸る。惡澤も名調りて、同じく突いて懸る。敵俄に驚き立上り、打騒ぎたる様子なれども、流石の者共にて、踏留つて槍組み突合せ候内に、後に續く敵勢は、案に相違して引返す。當方の面は、少しも騒がず突いて出づ。南詰、惡澤に力を戮せ候故、敵悉く逃散り候を、追懸け七人

討取る。兩人心懸故、竹束を引倒されず、名譽の武功なり。

第三、廿三日、安田・小倉兩備、搦手の町口より、入替へく攻寄せする。道壽齋、搦手の外廓へ討つて出で、下知する所に、藤田、鷹を採つて竹束を踏倒し、右手の虎口へ責上る時、内通の者共、城戸を開いて藤田備を引入る。道壽齋も之を聞きて、搦手より歸り入る故、搦手の町口をも押破り、火を懸けて攻入る。道壽齋、本城へ引取る所を、二の見橋の上にて、羽黒權太夫、情なくも馬上より引落せば、澁谷・河瀬、忽ち其首を取り、藤田前へ持來る。人の所爲にあらず、畜類すら情あり。語るも口の汚なり。城兵も譽ある者共は、過半切死す。一番に抽んでて敵を討ちたるは、藤田衆の内にては中村無角なり。二番に早瀬川修理、三番に南詰宮圍助の組北村八左衛門、能き敵を討つ。右三人は約敷場所なり。宮圍助・齋藤源太左衛門も高名仕り、鐵孫左衛門も、其場へ來り、宮圍と詞を交へ高名仕る。扱又、三の丸より外迄は、小倉衆森寺新五郎一番に人を討ち、町口を火矢を以て焼立て、押入る時、一番に押入りたるは、安田内月谷九郎三郎なり。續いて總様我れ劣らじと、踏破り押入る故、敵、逃入り候を追討に仕る。此故に、其時戦功の穿鑿に、人を討つは、藤田衆剛なり。其仔細は、主の井地峯死に



たるを見て、討死を志す者は、心を變せず一筋に意得て、其勇力の強を相手にしての働なり。安田・小倉衆、町を押入る時は、内に敵の有無多少の儀も知らずして、一番に押入る森寺・月谷は、最も譽なり。其所に敵なくして、手に逢はず、何事なく押入り、三の丸迄の間に、主の死したるも知らずして、本丸の方へ逃ぐるは、強みを忘れたる敵なれば、それを討つは追首なり。此を以て、藤田衆は劣るなりとの儀、正道の御批判なり。藤田衆も、此時の高名は仕易し。敵死身になりたる者共なりと雖も、戰場に於て白刃を交ふる者、誰か生を忘れ、死に歸せずといふ事あらんや。是は沙汰に及ばず。此時、五人と一所に踏止らず、那邊這邊散亂して居る所に、味方多勢にて、取包んで討ち候へば、仕にくきにあらず。されども、其内、敵に剛士ある故、味方も手負死人多し。安田・小倉衆には、手負死人なし。手負あるも、皆弓鐵炮の遠疵なる故、藤田衆働上ぐるなりとの御吟味なり。附、擁の詞に外れたる者共、雜兵かけて百三十餘討取つて、完く井地峯城落居なり。扱又、反忠の者共には、御褒美下され、春日山へ差遣され候御底意あり。

夏目舍人助心緒仕り候夜話

天正十三年三月二日、藤田能登守家來武笠藤兵衛といふ士、春日山下町にて、景勝公の御小人衆と、喧嘩を仕出す。武笠は、郎黨と二人にて、相手三人斬殺し、五七人を追散らして、町屋の奥へ走入り、小座席口のある所へ取籠り、主従にて兩口を堅め、罷在る由を、藤田衆聞き、駈付け取圍む内、奉行衆の者共來り、舍人助も馳付け、様子を聞き候へば、然りといふ。舍人はいはく、他所の者取籠りても、來かゝり候上は、様子にはよると雖も、見物はなるまじく候。況んや藤田者にて、面々爰迄來り、手遅して、奉行衆の者取られ候は、名華はなしといひて、其近隣にて、木刀を一本追取り差翳し、表口より押入る。籠りたる者一人、待受けたりといひて、跳り懸りて打つ太刀を受止め、引組み押倒し、取りたるぞと詞を懸くる。今一人の取籠りたる者、助け懸る所に、荒川山三郎といふ者、裏口にありけるが、舍人が聲を聞きて、先を越され口惜しといひ、裏口の板戸を踏破り飛入る。彼の男、舍人に組まれたる者を助けずして、荒川に向ふ。荒川も、刀をば抜かずして、二尺餘の木刀を持ち、一つ二つ打合ふと引組む。其所へ是も裏口に、彦部勘左衛門といふ者ありたるが、荒川が跡に續いて押入る。荒川、早相手を取伏する故、舍人方へ助け寄り來りけるが、舍人は、初の者を踏伏せて、首に刀を



當て繩を懸くる。此様子を見て、又荒川を助けて取堅むるは、荒川は、太刀大脇指にて、然も抜けず、科人の抜きたるは刀なり。腰に差したるは、是も二尺計りの大脇差なれば、組んでの役に立たざる故、運の勝負を極め兼ね、剩へ、上になり下になり、雌雄決し難く見えけるを以て、彦部、荒川を助けて、共々之を捕固む。右の科人、舍人が搦捕りたるは下人、荒川が捕へたるは、主の武笠なり。兩人の大小を取り、二人の囚人をば、先へ遣し、舍人は、跡より春日山三の曲輪藤田屋敷へ歸る。然るに、其翌日兼約にて、藤田宅へ、直江山城守御近習の丸田周防・御横目の山上三郎左衛門、其外五七人招請饗應あり。彼の武笠が喧嘩の事を物語り、最も無道にて重科なれば、斬罪に相究められて後、夏目舍人・荒川山三郎・彦部勘左衛門三人と、藤田下の隊長武奉行迄呼集められ、右若衆の前にて、藤田能登守、彼の武笠主従二人を召捕りたる批判申さるゝは、今度三人の働、舍人助第一、荒川第二、彦部其次なり。大勢押寄せたる内、一番に抽んで押入りたる心根勝れたり。相手、下人なれども、それは外よりは知り難し。小座敷兩口を、二人にて堅めたと計りにて、何方に武笠居たるを知らず。我が向ひたる所より、押入る事尤もなり。押入ると其まゝ、楯突く者を相手とするなれば、縦ひ二人

の者共、一所に立並び斬向ふとも、少しも臆すべき者とは思はれず。生死は運に依る事なれば、縦ひ討たれ、斬死にたりとも、抽んでたる志は、無類の譽なり。荒川は、主の武笠と組みたれば、上とは申すべけれども、常の作法とは吟味違ひたり。常の法には、主従高下遙に隔り、内様の働なれば、主を討ちたるを上とし、下人を討ちたるを次とする、是戰場野合の様子、それにも、其場其時の緩急難易の段はあり。殊更此度、主従の居所知れざれば、押入りたる志の次第を吟味するに、荒川は、舍人が組みたるをといふ詞を聞きて、飛入りたり。尤も荒川、心の臆したるにはあらず、待構へて居る所へ、舍人踏入り、下人を取詰めたるを、武笠、之を助けんとする時、荒川に飛入られ、心轉ずる所を、荒川引組んだり。舍人働程にはあらざれども、天晴人に劣るまじと、心に油断なき故に、舍人に差續ぎ、透間なく押入りたる故に、武笠も、下人に助け合はする事ならず。然れば第二の働なり。彦部勘左衛門は、荒川が組餘さじとする所を助けて、取堅め候事、勝負の結果の働、尤の事なり。然れども、舍人・荒川兩人にて、二人の者を組み、彦部に逢手なければ、口氣なきなり。されども荒川に劣らず、急に押入りたる事なれば、見合の警分別にて、遅き心根にては全くなし。今少し早くば、必定武笠と組



むべけれども、荒川に越されたる計りなり。又遅くば、荒川過も知れず、旁なれば善き心操なり。扱又、舍人は、相手を一人にて取堅めたるに、荒川は取堅め難く見ゆるを以て、彦部之を助け、やうく、兩人にて取堅むる上に、大勢重りて、刀脇差を奪ひたりといひて、荒川に非太刀を打つは、武士道不穿鑿なり。舍人が相手は、舍人より力あらざる故、抑へて縛られたり。荒川は、武笠と力量同じ位歟なるを以て、取堅め兼ねたるなるべし。人の力量は、勇臆の詮議なし。其場其時の様子を以て、志の浅深を穿鑿して、勇の上中下を定むる事、尤もなりと某は存するなり。各は如何思召すと申されければ、一座の衆、尤もと感せらる。此儀、景勝公の御耳に達し、藤田を召出され、少しの義にも、諸人の勇む如く、善悪を能く批判して、勇怯を正しく穿鑿仕る事、偏に忠勤の志浅からずとて、吳服十重下さる。それを三重舍人助、二重は荒川、一つは彦部に配分なり。能州、武士道の吟味、諸人の勇義を勵ます事、斯くの如き故なり。此前年天正十二年の暮、舍人助が親祖父勳功の義を言上、舍人佐渡にての働、杉原にての心操をも、委細に披露あつて、景勝公より領地を下され、直江などへ能く知らせ置き候へば、猶以て、後來の爲めなりと、舍人事を、別して不便に存せられ候て、斯くの如

し。其恩心更に忘失し難しと語り、悶絶落涙の話を聞きて、予も袂を濡し候。附、右の意操は、舍人助十七歳、軍八と申したる時の事なり。

管窺武鑑中之下第六卷 舍諺集 終



管窺武鑑 下之上 第七卷 舍諺集

柴田城 井池端城陷る事

第一、十月廿三日、〔井〕伊地峯城攻落され、翌廿四日、景勝公、柴田へ取詰められ、直江を前備に用ひ、柴田南方に御旗を立てられ、泉澤河内守は、池端より後攻を抑へ、残の士大將、各、城を圍む。

附竹束仕寄を繰り、城際一二町近く取詰むる。藤田能登守は、南方大手猿橋口より取寄する。然るに、此口を堅めたる柴田家老猿橋和泉守變心、直江方へ矢文を藤田備へ射入る。其様子は、我々の命を助けられ、唯今迄の領地、異議なく下さるゝに於ては、此口より御人數を引入れ申すべく候との狀にて、奥に牛王を接ぎ、誓詞を書す。直江・藤田、景勝公へ之を伺ひ、尤もなりとの返翰を遣す。是に依つて、城總攻明廿五日、刻限は御下知次第に仕るべしと、之

を相觸れらる。時に宇野民部少輔申上ぐる。廿五日は亡身日なり。攻レ城不レ拔、挑レ戰不レ勝、還亡<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>と申して、大悪日なり。廿六日然るべしと申上ぐる。諸人之を聞いて、詞には出さずと雖も、廿五日の城攻如何なりと、心に怪しく思ふは尤もなり。さなくてさへ、陣中色色の雜説多く、敵の善事をいひ、味方の悪しき沙汰を申すものなり。さる故、謙信公の仰出に、陣中にて雜説あらば、其元を穿鑿すべし。いひ出す者一人あるべし。縦ひ士にても、事を巧にして申出すは、武道を知らざる賣僧の偽者なれば、青葉者と同じ口口べき所、縛首の罪科、又聞いて申さざる者は、御褒美なさるべしとの令法なれば、今とても陣中雜説は、曾て之なく候へども、名譽の軍配者宇野民部、斯くの如く申すに依つて、之を傳聞き、下々心に危ぶむべきなりと、景勝公、察し思召して仰せらるゝは、亡身日は、敵、其身を亡し、我が爲めに大吉日なれども、諸人、此理に徹せざる時は疑あるべし。我が家に、大祕傳の神呪あり。之を唱ふれば、疑惑を除き、惡變じて吉となり、禍、却つて福となる。之を教ふべし。陰道陽道と云々、之を七遍宛唱へよと仰觸れらる。之を聞いて、正道を思ふ者は尤もと得道し、理を知らざる者は、あり難き事とのみ思つて勇み競ふなり。附、宇野民部は、謙信公御代よりの軍配者鴻松軒の事なり。若年より酒肉女犯を絶ち、軍配を家老の益田新



右衛門を取立て、法を殘らず傳授す。此新右衛門は、越後にて又隱なき金瘡の上手にて、景勝公へも御目見仕る。新右衛門男子なき故、頃年まで上杉家に罷在り、益田民部を婿名跡に仕り、又法を傳ふ。後に景勝公召出さるゝなり。右の鴻松軒、景勝公達て仰せらるゝ故、精進を略し、半俗の體になりてより、若名を呼びて、民部少輔ともいふ。尤も鴻松軒とも申すなり。謙信公御代より、鴻松軒と宇佐美と、兩武者奉行仰付けられたる武達の名人なり。

第二、廿五日、晝は攻めずして、其夜半に至りて、安田上總守、攻口搦手の方より押寄せ、一の城戸の町屋へ、火を懸けて攻懸る。柴田因幡守、自身搦手へ出でて之を防ぐ。其歸を討つべしとして、内通の猿橋和泉意得にて、相圖の火を立つるを以て、藤田、南大手より攻懸る。然れども、念を入るゝは、敵、詐偽る事もやとて、相備衆の内より、長柄の者を選出すこと、六百本、此奉行士十二騎並に手明衆をば、小奉行に差副へて、猿橋口へ押向け、藤田旗本相備衆ともに猿橋西の曲輪へ向ふ。是依り利制、變妙用也。然るに、右長柄の隊を、敵見て門を開きて、味方を入る。過半打入ると、其儘、兼ねて藤田申付けし如く、長柄先に炬、或は小挑燈を結付け、之を差上げて、同時に咄さつと鬨を作る。そこにて藤田旗本、相備衆ともに、猿橋西の曲輪へ足輕を進め、鐵炮を連ね打懸けさせ、二放目に藤田、采拜を取つて下知して、一番に城へ乗入る。相備衆も備頭に越さるまじと、堀へ飛入り土手へ登り屏へ附く。其曲輪の大將柴田土佐、猿橋曲輪より敵攻入るを見て、我が持口を捨て、引入る所へ、夏目舍人助、我が組を率

ゐ、一番に抽んで敵を追懸くる所、敵、鈴木と名乗りて、小返を仕るを、則ち槍組み突伏せ抑へて、被官に首を取らする。鈴木に續いて十四五人、守返したる敵兵を、松崎雅樂允關口理作内、中村魚角三人、何れも舍人組なり。組親の後に控へては、以來男は立たるまじと、名乗懸け、敵を討つ。其内、味方加集かまむ故、返したる敵、本陣へ逃入る。搦手口の寄手は、大手の火を見て、彌、競ひ懸る。敵は之を見て、早や後より本城迄、攻め取られたるかど、流石の柴田因幡守も、金短冊の腰差を捨て、本丸へ逃入る故、殘の持口の敵共、其廓々を捨て、皆本城へ引入る。是に依つて、搦手攻破られ、四方の寄手悉く乗入る故、敵本城一つ持堅むる。本丸、多勢籠り難くして、橋を引き人數を關出す。たて出されたる敵共、寄手へ走入り、斬死するものあり、降を乞ふもあり、或は斬抜けたるもあり。藤田備も首十三、生捕六人、其内一人、舍人も討取る。さのみ約敷場所ならねば、高名と申すにてはこれなし。扱又、此時一番に、本丸の丸外張際迄、押詰め踏忍へたるは、先頃池の端にて、比興仕りたる平野といふ藤田旗持なり。其に依つて、藤田旗本一番働との御褒美なり。扱竹束羽楯等を以て詰寄せ、本丸を取巻く。同廿七日まで、斯くの如き事は、大剛の柴田因幡守にて、滅亡に及ぶと雖も、毫頭、



怯氣を見ず、軍令正しく、夜は猶以て怠らず、却つて向弓鐵炮を放懸け、寄手少しも油斷あらば、城内より突いて出で追拂ひ、本の如く持堅むべき様子なり。殊に城は、繩張堅固なり。其上、本城堀廣く深きに、又堀中に小土手を築き候故、二重堀の如くなり。本丸に取籠る者共は、何れも一筋に存じ詰むる逞兵鐵騎の勇士なり。勿論、雅攻に仕らば、攻落すべけれども、味方の人數、多く損すべきも如何なりと、猶豫仕る所、廿八日の朝、因幡守、金白檀の鎧を着、金福祿壽の蓋をば脱いで側に持たせ、白手拭を以て鉢巻し、本城南の廊門に上り、戸を排きて、高聲に申しけるは、當表の備は、藤田能登守殿と見届け候。某は柴田因幡守なり。未だ申談せず候へども、藤田殿に御目に懸り申度き事候間、備表へ御出で候へと呼ばはる。藤田出でんとするを、各、制止す。猶仄闇く候へば、誠因幡守とも見定めず候。自身出でられ候は、引寄せ射殺さんとの術も知れず。左あれば、敵の行に乗るは、大將の越度なりとて、馬の口を控へて出手丹波守、能州の小馬驗を持たせ、竹束表へ進み出で、一禮之れあり。其時、柴田申すは、譜代の御主へ、弓を彎き奉る事、天譴遁れざる所なり。是偏に井地峯道壽齋へ義理を以て、斯くの如くに候と雖も、主君の御恩を抛ち、傍輩の義を立て、逆心致し候事、不義の至、

人倫の法にあらず候。某愚意、後悔是非に及ばず候。伊地峯は早や御成敗なり。此上は、唯今誰へ義理を立つべき様之れなく候へば、死を共に仕る事、本意に候へども、某は最早數人の家來を殺し盡し、某粉骨候へば、其恨なく候。然れば降參仕り、城を渡し申すべき間、偏に貴方、御執成を以て、此籠城の者共を、御助け下さる様に、是又全く身を惜むにあらず候。諸人を助けたき存意に候。某儀は、御成敗をなされても、苦しからず候と申候。出手返答は、仰尤もに候。御前の儀は、仰置かるべく候。籠城の面々命の儀は、申すに及ばず、貴殿本領安堵の事迄も、相違なき様に言上致すべしと、未だ申し切らざる内に、景勝公、金方銀丸、銀方金丸、兩面扇の小繚を押立て、御手廻の騎馬十騎許り召連れられ、藤田備の方へ御馬を向け候を、柴田見て又申すは、早御旗向ひ候。城攻と相見え候間、用意仕るべく候。唯今降參致したればとて、争か御助あるべく候はんや。又今迄の某、命助かり候とて、昨今迄乳を呑み、吻の黄なる奴原の跡尻に屈廻り、何の面目あつてか、生を保つ甲斐あらんや。此事を存じ立て、より以來、首になつて、景勝公へ御目に懸るか。さなくば、景勝公の御首を、獄門に懸けて見るか、此二つなりと思究めたれば、今の期になりたりとて、少しも驚かず候。然しながら申す所



は、志ありての儀なれども、藤田心得て、自身は出でず、其方が様なる悴を出し、臆病分別は、能登守軍絶ちし、此事にて出でて、死ぬまじきものと咄つて、戸を礎と闔ちたるが、又戸を排き、彼れ賤息なりとも、助けて益なし。射殺せと下知して引入り、其より弓鐵炮を放立てしを、出手、騒がず城を見積る體にて、横切つて一町程二返し、靜に馬を乗懸け、見事なる武者振なり。斯くて景勝公、諸手へ乗廻し給ひ、各、頃日打續き苦を致し、身に候間、本丸をば旗本を以て踏潰すべし、各、は巻解き除けて、見物仕り候へと仰渡され、士大將衆、何れも御旗本にて、御攻めなされ候へとは、申し難き事なり。いひ合せて我攻に仕る外はあるまじとの儀なり。藤田、此御意を承ると均しく、馬を乗放ちて、柳楯一枚持つて、御馬の前を走抜け、采拜を取つて備を下知し、眞先に堀へ飛入れ、柳楯を腹に押當て、伏身になりて、槍の石突にて、此方の岸を撞き候故、則ち堀中の小土手迄、一番に取付き、楯を押立て、踏忍へ、槍の柄を差延べ、堀へ飛入り、味方に捕へさせて、引付けらるゝ事、夏目舍人ともに廿一人なり。然れば、城内より弓鐵炮を緊しく放懸け候へども、少しも厭はず、我れ劣らじと堀へ飛入り打渡る故、堀水増して深くなる迄に漂ふ所、沉んや、堀中の小土手にて一競塞滞る故、手負死人多し。されども事ともせず、死人をば幸に踏繼に致し、手負をば我が後に取付かせ、互に助け合ひ、向の土手へ押上り、犇々と屏に付く、そこにて屏越の槍之あるは、柴田の本城中板の屏とて、柵木の様にして、中頃に板を打ち、上下を明け、下の透間より突合ひ、或は中板の屏裏、小屋蓋の二重防へも、城兵を上げて突合ふ。此中板の屏の懸様、其土居の面、武者走りの地形合せて旁口傳あり。然れば、堀中の小土手へ、一番に付きたるは藤田能登守、小土手より向の土手へ、一番に付きたるは伊古田彦左衛門なれども、鐵炮にて手負ひ、少し遅々故、彦左衛門が跡に差續ぐ夏目舍人、屏際へは一番に著き、采拜を以て諸〔人脱〕を招き、我が組を引付け、一番に屏に著きたりと名乗る。扱屏越にて攻合ひ、舍人助槍を斬折られ、刀にて忍へ候時、栗田衆の關右京、舍人方へ使に來り、城内の様子を見、舍人手に付きて、此場にて十文字の槍を以て、屏上の敵と、互に十文字を以て突合ひ掛合はせて、暫く外し兼ねたるを、舍人見て、右京十文字の懸外は知らざるかと、詞を懸け候へば、知らずして持物申すと、返答して引外す。其敵の十文字をば、舍人、飛付きて鎧り、奪取りて之を持つ。斯くの如く敵味方、隙なく攻合ひ候。殊に中板の屏破り難き所、舍人助、兼ねて我が組衆に申付け、投鎗



を旗竿に結付けて持たする。又急梯といふ兵具秘傳。城乘屏川渡に大利あり。是を以て各、乗入る。一番に佐藤十兵衛、其に續いて足輕大將鈴木四郎兵衛なり。藤田被官同心衆も、各、斯くの如く、相備衆も之を用ひ、或は屏を切倒しなどして、終には乗破り、屏裏の敵を突散らす。其敵、又武者走の土手下へ下りて、一支さゝふる。味方は、土手の上にて一攻合あり。爰をも亦追崩され、柴田因幡守は、金の福祿壽の甲の緒を締め、金白檀の具足を著、白母衣を懸け、太刀を抜きて横たへ、牀机に腰を掛け、左右に屈強の武者十騎計り相從へ、廣庭に備罷在り。其所へ右の敵共逃集り踏忍ふる所に、藤田衆相備ともに、一同に突いて懸り、廣庭をも押崩し、廣縁の上へ引上る。其時分、味方の諸備、漸く屏を破つて乗入る故、何れも藤田備に續くはなし。然れば屏裏を堅めたる敵、此廣縁に居たるを懸けて、六十九人、中にも柴田因幡守は、小扈從二人左右に立て、居たり。藤田能登守、十文守の槍を提げ、進み寄つて柴田殿、今朝御望の如く、藤田能登守參會といふと、柴田之を見て、持ちたる太刀を擲ち、側に持たせたる直槍を取つて馳向ふ。因幡守は縁の上、能登守は縁下の庭に立ち、相槍なり。因幡守が左眼へ、能登守槍を横手際迄突入れ、柴田は能登守草摺の外、左股を突通す。柴田が被官、

助く事ならざるは、小勢にて一人充立塞り、此方二人三人を相手にして互に突合ふ。味方は大勢にて、早夏目舍人、能登守を助けて、彼の板屏にて奪取りたる十文字の槍を以て、因幡守が手の食指より季指迄、四つを掛落す故、柴田槍を持たず、殊に深手負ふ故、奥へ引入り、其儘家に火を懸けたり。是に依つて、家來の者共、腹を切るもあり、或は斬合ひ死ぬるもあり、焔中へ入るもあつて、一人も残らず討死す。落城の期、斯様の剛強無類の働なり。

附眞田家の矢澤但馬守、藤田相備故、舍人助様子始終見定め、詞を交はされ候。

第三、藤田衆相備迄の働一番なり。藤田備より先に、本城へ乗りたる者一人もなし。殊に剛敵防戦、屏越の攻合、一度其を押破られ、土手下に忍へて一度、其後廣庭にて一度、縁の上下にて一度、其剛敵に向つて、殊に勝利なり。此時、人を討ちたるは約敷場所なれば、縦ひ、青葉者、前髪ある小童の首を取りたりとも、皆譽なりと、景勝公、御詮議あつて御褒美なり。敵奴僕下臈にても、末期迄變心せず、主の因幡を見届け、剛強の働仕るを討取りたり。其外の備は、藤田、廣庭の攻合の時乗入る。敵も戦に疲れて、主の旗本を氣遣ひ、持口を捨て、逃入るなれば、其を討ちたるは、追首なりとの御吟味なり。



附柴田因幡守妹婿色部修理は、藤田相備なり。因幡守、城に火を懸け候時、焰焔を積み置き、其に火を付け、我が身も兼々焼死すべしとの分別なりしが、鎧著ながら斯くの如き故か、半身焼けて死なず、匍ひ出でて、色部が備を志し、色部、首を取れと呼ばはる故、走り寄りて、我が家老の色部右衛門佐に首を打たせ、修理持參して、景勝公の實檢に入る。剛強武功の因幡守、死際斯くの如くに見苦しき事なるが、譜第の主君に逆心天殛なりと、見る人聞く人、之を悞れざるはなし。總手へ討取る首數二百八十餘、首帳を認め、同日未刻、外廓に於て凱歌の儀式を執行せらるゝなり。

附柴田本城に居たる者は、大方残らず討死なり。外廓に居たる者共は、猿橋和泉、此方御勢を引入れ候時、過半降參なり。赤箕輪の差物にて、武勇を顯したる劔持市兵衛も、小倉伊勢守を頼み助かり、伊勢守子小倉喜八郎代迄罷在候。

第四、同日申刻、柴田より直に池端へ押寄せて、鴨之助を成敗仕り候へとて、藤田・安田・小倉三頭に、下條采女を差添へ遣はされ候。右の各、押向ふ時、池ノ端の城に、心變の衆出來て、城内二口に分れて相戦ふの由、途中へ註進故、味方彌、急いで城近く取詰むる。鴨之助は、本丸

の矢藏やくらの上に上り、敵の寄來るを見積り、本丸の虎口を開き、三十騎計りにて突いて出で、二の丸に居たる中間取合の者共を追散らして、城外へ討つて出で、越後家の備へ、眞一文字に馬を乗入れ、悉く蹴立つる。暮合の事なれば、鴨之助一人、其行方知れず。天晴剛強の勇士、能く切脱けたりと、人々之を稱美す。三十騎計りの敵十八騎、下條采女手にて討留むる。此手にて強く攻合ひ候は、藤田・安田・小倉三備は、柴田にて骨を折り候とて、下條近邊なれば、三條〔槽〕甘數人數をも合せて、采女召連れ、新手といひ先手に向ひ候故、斯くの如し。其次、藤田手先にて、五人切留むる。敵勞れ手負も之ある故、差して亂火の如く疾く働かず、残る七騎計りは切抜く。大に手柄の敵共なり。

第五、池ノ端の城を取つて、早速柴田御陣所へ註進仕る。則ち安田上總を、池ノ端城に差置かれ、追付に掃捨て、伊地峯城をば、下條采女に下され、此時、駿河守になされ、下條の地をば、采女舍弟安田筑前守に御加恩に下され、柴田城をば、小倉伊勢守に之を下さる。

同晦日、景勝公、柴田を御立あつて、春日山へ御歸陣なされて後、今度の働、上中下の御吟味、大小上下、親疎の隔なく、賞罰明正なり。藤田能登守には、御褒美として椿澤領九百貫拜領



なり。

附怪異あり。小倉伊勢守夢に、柴田因幡守、例の装束にて、常に好みし染月毛といふ名馬に乗來りて、小倉伊勢守に詞を替し、太刀打すると見てより、頓て煩付き、明春死去なり。伊勢守子喜八郎には、河田軍兵衛諸志多田に於て、父伊勢守跡目相違なく之を下され、柴田城をば、宮崎三河守に下され候所に、是も伊勢守が如くに、夢を見て死す。其跡を佐藤平左衛門に下され候處、又同前に夢を見て死する事、三年の内に、三人斯くの如し。其後、山岸右衛門が父宮内少輔に下さる。宮内、老巧の人にて、本丸に禿倉はくらを建て、柴田堂と號し之を勸請す。宮内は二の廓に居住なり。其故か、其後怪しき事なし。實理の理幽妙の妙不識。(思議カ)

附柴田にて返忠仕りたる猿橋和泉をば、直江山城に之を預けられ、其後、景勝公御側にて召仕はれたる小扈從猿橋源三郎は、和泉が子なり。次に伊地峯にて、道壽齋を討ちたる羽黒權太夫・河瀬次太夫・澁谷八郎右衛門・同彦助をば、下條駿河守に之を預けらる。何れも御褒美多く下し置かれ、仰渡さるゝ品々なり。

### 北佐渡主降參、南佐渡主逆心、景勝公、佐州御渡海

#### 平均に屬する事

第一、去申年、北佐渡主柴田一味、南佐渡主景勝公へ一味、御軍代として、藤田能登守、南佐渡へ渡海して、數度北佐渡へ取懸り、殊に北佐渡持の吉井城をも攻取り、鹽を付置く事、前に之を記す。然れば、去年、柴田滅亡なり。景勝公、御渡海ならば、北佐渡滅却たるべし。其期に及んで、降參せんよりは、御旗の向はざる前に、詫言を仕るべしと、内々思案の折節、南佐渡主、會津の盛馬たばに方便たばかられ、景勝公に背き、人質を捨て逆心の色を立つる。之を北佐渡主、慥に聞届けて、幸なりと悦んで越國へ註進し、種々御詫言仕り、一家連判の誓詞を認め、人質を差上ぐるなり。執權衆、御聞に達す。景勝公仰に、千思萬慮も入らず、兎角佐渡へ渡海し、一國平均せしむべき折節なれば、北佐渡の者一味にてもあれ、轉達てだてにてもあれ。渡海して其時に應ずべし。近々出帆すべき旨、返事申遣し候へと、之を仰渡さる。南佐渡逆心の義、彌、實正の趣、慥に聞ゆる故、御渡海の御陣觸あり。先づ見察として大石播磨守・長尾加賀守



兩奉行にて、足輕五百人其將十二人、總士百騎、天正十六年戊子五月六日、出雲崎より艤し、南佐渡を左に當て東方へ押廻し、北佐渡の内、片山の港へ著き、やがて陸へ押上り、足輕を前に立て、備を持つて陣屋を懸くる。其場所、先年藤田見定め、且つ佐州の者に問うて聞届け、或は圖を以て之を知る故、手早に陣場を取堅むるなり。

第二、藤田能登守・安田上總介・須田右衛門尉三組の士大將、合せて六千餘、翌七日に、出雲崎を出帆し、南佐渡を右に當て西方へ押廻し、澤根湊へ著く。是は北佐渡自然詐偽にて、大石・長尾等へ一戦を仕懸くる事あらば、手脆く負くる事はあるまじと雖も、猶用心の爲めに、三將を遣はるされば、佐渡の者共思寄らず、西方より大勢押上り、切懸り候はゞ、全く勝利を得べしとの儀にて、斯くの如くなり。就中藤田能登守相備は、垣崎彌次郎・新津丹波・齋藤三郎右衛門・松本左馬助・色部修理・黒川左馬助・甘數備後、檢使には村松應閑齋を差添へられ、先手を仕り、萬事指引能登守次第と仰付けらるゝ事は、先年渡海仕り案内なり。又先年、二敵に鹽を付けたる能登なれば、旗先を見れば、敵の心怯るべし。又先年、敵の武備の格敵の軍令等能く知るなれば、味方の擬作仕善しよかるべしとて、斯くの如くなれども、東よりの渡海の先衆無事

なる故に、佐渡の地五十里澤根兩所の上の山臺に、陣取を堅め取敷く。右の趣を、越國へ早註進仕る所、越國に於て仰付けられ候。何方へも相働かずして、御渡海迄陣々を堅め、罷在るべきの旨、直江より申遣すに付いて、六月五日迄、廿七八日の間、爲す事なくて罷在ると雖も、御渡海の沙汰もこれなし。藤田申さるゝは、御先へ參り居り、少々の内は左之右之、早三十日に及び、安閑として敵地をも見ず、陣屋に計り蹲踞うづくまる事、御先へ來りし甲斐なし。苟も御先を承る上は、委細の御下知を伺ふに及ばず。可を見て進むは、其圖に中らんが爲め、否を識りて退くは、其後を全うせんが爲めなり。何れも御爲めを存じ奉る儀といひ、殊に能登守次第との御意なれば、御下知を違背仕る道にては之なき間、せめて程近き吉井城へなりとも、手遣して然るべしと、各と申談じ、六月六日、北佐渡衆五十里澤根兩士大將の内にて、武道の譽ある者に、三人充と、親子・兄弟・伯父・甥の類を分けて一兩人充、此方より人指にて召寄せ、案内者とし、能登守は備大將と雖も一番合戦、二三は安田・須田三備と備定む。尤も其内、手分・手組・手配は、時に依り地に依つて、様子は變れども作法は違なし。陣城の留守は、新津丹波に人數を差添へ殘して、吉井の敵城へ取寄する。須田備は、其邊所々の植田を混散



らし、畠物を薙ぎ放火の働を仕る事、是又一の武術なり。藤田備は、大手に向ひ、安田備は搦手へ寄する。長尾加賀守は、大石播磨守を跡に残して、片上より出向つて、口に備を立設くる。然る所に、敵搦手口より突いて出で、安田衆に攻合を初むる。安田、幸と悦んで取鎖る。然る時、夏目舍人は藤田旗本備の番に當り候所、能登守より、舍人と齋藤源太左衛門とを、安田方へ兩使として、兼々申合の如く、敵出でば、會釋ひ引出され候へ。其様子を見て、當手より城を乗取るべく候。乗ると見て、敵、引入り候はゞ、附入の分別尤もに候との事なり。此義、前方より評定なれば、其期に及び、使を遣し申す程の事にては之なく候へども、舍人助、年若く候へば、幾度も事に合せたくと思はれて斯くの如し。然れば夏目・齋藤、其口上を安田に申達して、先手へ乗出で、敵合の様子を見るに、味方は敵の偽り曳き出さんと、備を弱氣に立配りて、其虚を見する。敵は競ひて、唯一揉に揉潰さんと進み懸る。然る時、敵城より金の風袋の差物を差し、絲火威の鎧を著、連錢驄の太く逞しき馬に乗りたる武者一騎乗出し、何たる仔細やありけん。采拜を取つて、味方を打纏め引入れんとす。舍人之を見て、逸足に追懸けて、彼の武者と互に馬上にて槍組む。齋藤も續いて乗懸り、舍人が左方にて、是も敵と互に馬上に

て突合ひ候。敵、此者共を助けて取つて返す。安田衆も突いて懸り、爰にて一攻合之ある内、舍人、彼の敵と押並んで無手と組み、兩馬が間に倒土落<sup>たふち</sup>ち、取つて抑へ、采拜を添へて高名仕る。斯の如く組討仕る時は、其働く心持、口傳。齋藤も槍組みたる敵の右方へ、安田衆井筒兵太夫助け来て、其敵を槍付けて、馬より眞倒に突落し、齋藤に向つて、首を御取り候へと申斷る。齋藤いはく、其方突落したる敵を、家來が高名にすべき様之なしといひて、先へ乗抜け、敵を追懸け候へども、敵は早城へ逃入りて、城戸を閉づる故、味方引取り、齋藤殿をす。右討取る首數廿三人、安田相備へ懸けて斯くの如し。さあれば、味方備を堅めて、田畑を費し働思ふ儘仕り、吉井城廻り放火し、日も漸く暮れ候故、藤田、采拜を以て備を納むるなり。

附翌七日、藤田所へ、安田上總來りて、夏目舍人・齋藤源太左衛門に感狀を出す。是は景勝公言上仕り、其内の驗なりとて斯くの如し。

第三、景勝公、六月十日、澤根の湊へ御著岸、先衆の取敷きたる陣城に、御旗を立てらるゝなり。直江・泉澤・島津・小倉喜八郎、父伊勢守時の組衆過半之を持つ、景勝公御渡海と聞いて、吉井主、初の働にさへ手懲りければ、之を悞れ、早々城を開き、羽持へ逃行くなり。十一日・十二日は御休息、十三



十四兩日、河原田佐渡守を初め、北佐渡衆御禮申上ぐる。十六日、南佐渡御退治あるべしと相究めらる。然る所に、越國御留守大將代甘數近江守より、〔糟〕奇異の註進あり。去十三日暮方、毘沙門夥しく鳴動して後、五尺廻程なる光物一つ飛出づる。其迹より大小五六千の光物列續して、佐渡の方へ飛行く。越國の諸人、慥に見申し候。是は定めて、謙信公御遺言の如く、弓箭神と成り給ひ、光を輝し加護あるべき事明著なり。今般全く御勝利疑なしと、下民に至る迄喜悅謳歌するとの義の事、廣く申上ぐる故、敵味方ともに知らざるなし。此事口傳。御備定首尾して、十六日辰刻、一の先藤田能登守、二の見安田上總介、相備の外藤田には須田、安田には島津を組合はされ、唯二備と用ふる。其一備といふ手数は、九正九奇、二九十八變にして、終つて又始まる。環の如く端なし。其外は、總じて御旗本組と、手分手配合して一備、越後家以上三備、三段作法は定つて、様子は變らず、旗本と號する其備に、三々の九法、三々の六令とする武備、秘訣深理なり。北佐渡勢をば、味方の右際に間を隔て、是も唯一備にす。越後後流見せ備なり。見せ備といふにも口傳あり。然るに、敵、羽持の本間三河守は、澤田の太郎左衛門・吉岡の右近に、先手をさせて一戦を持ち、鴻ノ川を前に當て、河端の窕を殘らず備

を立設くる。藤田能登守、工夫下知するは、小國の敵、今度の様なる大軍に對する事、十五箇年以來あるまじ。さあれば、先づ敵の一氣を奪ふべしとして、藤田相備ともに五百餘挺の鐵炮を、一度に放さする。前方より相談の定ありてや、安田備も御旗本組よりも、悉く鐵炮を打立つる。其鐵炮の音口傳。扱又、藤田内の江波治部左衛門、川端五六間近くへ乗寄せ、横切り一返乗つて、蹄跡に足輕を立てる。殘の足輕大將も、塵幣を取り馬蹄に足輕を立て、又一度に鐵炮を放つ。其作法猶口傳。茲に依つて、敵、彌、折灘され、周章騒ぎ、馬上の者は、飛んで下りて馬の側に隠れ、歩立の士卒は、下に跪き頭を俛し、槍を拳ることを忘れ、弓鐵炮を放ち得ずして楯裏へ集る様子なれば、備實なく旗正を亂る。是は先年、謙信公御渡海あつて、伐隨ひ給ひてより、餘國より手を指す事ならず、數代弓矢を取り、剛猛なる國風なれども、離島の小國にて、大軍との一戦、近年之なき故を以てなり。敵の旗色備の様子を見て、夏目舍人助、其日、藤田備の先手番なる故、我が組廿五騎を將る、一番に河へ乗入る。敵、最前勇氣を取奪はると雖も、剛強の佐渡士なれば、勵み防ぎ戦ふ。舍人、武備變用前後左右段々の定、上中下三一、又三に九つ、九一の法一得一棄、雲龍の備、雲は形なく龍は質あり。是敵味方の剛柔多少、自



國他國の異なるに依つて、其變ありと雖も、其常は全く定まる。川越の一戦、攻守の理、復々相合ふ。爰に至りて妙用妙舎、武備の大極意あり。此實理の備を以て、景勝公御下知にて、多勢残らず川を渡し、突いて懸る。其銳氣に拉かれ、敵一町程引退くとは雖も、押付をば見せずして、攻合ながら退く。舎人助、岸向へ眞先に乗上りたる時、敵と槍組み、馬上にて突伏せたるを、甘數備後守小扈從猪熊求馬續いて來り、此首は我に下され候へ。貴殿は數度の事なりといふ。舎人、尤もといふ故、求馬此首を取らんとする所、其場約しくして、敵之を捕らせじと、大勢斬懸るを、三人迄手を負はせて之を追拂ひ、難なく其首を取つて、舎人と伊古田主計とに斷り、先を心懸け候間、鼻を缺くとして之を缺き候。求馬、左の眉先一箇所薄手を負ひ候。後に見れば、甲に二所、其外所々具足に三所、剪疵・槍疵の痕あり。裏へは徹らざるなり。敵、三人の手負をば、藤田衆續いて、其場にて之を討取り候。

附猪熊、働の儀に付て、後先知らずの若者共、猪熊が、景勝公より御褒美頂戴仕りたるを嫉み、猪熊手柄箇間しく、屋形より御目見の儀は、夏目舎人に乞受けたる首の故なり。自身の働はなりかね、追散らしたる敵を、討つ事さへならざる臆病者なりと、惡しく沙汰するを、横目目

付中、其沙汰する者を能く聞届けて、御聞に達す。景勝公以外の外御立腹なされ、横目目付中を以て仰出さるゝは、夏目舎人に、猪熊求馬首を貫ひたる儀は、其隠なし。求馬忤にて、未だ事にも逢はざる者なれば、首珍しく存じ、貫ひたるは尤もなり。舎人助、一番に人を討ち、未だ馬より下りて、其首を取らざる内に、早く求馬驅付けたる故にこそ、首をば所望したれ。二番に進み、三番とは後れず、随分稼ぎたり。舎人追首を取らせたる故、求馬其場にて、自身敵をば討たざるなり。彼の首を與ふまじと申すとも、三番と後れざる若武者人突伏せたる首を、所望する心にては、必ず高名すべし。縦ひ、高名をせずとも、彼の貫首を取るに、其場迫しく、其身も數箇所手疵を蒙り、剩へ、敵三人迄手を負はせ、漸く首を取り候へば、其働莫大の強なり。又猪熊、追首を討取らざる儀、是は時の拍子合といひて、剛憶の批判には入らざる事なり。總じて武士の働は、首數には依らず、其場約しき所を穿鑿して、其志の強弱を吟味する儀なり。追首取らずとて、猪熊獨り高名ならずと申すは、酷だ武道不案内なり。殊に貫ひたる首を、兩人に斷り鼻を缺きて、先を稼ぐといひたるは、首一つ貫ひたるを不足に思ふ心入、然も脇道へ逃溢れたるを棄て、本道の能き敵をと追ひたり。其沙合故、敵を討たず



と雖も、彼の貫首を満足し、跡へ歸り人の後に屈せず候は、悪しくいふべき事なし。其上、猪熊、家主の甘數〔槽〕下同に、舍人に首を貰ひ候と、有體に申すは、一入正しき武士道なり。斯様の者を悪しく批判仕る者は、己が悪事を隠し、他の善事を誹り、身の程を知らぬ武道不吟味者なり。左様の者、我が下にあれば、其者附合ふ程の者、皆風儀悪しくなりて、我鎧弱し。左様の破家者に悪しく言はれ候はゞ、年若き猪熊、堪忍せず、不慮の事も出来候はゞ、能き者を失うて損なりとて、批判したる本人七人は、御旗本組に三人、甘數下に四人之あるを、一々之を捕へて、御成敗仰付けらる。其外、山を越えたるも七八人之あり。猪熊は若者なれば、之を氣に懸け申すべきかとして、甘數に仰付けられ、彌、正道に心を定め、後の働を勵み候へと仰せられ、五貫の御加恩下さる。古語所謂賞ニ小善ニ則衆善勸、罰ニ小惡ニ則衆惡懲といふ、斯様の事なるべし。

一戦の様子は、右の如く藤田先衆取鑢つて、敵を一町程追立つる時、藤田相備垣崎彌次郎甘數備後・松本左馬助・黒川左馬助・色部修理、何れも戦功を勵む。就中松本・甘數自身手を碎き、疵を被つて高名をす。斯くの如きを以て、敵愈々混亂す。安田上總介は、敵味方の一戦を、右に見て河上を渡し、羽持三河守が旗本に向ふ。藤田先衆に向ひたる魁敵、之を見て、我が旗本へ、敵の懸ると思ふと、備愈々騒ぐなる故、藤田先衆益々競ひ、勝に乘じ入替り、之を打つ所、藤田に組合はれたる須田右衛門尉相備七手自身の隊ともに、九手を段々に手組み手分けして、横筋違に入立つるを以て、敵散り靡くなり。羽持三河守は、先の負色に、少しも憶せず、安田が懸り来るを屑しともせず、旗本を五手に作り、下敷きて之を待ち、闔ひらき懸つて挑み撃ち、聚散離合打ちつ打たれつ、義を重んじ死を忘れて、爰を先途と闘ふ。浩かる所に、藤田能登守、我が旗本と、相備の内齋藤三郎右衛門・新津丹波が手と、此三手は動かさずして、荒手の如し。之を牛頭鼠尾の備と號す。傳。藤田下知して、此備を以て、本間三河守が、旗本の後要と殘す頼の備へ、突いて懸り散々に斬崩す。島津安田は、不淨切して節に合ひ度に中つて、能く其横を打つ。總解蘊累の備なれば、彼は薄く我は厚し。此故に敵大に敗北し、味方勝利を全うす。是に於て、藤田は逃る敵を、安田・島津に相渡して、我が備を押纏め、先手の人數の跡に續く。然れば藤田が先衆の斬崩したる敵は、吉岡城へ逃入る。之を追行く時、夏目舍人〔我が〕組を下知し、眞先に進んで、吉岡城丸戸張衛門の内迄附入り、自身敵一騎突伏せて、被官に首を取ら



せ、組の者迄高名さする。味方何れも差續き、<sup>〔戸〕</sup>丸外張の一構は、手もなく之を乗取る。藤田備へ、時の檢使として、萩田主馬來つて、右の様子段々能く見届け、之を言上す。丸戸張の内、舍人が左方に、主馬居て敵を討ち、舍人と詞を替はし候。然れば藤田能登守續いて來り、備を設け、各、甚だ骨折り候へども、此競に乘じ乗破るべし。一息休めて下知を相待たれ候へ、使武者を以て、手毎に申渡す故、三方より堅く取巻き、搦手一方をば之を闕きて、其先へ人數を廻し之を藏す。然れども、城内より女童部を搦手口より落す。其者、五七町何事なく落延びたるを、城内より見及び、又歴々の妻子等と見えたるを、大勢落し出し候時、兩度に落出でたる女童部を、獨も残らず、之を捕へて敵方へ見せ、闕きたる搦手へも人數を廻す。是に依つて、城内の澤田・大野・吉岡・澀手四人の士大將、刀脇差も帶せず、一僕も連れず、尤も具足も著せずして、自ら城を出で降參す。這回一戰籠城仕る事、景勝公に對し奉り、全く存するにあらず、憤りての儀を、唯羽持三河守と遁れ難く、一義を守つて斯くの如く候弓箭なり。禮儀是迄に候。我々四人切腹か、或は搦捕らるゝか。如何様の重罪にも、仰付けらるべく候。唯冀くば籠城の者共、又御召取り候女子等、助け下され候様に、<sup>ひたす</sup>混ら頼み奉り候と、藤

田能登守陣へ來りて申入れ候。藤田見積り、迂直の軍術工夫悪しき故、四將早速降參なり。藤田尤もと許諾して、則ち城を請取り、人數を入替ふる事、同日申刻なり。其内、景勝公、御旗本を押詰め給ふ故、右の段々、藤田言上仕り候へば、四人の申す所尤もなり。義を棄つるは、武夫の素志にあらず、籠城の者は申すに及ばず、四人の者も命を助くべく候間、越後へ引越し候へ。本領程仰付けらるべしと之を仰渡さる。四人忝く存じ奉る儀、限なく候。其大將本間三河守は、安田・島津に伐崩され、這々羽持の城へ北入りけるが、急ぎ妻子眷屬を引連れ、船に取乗り漕出して、行方知れず逐電す。安田・島津相備の面々迄、他國の様子、不知案内なるを以て、三河守を討留めず、無念と申すは尤もなり。其外、城々皆開渡し降參故、其日の内、佐州平均、治國利民の功なるなり。

附此一戰の時、佐渡先方の備、同じく人數の用様口傳あり。喩へて曰はば、兩頭者婆鳥如<sup>二</sup>羽翼。又いふ、棄不放<sup>レ</sup>拳不<sup>レ</sup>採、左右離相佐、前後救胥阻。此詞繼を以て私の知覺とす。祕傳あり。第四、景勝公、佐渡降參の族へ仰渡さるゝは、此國、謙信公伐取り給ひ、御手に屬する所、御逝去以後、時を見合せ越國に叛く。景勝、敵に對し障なく渡海延引。然るに、去る天正十二



年、南佐渡の者共、數通の起請文を以て、降を乞ふ故之を許し、藤田能登守を差越し、仕置き  
仕らせ候時、北佐渡の者共は、柴田因幡守と一味して敵なり。當年南佐渡、敵になり候へば、  
北佐渡は又、景勝脚下に馬を撃ぐ。當年北佐渡の者降參は、去年、柴田因幡を成敗し、據る所  
なき故なり。南佐渡の者逆心は、會津よりの手段に乗つてなり。南北ともに、景勝代に、敵  
になり味方になる、前後ありと雖も、其本は同じ。南は最前一味、此度逆心、北は最前敵對、  
唯今一味なり。當忠を以て少免あれども、柴田を成敗以後なれば、實の者にあらず。免角、  
國風表裏の作法と見えたり。其儘、此國に置き候はゞ、後來覺束なき間、本國を離れ、越後へ  
引越し候へと仰渡さる。河原田を初め、何れも越國へ引越し候へば、本領の高に應じ領知下  
され、智仁微妙の御心なり。

第五、佐渡郡代に越後家須賀修理亮を仰付けられ、河原田に居る置かれ、河村彦左衛門を算  
勘奉行と仰渡され、澤根に差置かれ、殘の城をば破却なされ、此外、諸事御仕置、御隙を明けら  
れ、御歸帆なさるべしと之ある所、羽持三河守父子、弟の〔神〕新保親子、彼此以上廿五人一戰敗北  
の砌、油利仙木を志し、舟に取乗せ逃げけれども、風悪しく、越國の新潟へ吹付けられ、海陸行  
方を失ふ。新潟兩司之を搦捕り、則ち佐渡に送り越す。是に於て鴻ノ川の河端に、三河守兄  
弟人質の婦妻子共、渠かれ儂十一人磔に懸けられ、殘る者共は首を刎ね、獄門に梟け之を曝す。邪  
道天命に背き身を終るの程無慙なり。其儘罷在り降參致し候はゞ、御助もなさるべき所、免  
角景勝公を頼むまじくと分別仕り、一己之逆心、別して悪しく思召し、見懲として件の如し。

景勝公、佐竹より頼み來り、奥州會津へ御手遣、所々

御手に入れらるゝ事

第一、同年七月廿九日、常陸國佐竹義重より、越後御清水別當を頼み、佐渡へ頼み越し申さ  
るゝ趣は、某次男、會津葦名盛氏養子に遣し、盛高と名乗り候。然るに前代より、伊達と葦名と  
矛盾にて弓箭を取り、會津家、後おくれを取らざる所、代替になり、伊達政宗より押掠め、防戦を遂  
ぐると雖も、盛高小勢、某方へ加兵を乞ひ候へども、當地よりは程遠く、其上、近隣の敵と弓  
箭を取り候故、人數不足に候。貴方は御大身と申し、會津の隣國といひ、殊には佐竹家も會  
津家も、謙信公の時は、御幕下にて候へども、近年障隙せられ、音絶に相成り候。此儀御免あ



つて、盛高方へ御加勢を出し、先規の如く御幕下になさるべく候。盛高は猶以て、御被官同意に思召さるべく候。此趣、少しも偽之なく候と、罰文を以て申越され候。景勝公御返答に、某頃日、佐渡へ出陣、一國恙なく斬隨へ候へども、其仕置等の爲めに、今に滞留候。當地隙を明け候は、又餘國發向の望之あり候。殊に盛氏より以來今に至つて、會津より某へ敵對に候。然りと雖も、今般御手前より頼み越され候を、承諾せしめず候は、弱を見捨つる事、武道の本意にあらず候間、近日加勢を遣すべしと仰遣され候。然れども火急の儀にもあらず、八月十五日前は、放生會の祭禮、出陣を厭ふ越後家の定法なり。是に依つて、八月十六日會津加勢衆發馬、其面々は藤田能登守・安田上總介・須田右衛門並に佐藤甚助に、植田三庄の小身衆を、相備に仰付けられ、扱又、小澤大藏・横田大學兩人は、會津宰人なり。兩人ともに、會津の内にて一城の主なるが、葦名盛氏へ楯を衝き、打負けて立去り、本意を頼み、景勝公へ來る故、召置かれたり。此度、小澤大藏には、刈輪衆少々差添へられ、大藏、地白に墨下猪小澤を持たれ候横田大學には、御旗本組少々差添へらる。右兩人、藤田・安田・須田三備の前驅となり、案内御導の爲めなり。附横田大學は、會津浪人仕り、權現様へ頼み來り居り候へども、會津へ本意近々は罷成るべき様子これなき故御暇申上げ候へば、權現様種々御引出物下され、上意に、越後は、會津へ山一つ隔て程近く、本意なり易かるべし。景

勝を頼み候へとて、則ち本多佐渡守より、直江山城守へ書狀相添へ、大學持参仕り候なり。

右加勢の兵、佐渡より越後の出雲崎へ漕戻り、志多田といふ所へ懸り、藤田・安田・須田三備は八十里越、小澤大藏は津川越、佐藤甚助は、上田衆と共に六十里越を仕る。陣堅の場は、會津多田美臺と相定むる。然るに、早會津盛高は、伊達政宗に押倒されて、佐竹へ逃歸り、政宗、會津を殘らず切治めらる。其跡へ越後加勢衆著し候。士大將衆申談し候は、斯くの如く押向ひ、盛高没落なればとて、引返すも如何なり。所詮政宗と一戦を遂げ、横田・小澤を本意さすべしとて、陣堅の場多田美臺は、山谷二つ隔てたる故、相圖を定め、八月十九日の晝、遠き方より先へ押出すべしとて、多田美臺を前に當て、此方の山に取備して勢揃をし、其日は何れも陣取り、明るる廿日相働く。其手分は、

一に、小澤大藏は舊領小澤へ相働く。

二に、藤田・安田・須田三備は、横田大學を案内にして先手とし、多田美より向ひ、横田・伊奈へ懸つて働き入る。

三に、佐藤甚助は、伊方へ取詰め働き入る。

景勝公佐竹より頼來り奥州會津へ御手遣所々御手に入れらる、事



政宗衆、其所々未だ堅固に踏定めぬ境節を可しなれば、何れも相談するは、隣國案内の景勝衆多勢にて、山手を取敷き、諸方より此方を見下して働き入る。景勝公も佐渡より歸國せば、先手の一左右次第に、出勢せんとの風聞なれば、防戦六箇しく候べし。其時引取らば、世上にて敗軍と沙汰すべし。這回、盛高を押倒したる一手柄を、世の面目として、先づ人數を引揚げ、景勝勢に入代らせ、其虚を伺ひ、後途の勝利を完うすべしと、評議一決して、前の夜、政宗衆退散す。此故に、越後衆亂れ入りて、伊奈・伊方・横田・多田美・小澤を初めて、其邊九十貫餘の所を、何の造作もなく斬取つて、景勝公へ註進仕るなり。玆に因つて景勝公より、佐竹義重へ使札を以て、其方より頼み越さるゝに依つて、會津へ加勢を遣し候所、盛高、援兵を待たず没落の仕合、是非に及ばず候。去り乍ら、家來の者共覺悟を以て、數箇所切取り候間、盛高の相働き追散らし、伊達歸參本意然るべく候と、仰遣され候へども、十月初め迄は、會津に、佐竹より働の沙汰之なし。此故に、小澤城には、小澤大藏本領安堵仰付けられ、横田城には、横田大學安堵、伊奈・伊方に御搔揚城を取つて、伊奈に色部修理、伊方には佐藤甚助を差置いて、伊達の抑仰付けらるゝは、ゆくゝ奥州へ御發向の時、兵糧運送の爲めとて斯くの如し。

藤田安田・須田、十月十六日、春日山に至り歸陣仕り、夏目舍人も藤田備に列參仕り、委しく覺えて之を語り候。

第二、景勝公、九月初め、佐渡より御歸陣なされ候。會津に於て相働き候様子、三人の士大將衆言上仕り聞召さる。尤も佐渡に於ての軍忠、大小親疎遠近の隔なく、明正に賞罰仰付けられ候。

附此後、天正十八年庚寅、小田原落居の後、太閤秀吉公より、蒲生忠三郎氏郷、會津拜領の時、秀吉公より景勝公へ仰越さるゝは、先年伐取り給ひたる會津領の内、蒲生氏郷へ相渡され給ひ候へ、替地は追つて遣さるべく候とあり。景勝公より御返事に、相心得候、替地の事は、明跡次第、何時にても苦しからず候。横田大學・小澤大藏此兩人は、數年某を頼み、本意を心に懸け、某が蔭を以て安堵仕り候間、今迄の如く其舊領に差置き候。氏郷へ相渡し難く候との儀なり。太閤、尤もと思召し、其趣、氏郷へ仰付けらる。故に横田・小澤、別條なく其地を踏んで居住、後迄斯くの如し。



本城越前守重長、庄内を治むる事

第一、景勝公、佐渡御渡海前御内試の時、本城越前守申上ぐるは、近々佐州へ御出帆、早速御一統疑なく候。某等、御留守に残し置かるゝ上は、堅固に居城を守り敵を抑へ、御持國安泰に存じ奉る儀は、勿論に候。御持國の端へも、他國より手を指す事は、常々御威光強く候へば、思寄る者これなく候間、某も佐州へ御供、望み奉るべき事に候へども、御人數御武案考へ見申し候に、御成功踵を廻さず候。且つ又、御意を背くに似申し候へば、御訴訟申上げず候。扱又、御留守にて御氣遣御座なく候へば、境目に御人數差置かれずとも、苦しからぬ事なれども、御憤の御仕置なり。然れば敵を抑ふる味方、他國へ攻入り、勝利を得候は、御留守にてさへ斯くの如くと存じ、差當り敵は申すに及ばず、残る敵も威に感じ、當方の御威光は益壯になり、後代迄の御佳名なるべし。縦ひ、萬一負け候ても、御留守なれば苦しからず、押入りたる所、一つの勝利なれば、強盛は同前ならんと存じ候。然る間、御赦免を蒙り、私抑へて罷在る庄内の敵地へ働き入り申度候。今度御留守に候へば、敵方油斷仕り、御手遣はあるま

じと、不意の所へ赴き候は、必定、勝利を得べき工夫御座候。御迹に残し置かるゝ御人數、少々差加へられ、庄内への働、仰付けられ下され候は、村上へ歸城仕り、彌、敵の虚實を計り、其時宜を考へ働き入り申すべしと、御直に言上仕る。景勝公聞召され、其必定勝利の踏所は、如何と御尋ねなさる。重長、懷中より委細の書付を出し、御目に懸く。景勝公尤もと思召され、阿雅北衆には、相川治部・竹ノ股・大川・黒川・酒井衆、又御留守組椎津鳥・山下・阿部、其外彼此本城相備に仰付けらる。重長有難く存じ奉り、相備衆と其首尾を示合せ、居城村上へ罷歸り、内々密々用意し、敵方陰謀工夫の外、又餘念なし。

第二、本城越前守、庄内を伐つべしと心懸くる濫觴は、庄内の屋形大寶寺義氏とて、弓箭の譽ある大力量の人なり。惡義氏と申し慣はし候。此義氏、嗣子なき故、本城越前守二男千勝豊後守、弟を養子に乞受け、庄内へ之を迎へ取る。然るに、同國羽州酒田に、東禪寺といふ人あり。庄内・大浦を初め、一門衆を招き集めて申さるゝは、大寶寺殿養子の儀、第一遅からざる事なり。然れども養子致さるべきならば、幸に某子供多し。それを望に存せられず候はば、類家の内に幾人もあり。左之右之もなるべきを、一往の内談もなく、他國より養子を迎へらる



ること、近頃遺恨なり。昔謙信、威風盛なる故、當家も上杉の幕下になれども、御館亂の後目にて絶えぬ。聊か私の宿意なければ、景勝へ詫言し、表向より繕もなく、申入れての上ならば、尤もなれども、内縁を以て、上杉家へ取繕ふ事、柔弱の策略なり。武道の正しき越後家に笑はれん事、口惜しく候と、大浦殿を初め、類屬庄内衆へ申されければ、各尤もと啐啄す。是に依つて、軍議示合ひ、此事の洩れざる内に、押寄せよとて、天正十四年戌の暮、大寶寺城へ俄に取懸け、即時に城を攻落し、屋形の義氏を先として、咸く腹を切らせ候。夫より酒田の東禪寺屋形に取直り候。此時、千勝は、越後より付けたる瀬野尾・杉井といふ兩士抱込み、善く斬脱け、恙なく村上へ供して歸るなり。扱又、庄内衆頼寄る方なくして、同國最上出羽守へ無事を入れ、旗本に罷なるは、越後へは本城越前守と仇なる故、望絶えて斯くの如し。茲に因つて、最上より中山玄蕃といふ者を差越し、大浦城に居置き、庄内の仕置を司らしむ。右の意趣を以て、本城越前守深く憤り、東禪寺を打つべしとて、庄内を切取り、二度千勝を大寶寺に仕居うべしと、晝夜寢食を忘れ工夫を凝す。越後家にて二心なき士、智愚柔剛四つとも、時に應じて用ふるを間諜といひ、歩卒の内にて、其事を爲す忍の者をば、透波といふ。

五つの習、十得十捨の傳あり。其變妙不<sub>レ</sub>至は難<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>間とは、異朝の書にもあり。其智の明暗に依つて、或は利となり、害となる。されば五肅分十間、三疑合五間、九虛及渠弁一實、迎我撈悟於一信、總萬化而千言噓語云々、本城重長此兩様を相用ひ、東禪寺方に附置き、或は庄内中分散せしめ、追々註進にて様子を聞届け、敵の弓矢の格を校へ、或は其旗下の城主を初め、士大將武頭物奉行等の姓名、又は功不功を尋ね問ひ、或は所々の廣狹險易は。地圖を以て之を知ると雖も、猶疑はしき所をば、再び問うて之を識り、或は敵の中、面々の不和・領知の熟不熟貧富、人事の情意、能く聞届けて、出家・町人・百姓等の才覺らしき者に、金銀米錢を以て計策し、又一つの口傳權實を以て、親を破り和に變ず。故に本城越前守に、心を通ずる庄内衆多し。就中、越後甥尾鑑の城主上山田、上杉の家風を望み、本城に依つて降を乞ひ内通する故、旁以て、庄内追伐勝利疑なき儀を、委細に言上仕る。景勝公も、内々御手遣の思召入ありと雖も、那邊這邊の御出勢、御隙を障へられ給ひ、今度事を幸と、本城に之を仰付けらる。本城怡悦仕る。されども、景勝公、佐渡に於て御勝利御仕置等、首尾調ひたるを聞定め、跡の氣遣なく、澤根帯を固めて後、庄内へ相働くなり。



第三、本城越前守、人數五千六百餘を引率し、八月十六日、居城村上より備を出す。蒲萄ヶ谷を押して、尾國城へ著く。是は村上より最上を抑ふる番手の取出城なり。此に於て、人馬休息の爲めといひて逗留す。此趣を、尾鎧の城主上山田より、千安城東禪寺へ註進するは、越後勢尾國まで取詰め候。其勢一萬八千計りと、慥に承り届け候。存じの外なる大軍に候間、一廉御加勢あるべく候。武功の上杉、殊に大軍に候へば、中々、當城などをば屑ものかきとせずして、朝足にも踏ふみくづ類すべし。さなくば、此地に抑を差置き、本城重長は、直に庄内へ打入るべく候。此城を專一と存する所に、破られ候ては、以ての外なる御大事たるべしと、追々申し遣し候。是に依つて、酒田越中守を大將として、庄内勢の内より百五十騎、足輕百人に、鐵炮を持たせて加勢なり。本城越前守、尾國を立つて尾鎧城へ押寄す。上山田之を聞いて、武頭物奉行等を呼集めて申す様は、敵來つて此城を攻めば、大事たりと雖も、引請くる衆心一致して、能く之を防がば、術多かるべく候へども、熟思ふに、敵の策略に、我々此まゝ籠城せば、一入當方を見みしな穰し、此地には抑を差置き、構はずして庄内へ通らば、是非我々、城を拂つて突いて出で、跡を慕ふべし。其時、勝利を得れば本望なれども、武功剛強の上杉衆、對待たいいくの人數に

ても危し。況んや味方廿倍の大軍なれば、抑の備に妨げられ、一戦を勵む内に、越後勢後へ廻つて、城を乗るべき事必定なり。此兩様を兼ね用ふる全勝の武案、予存じ寄らざる所なり。それを如何と、蹠々恟々と城に籠り門を閉ぢ、爲す事もなく踏付けられ、敵を庄内へ打入らするより外はなし。さあれば、我々此路を差塞ぎ、抑に居たる甲斐なく、弓矢の眉目なし。之を分別して、加勢を乞ひければ、漸く百五十騎越し給ふ。是を以て、敵を庄内へ通さず、勝を握るべき愚案なし。所詮城より打つて出で、先づ戦ふ所の地備を正しくして、佚して待たば、敵は後れ來る勞兵なり。味方は、所の案内を能く知る故に、逼々の勝地を取敷ひかき、其節に隨は、勝利に近からん。勝利を得ば、其地を踏まへ、追々庄内より加勢を呼招き、強く働き、又は手早に城に籠つて、道々に逆茂木を引き、翳勢カ蓋の地に伏勢カ姦を置き、堅固に之を守らば、敵此方を奥深く思ひ、當城を攻落さずば、庄内へ打入る事なるまじと思付き、城などを構ふべし。敵取巻かば、庄内より後攻を得て、内外より挟み撃つべし。此上にも、味方敗れば、其場にて討死か、斬抜けて庄内へ行くべし。遠念近計、城より出で、敵を迎撃つ外、愚案之なし、面々如何思ひ給ふといへば、上山田がいふ所、其詞理に當り、其籌義深く相聞えければ、酒田



越中を初め、何れも尤も同じける。さる間、加勢百五十騎を三備として、酒田越中守、之を率ゐて一の手に進み、二の見は上山田二百騎を五手に分く、是れは所の案内なれば、谿澗山手へ人數の廻左右相扱ひ、前後亂擊の奇術をなすべし。先手にて摧堅挫銳の正兵は、酒田殿にありと相議して、城より備を出す。酒田、馬に策ち、嶺頭を攀ぢ、四方四隅を眺瞻し、兵は高に好く低に悪し、高陵を取りしくべしとて備を立つる。然れば本城越前守、下より上に向つて戦備傳。一手二段一にして亦二、二手一段は二にして亦一、一二合左に分れ、二三は組んで右に合ふ。上杉家の妙術なり。之を用ふるに、備押の變用を以て、其業早く相達す。此を以て彼を襲ひ、鞞鼓地を動かし旌旗天を掠め、庄内衆之を待つて請取り、入亂れ相戦ふ半に、本城令して相圖の狼烟を擧ぐる。傳。或は形、或は名、形は宇なり、名は宙なり。是にて味方は定り、敵は知らずして、前に進むを純もつはらとして、後をば顧みず、爰を最後と闘ふ所に、尾鎗の上山田、相圖に應じて、跡より先手の酒田を取包む。是に於て、前後より挟み撃ち、酒田越中を初め、一人も残らず討取るなり。本城越前、尾鎗城へ打入り、首實檢して、軍神血祭を執行ひ、上山田を呼出して、今日の軍勞、其功ありと稱美し、引出物を與へて之を謝す。尾鎗城には、越

後勢の内を少々残して、繫の城とし、上山田を案内者として、先手に組合はす、此用捨了簡あり。本城、其日に諸勢を引牽して、蒲萄が谷を靜に押し、山の那邊の半腹に、堅固に陣を取しくなり。

附父舍人助、某定房に訓へけるは、右酒田申す如く、加勢に行つて、上山田が如く、野心の虚實を考へ知る事、軍議を以て其挨拶の詞を聞き、其將の家老近習を密に招き、五人を五度五色、三人は三度に一事を尋ねて、其變其常を知り、彼の將と我と新舊を知り、第一には私の智鏡を照らし、一刀の心鈍くして、兩斷未<sub>レ</sub>釗、四分六分にて、疑惑半ならば、其疑を制する備は、火急の期、一戦を取締る時の妙術工夫あるべし。謙信公姉婿長尾政景、是疑の備なり。謙信公、常に御油斷なく備配あり。或は其國先方、或は俄に降參の士大將、其心底を知らざる故、遠慮ありて尤もなり。或は譜第衆に、其不義邪慾の者あり。其手組手分配の備定、三様三段の心得、東西南北は敵の受様も、其地形其時に順じて逆ならず。又之の勝地を堅く踐へて、一の空地を與へて棄つべし。畢竟一理を究むべし。一箇の者も之を知れば、平生の行狀にも、其徳用多し。又籠城には、疑の備・曲輪配に二の口傳、人數の分合に、此の心得あり。



附天正十年午の夏、河田豊前守、越中國松倉城に籠り、信長衆五萬餘兵にて來ると雖も、河田が武威に恐れ、二方を遠卷す。此時、城中神保肥後守といふ者、越中先方士大將にて、河田相備なり。此神保、敵と内通なりとの疑ありと雖も、其色見えす。茲に依つて、河田、我が内の頼もしき勇士を、一人下鶯の如く出立たせ、夜忍びて敵陣へ遣しければ、即ち敵、之を捕へて怪み問ふ。答へていふ、某は城内神保が透波なり。何事とは知らず、佐々殿へ一通の狀を持ち來る。城中の者取らざる様に仕り、佐々殿へ奉れと申付けられ候所、那邊の森下の道にて、若者五七人出會ひて、刀脇差・羽織、彼の狀を入れたる打飼袋迄剥取られ、漸く是迄逃參り候。右の狀、當御陣へだに來り候へば、苦しからず候へども、城中者の所爲ならば大事なり、御僉議あつて給はれといふ。敵方にも心あるにや、後途の様子を見る迄とて、其上心を逃すなとて、之を擲置き、陣中を穿鑿するに、左様の者之なき故、如何と思案する内に、城中より矢文を射る。披いて見れば、河内方より、佐々所への充狀なり。

對<sub>ニ</sub>于當城之神保、密議之計略既露、令<sub>ニ</sub>籠<sub>ニ</sub>獄其身乍欲<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>首。惟併依<sub>ニ</sub>武道不功軍理未熟<sub>一</sub>也。弓箭玷辱末代汚名、豈可有<sub>レ</sub>擬<sub>レ</sub>之乎。蓋再<sub>レ</sub>之。神保者十稔已來新仕之族也。然是強<sub>ニ</sub>

其事<sub>ニ</sub>不定<sub>レ</sub>懷、頻於<sub>レ</sub>巧<sub>レ</sub>之赦<sub>ニ</sub>其身、可<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>渡其陣<sub>一</sub>。亟俟<sub>ニ</sub>回翰<sub>一</sub>畢。

敵寄合ひ、此返事をすべき歟、唯措いて返事をなさるかと決斷せず。城内には、矢留の幕を打ち、此矢留は、幕に限り、二時計り返札を待てども來らず。河田内蔵は、返書來らば、其文禮に依つて、眞僞知り易からん。然るに報檄來らざれば、神保逆意明なり。仔細は神保内通候ならば、早速返書、其伺にあやをなし、内の和を破る手段には、吉兆なりとて急ぎ返事すべし。さはなくて遲きは、何卒して此隱謀の顯はれざる様に、事を紛かすべしと談合すると見えたる事、疑なしとて、河田方へ神保を召し、召すに口傳、之を虜にす。同家老身近の者合せて七人、主従妻子ともに十三人、城外の堀際に之を磔け、神保が首に懸けたる膚の守袋の内に、佐々、柴田兩判にて、此儀一統の後、松倉城に五萬石添へて充行ふべしとの狀一通あり。河田豊前守が勇智深き故、隱微を察し疑慮を定むる斯くの如し。酒田智勇なく、上山田に闇々と計られて、討たれたる事、殘多し。附年經て後、本城重長、舍人に物語り仕らる。右尾鎧にて攻合の時、上山田と裏切、堅く申合ひたりと雖も、必ず之を頼にはせず、戰國最中、斯様の軍略、敵味方ともにある儀なり。我を欺くべしと、深く巧む心根、不明の智にては知り難し。世間の約束は、手を翻す如くにて、思



ひ定めし志も替りあれば、上山田も悔返さん事辨へ難し。其所を疑ひては、出勢せんも合戦せんも、ならずといふ者なり。此所を能く思案し、上山田裏切すれば、勝利尤も手裏にあり。萬一、上山田、越後勢を打つ爲めの詭計ならば、是々の武略を以て變を打ち、勝備定め五段三段工夫して、不敗の地をふまへ、必勝の旗を揚ぐ、誠に危からざる戦法なり。之を圖して、舍人に誨へられたりとして、某定房に之を傳ふ。

第四、本城重長、蒲萄ヶ谷の下り口中腹より敵地を見下し陣取り、後陣も大勢差續く。旗手、木の間の風に颯りて、龍蛇の動くに相似たり。物貝、夕陽に輝いて、電光の激するに異らず。山峰續途より、先の味方配、左右に啓きて又聚る。山峯谷瀧澗離山絰時瀧なるを用ひ、離絰を捨て山手の備全し。營舎も此理を用ふる事同じ。夜に入りては、山傳に味方の加勢來る如くに睹するは、火を聯ね、其火にて、雜人歩卒に、武頭等を少々加へ、味方絰の岑陰、山の下路より攀登らせ、夜明くれば、兼ねて用意したる作旗を儼し、競追ひ人數を下すには、一手切に曳切れざる如く、多勢の續く如くに見せ、同じ旗と見えざる様に、紋の書様迄旁口庄内より見え渡る山々を取敷き、日毎に陣屋を懸け廻し、旗を翻し鎧を賣り、炊烟絶えず。

時に狼烟を擧げ、夜は篝火續おひた駭し。敵之を見て、思の外なる大軍かなと、興を覺したり。されども軍國の時節なれば、敵方にも物馴れたる士多き故、越後方の様子を考へ、或は透波を用ひて知る。味方、又之を察して、敵の積る智を外す重ねての工夫、敵の透波を制するには、味方の透波を擬作反間利間をなす故、庄内の透波、歸つて告ぐるを以て、聆耳はき刺し。敵軍は心を屈し、味方は勢益熾なり。

第五、本城重長の陣、諸兵迅速の令を下し、八月廿二日夜中に打立ち、菅野の臺の城下迄、未明に押詰め、一方を抑へ一方を闕き、二方より緊しく之を攻め、異口同音に鬨を作り、入替り之を攻む。堀深しと雖も、飛入り跳超え、屏高しと雖も、踐毀り乗壞り、敵の防ぐを屑ともせず、鐵壁を築き鐵網を張ると雖も、之を障ふる能はず。城代秋田隼人正、城を開いて早く退散す。如古稻田・皆川内匠其下の衆兵、悉く落行くを、前よりは之を遮らず、後より追撃ち、雜兵ともに四百三十餘之を撃捨つ。就中本城備竹股衆黒地左近、敵皆川内匠を馬上より縦落し、首を取るなり。越前守は、城に乗移り、纏聲の口傳を以てし、此城を此方の附城に用ひ、丈夫に備を配り凱旋す。



第六、同廿二日、晝より頓に景氣轉じ、天搔曇り雲脚速く、微雨降り、夜に至り風雨甚だ強く大木を折り、中々物烈し。相備の中、相川治部少輔、竊に重長に申しけるは、相備の者と示合て候。昔源義經、平氏追討の爲めに、元暦二年正月十六日巳の刻、攝州渡邊・福島より纜を解き給ふ時、暴波舟を盪し、三日の海路を、三時計りに走らし、翌十七日遅明に、阿波國勝浦に著き、敵を打ち、夫より讃岐の屋島へ、二日路の行程を、夜を日に繼ぎて馳せ、大坂越の山路を経て、明くる十八日の午時に、高松の在家に火を懸け、屋島へ押寄せ、禁掖を燒き拂ひ、平家を西海へ追ひ落し、押續き長門國壇浦へ追行きて、平氏を悉く亡し給ひしとなり。是味方の銳氣に乘じ、敵の惰機を襲うて、迅速の武術なり。頃日打續いての軍勢、今日手火疾き城攻、且つ又、斯様の大風雨なれば、押寄せすべしとは、敵方思寄るまじ。敵兵氣儆ならず、守禦調はざるは必定ならん。善く戦ふ者は衝く所其不意、攻むる所其不守、御指圖には循つて、關根城へ押向ひ、攻壊し候はんと申す。本城領いて答へて曰く、某も左様に仕りたし、思設けたる事に候へども、去る十六日、村上を打立つてより今日迄七日、軍事に務め、食飲を甘んせず、寢寐を安んせず、人馬ともに倦疲れ候。打續いては如何あるべきかと進む心を、斯く須〔東脱〕抑へ

て、思惟せしなり。各、左思ひ給はゞ、慳ひ望む事なり。但し斯様の時、敵油斷あるべしとは、一概に思ふは淺く候。庄内方にも、武功の者多ければ、此時を一大事と用心すべし。第一城主樋野左衛門尉は、老功の勇者、數度物狎れて名ある者なり。されども、生得勇過ぎて進心甚しく、後途を稽ふる智淺き者なり。加勢の酒田民部は、實なる生付にて、深く兵道に志し、博學にて心さとく、一廉用に達つべき心なりと、人毎に譽むる。されども郷争の小攻合、漸く五三度も場を踏み、年は三十にも足らぬ若者なれば、十に八九、老武者の左衛門が進む心を、抑ふる事はなるまじく候。左衛門が内に根津郷右衛門、民部が下に赤字津刑部、此二人勇才拔群、武功の者なれば心惡し。されども、上擧用なき内、下として一分の大切は、なし難かるべきか。去りながら、相共に、軍議同せんも計り難き事なれば、越度なき様にとて、其油斷を討つに、備若し又實ならば、迂直の二備を爲し、或は攻め、或は闘ひ、其備の外、又一隊を塞放つ、越後祕傳なり。段々能く相議し、物頭物奉行等を召集め、勝利の軍謨を申含め、諸勢多く食し、酒を過ぎる程に飲ませ、馬に能く飼ひ、早く支度せよと下知しければ、衆心一同に勇み、馬物具得道具を取り押出す時、餘り烈しくして、旗竿を吹折る故、旗島を截裂き、



袖印とす。士大將は、旗馬驗の竿の弱きは、千段卷の打柄の鍵に取替ふれども、差上ぐれば吹僵すによつて、唯引傍めくくして漸く持たする。弓足輕は、矢と弦とに心を付け、鐵炮足輕は、玉藥火繩の心得して、前後左右の列を調へ、居並びて、本城が下知を相待ちける。重長は、嫡子豊後守・同次男千勝に、千三百餘の人数を附けて、菅野臺の城に残して、能く申付け、千五百の一備を三手に分けて、前箭に定め、其次に二千を、本城率ゐて四手とす。九手に分ちて變と爲す。後箭千餘一備一頭三尾、凡そ三段として馬を進めて行く。夜深に程なく、關根より一里計り此方なる在家にたよりて、暫く人馬の息を休むる所、兼ねて透波を先達に附置き、夜の斥候追々遣す故、歸り來つて、城の様子を告ぐる。敵聊も油斷なき由申しければ、越前守さあるべし。味方勝を握る事なれば、總軍皆靜に押すとも、夜は明くまじ。味方の備、近きは見え、遠きは見え、疑はしき時分篠目の頃、關根へ取付く様に仕れとて、段々に備を繰出す。其刻、雨も止み風も稍、收まり、晴行く雲の絶間より、西に傾く月影に、遙々敵城を見やれば、門々城戸をば堅く閉ぢ、櫓々栖樓は排き、狭間雙べ、鐵炮矢先を揃へ、屏裏には旌旗を飾り、戈矛を列ねて相待つ様子なり。關根より十町計此方の森を片取りて、諸備を残して隠

し置き、先衆は敵城を左に請け、三四町見渡して先づ押通る。斯様の備の制、利害大事あり。然るに、一二の備間に、假の備あり。口傳此隊、暴に譟ぎ大浦の道筋は、其地此地といふよりして匂諍ふ。之を禁せんとして、役者乘廻し馳違ひ下知するにて、猶々騒動す。敵、城より之を見て、關戸を開き、酒田民部、采拜を取つて進む。二の手樋野左衛門尉差續いて、彼の譟ぎたる越後備の正中へ、酒田民部突いて懸る。元より亂れたる備なれば、一羽も翕せず、逃げ崩る。此備に續いたる跡の前備は、崩るゝと見て、實は崩れず。譬へば、枝葉風に靡くと雖も、本根は動かざるが如し。之を動中靜の備といふ。又靜中備あり。此權術、孫子所謂鷲鳥將レ擊必顛レ翼、猛獸將レ搏必密レ形。是を韜勢といふ。是を以て、次の隊より酒田が備へ、切懸り入立つる敵の二の手左衛門が備へは、先より衝いて押入る。左衛門尉、是は辟易して、酒田に勦力を得ずして、取締りて戦ふ。味方五三手宛、先より返せば、敵の左の迹に進む味方は、敵の右手へ入替りくく突いて懸る。味方の先手千五百の内に、千は其攻合を相勵み、残り五百は、相川治部と大川主殿率ゐて、直に押して、彼方の方より城を攻む。二の手二千の備、是七千は此場の攻合の二の見なり。残る千を率ゐて、本城重長、此方より城へ懸り、堀



を越え土手を登り、屏に付き、一同に閨を揚ぐ。敵、楯太鼓を打ち、貝鐘を鳴らし、矢留の下知ありと雖も、しきり荐に鐵炮を發ちて止めず。口傳。其中を撃つに首尾相救ひ、常山蛇の如く雙方より乗入る。城兵、少々ありと雖も、諸方を兼ね拒ぐ力なければ、忽ち押頽され、逃入るを追續いて、二の廓迄乗取り、又閨を作る。此境節、城外にて樋野左衛門尉討死す。其様子は、堀際の攻合、越後方勝色、庄内方備色悪くなる砌、後の方へ人數遠り、閨を揚げ城を乗破りたるやうに聞ゆ。左衛門尉は、老功の將なれば、近習士廿四五騎、弓鐵炮四十挺、上下百二三十人にて、少しも騒がず、打纏めて居たり。斬脱けて落ちば落つべかりしを、何とか思ひけん、城乗の敵に向つて、今一防と思ひ、城内へ引取る所を、味方黒川兵庫、塵を取つて急に前み、透間もあらせず、附入らんとする故、又取つて返して戦ふ。左衛門自身手を碎き、敵をとりのし拉ぎ、聞ゆる大力の勇者なれば、薙刀莖短に追取延べ、向ふ者の眞額、錦鬘、脇楯籠手、草摺、之を薙ぎて、手下に三人切伏せ、五七人にも手を負はせ、あたりを拂つて見えける時、黒川兵庫と名謁つて、互に馬上にて鍵組む。左衛門尉、能き敵とや思ひけん。駈寄りて組んで落ち、上になり下になりしけれども、敵も味方も入亂れて、兩人共に助け來る郎従もなき内に、兵庫、鎧通り

の脇差を以て、左衛門尉が腋壺を突通して纏殺し、吭を搔落し、屍を踏んで起上る、黒川が働、他國遠邦とも口傳へ、聞く者之を稱美す。左衛門尉が下の者、其場を去らず、白刃に繋り命を殞す。是より少し前に、酒田民部、我が備四手の内、二手は早や突崩され、二手も漸く截靡かされ、敵には猶新手の備、後に續く故、本城が旗本へ懸つて、一勝負せんと機を窺ひ、二百騎計りの手勢を散らさず、味方の敗るゝをも救はず、脱免の氣を含み、靜に控へ居たる所へ、竹ノ股大隅守・酒井軍代・柏崎城之助・御旗本の檢使・椎津權六加つて、酒井備を下知して、竹ノ股と二備、左右より酒田民部が備へ切懸る。民部が人數、兩方の敵を防ぎ兼ねて混亂するを、民部、采拜を取つて下知す。味方、之を此備の將と見て、十四五騎にて取圍む中に、竹股が内に饗場の何某とかやいふ士、走り出で衝きたる鍵、誤つて民部が馬のふとばら尻肌を突きければ、馬は騰挑し頻に狂ひて、屏風返しに、弓手の方へ顛れければ、其身も左の鎧を躓えて、右の方へ飛んで下り、太刀を抜き、大勢へ割いて入り、敵を追捲り、五六人に手を負はせ、其内一人は斬殺され、一人は深手にて翌旦死す。民部も、三箇所手疵を被ると雖も、薄手なれば物ともせず、猶喚いて闘ひけるが、敵多勢なれば、危く見ゆるに、民部を傳立てたる赤宇津刑部といふ家老、



先手にて働きけるが我が、備も撃破られたり。兼ねて討死と思ひけれども、民部を如何と氣遣して、此所へ馳來り、這の様子を見ると其儘、馬より飛んで下り、今度の儀、爰に限らず候。身命を全うして、後の戦を期し給へ、いひ甲斐なき雜人原を、打つ太刀も穢しとて、民部を抱ひて我が馬に乗せ、鞆頭を取つて、大浦方へ押向け、鎧の柄を取直して、馬のさんづを強くたたく。たたくかれて馬搔立つて、逸散に飛びければ、民部は遁れて大浦へ行く。赤宇津は踏止つて、大勢に渡り合ひ戦ひけるが、二度の攻合老武者なれば、息絶えければ、若し虜られなば、恥辱なりと思定めて、敵を呼懸けて衝き<sup>しりぞ</sup>卻けて、其所を<sup>くつろ</sup>甘げ、刀の櫛を握り、左右の手に刀を添へ、背より前へ自ら頸を搔落し、刀を倒にして杖に衝く鎧柄を、足に踏まへ立ち死したり。然るに、上杉家武士道正しき故に、赤宇津が自害をせしと見るより、首を取らんとする者一人もなし。軍終つて、本城、之を聞いて、其場に體を墮めさせ、頸は取寄せて實檢す。其後、庄内平均の時、赤宇津が碑文を書かせ、石に彫りて之を建つ。程經て後までありしが、今は知らずと、舍人助物語なり。扱又、本丸に楯籠りたる根津郷左衛門は、櫓に上り、城外の攻合、味方敗軍の體を見て、此上はいつをか期すべき、名殘の軍して截死ねや人々。と下知

し、屏櫓より矢・鐵炮を放たせ、寄手の漂ふ所へ、門を開き、根津眞先に進んで突いて出づる。左右に列る者廿四五騎も、共に敵中へ駈入り、追出し追入れられ、五回迄戦ふ。根津、鎧を突き折りて刀にて働き、刀も少し損じて後は、脇差にて剗つて廻る。是に依つて、根津が鎧先・太刀先へ向つて討死したる者、即時に二人、味方延澤武太夫といふ者は、深手にて四五日過ぎて死す。此外、根津に相當る者多しと雖も、詞を替はし手を負はせ、或は鎧組み、或は太刀打したる者を擇んで八人、之を根津郷左衛門が鎧相手八人衆とて、人々に名を呼ばれ候。此内、五人は手を負ひ候。郷左衛門も十箇所計り疵を被る。然る所、相川・大川、兼ねて脇より取寄つて攻懸りければ、此攻合の内、此衆は後の虎口を攻破り、乗入るに依つて、郷左衛門、今は是迄と思ひ、門櫓へ走上り、梯を引き、挾間の板を<sup>おしひら</sup>擠き、腹を切り、鐵炮の藥の上に身を蓋ひ、火を放ちて灰燼となる。其櫓にて自ら刎ね腹切つて、同じく死する者七人、其外は皆討死す。足輕下々の者共、残りたるは皆生虜らる。越前聞いて、皆繩を赦し之を助く。喜んで逃行くもあり。一命の報恩、數ならねども、御供せんとして、居留る者も多し。味方手負討死六十餘人あり。



附是より先、樋野左衛門、越後備の押來つて諜ぐを見て、打出でんとせし時、根津郷左衛門申しけるは、我々、弓矢を擲つて名高き上杉家、殊に武功の越前守の事なれば、此城際にて騒ぐ事不審なり。偽りて引出して之を撃ち、附入にせんと武略か、又は別手を以て、後より城を乗らんと行か。此二つの内に洩るべがらず。餌兵は勿レ食との訓も候間、一定敵の様子を御覽候へ。構はず押通らば、諸備を喰留めて切崩すか、此城に抑を置かば、それに向つて撃勝つ武案もあるべし。又城を攻めば堅固に守禦し、千安より後攻を待つて、取包んで撃つ軍術もあるべしと、達つて之を諫む。左衛門尉肯かずして曰く、敵、某を見て慢る間、近く押すを、手もなく通しては、此城に居たる甲斐なく、武道の瑕瑾なり。矧んや、敵備の諜ぐを見て、其虚を撃たざるも度を失ふなり。敵、餌兵を以てせば、味方も餌兵を以て報い、本城が旗本へ、我が旗本を以て懸り、重長を見定めて、唯一打の勝負にすべし。萬一、思ふ圖外るれば、押纏め引取るべし。附入にならざる事は、左衛門尉が采拜にあり。是ともに汐合悪しくば、斬破つて千安へ退くべし。爲す事もなく、優寛として蹲踞り、城を卷かれ後攻を請ひ、其上にて如何程の大利ありとても、他の助を頼み獨の功にあらず。所詮左衛門は、打出すより外

の分別更になし。郷左衛門は城に残り、敵、若し城を攻めば一防防ぎて見よといひ捨て、馬を引寄せ乗出づる。此上は力なしとて、郷左衛門其外殘兵、漸く三十騎に過ぎず。是にて城を持忍ふべき様もなければ、左衛門尉、年久しく此城に居けるに、今日に至つて明城となし、人馬の足に、無碍々々と踏壞らせんも口惜しければ、本丸計りを一持にて、様子を見合せ火を發し、焼崩して自害すべし。之を今生の御暇乞と存すると、左衛門尉と別るゝに、小事を採らずして大利を慮るに、智なかるべからず、左衛門尉智なくして、勇も其儀にあらず。酒田民部少輔も、根津が謀尤もとて、再三、左衛門尉を諫め、赤宇津刑部も老功なれば、其席に列し諫めけれども、左衛門尉承引せず、左衛門尉打出づる時、酒田民部、左衛門が鎧の袖を控へて申すは、城主の出で給ふ所に、加勢に來り、某跡に残るは如何なり。此期になりては、是非もなければ、同戦して之を勵むべし。さあらば、我等、若役に先手をして、敵の先を摧くべし。其方は老功なれば、旗本の備を定め、二三の手配して、勝利を得給へと、強ひて先を望み出で、働きたりとなり。

扱彼の森の茂みを使つて、跡に残せし越後勢、軍粧を督し、敗軍の敵を此備に渡し、戦ひたる



備々は、人數を集めて備を堅め、敵地なれば、別けて慎んで斯くの如く追留の制限あり。扱敵の襲ひ來らん所を抑へ、諸方の斥候、其地に便つて之を遣し、本城重長は、關根城に旗を立て、牀机に居て、本丸の火を鎮めさせ、群兵、城に屯し、餘る人數を以て繰換へ、城の左右の陣を固め、代るく衆兵を憇はするなり。

第七、本城重長、關根城を攻落し、明くる廿四日、大浦城後大山と改むへ取詰むる。此城には、最上より來る郡代中山玄蕃頭大將にて、此節、最上より請けたる加勢、又庄内の衆には、村田右衛門佐菅沼虎之助等籠城、關根より退きたる酒田民部もあり。昨日、關根より敗北の兵、むだむだと城を落され、是迄引退くさへ無念なるに、此城をも又攻落されなば、彌、骸上の恥辱なりと思ひ入れ、庄内衆も、最上勢の見る所も恥しと思ふ故、城の様子、少しも弱氣見せず。越後家にても之に感ず。然れども、本城越前下知ならば、一日の内にも攻崩すべく候へども、大浦近くに根城の千安あり。千安城には、庄内三郡屋形東禪寺を初め、前盛藏人丸岡圖書助、押相右馬助、輔澤右馬頭、貞輪新之允、中野豊後守等隨一の衆楯籠つて、三郡の要なり。然れば大浦城を攻むるは易けれども、敵も一精出しなば、味方に手負死人多かるべし。頃日打續く

攻合城攻に諸卒疲勞すべし。後道の勝を含んで、本城、采配を取つて、既に屏に付きたる越後勢を引揚げて、堅固に陣を取しく。右何れも押への備を繰廻して斯くの如し。其備立の所は、城により敵により、其場により時に應ずるなり。口傳。

第八、本城重長、相備衆へ申し談じけるは、大浦其外の城は枝葉の如く、千安は東禪寺を初め、庄内隨一の衆楯籠れば、本根の如し。然れば大浦をば、先づ之を措き、千安を攻むべしと評議して、大浦を卷解し千安へ向ふ。大浦と千安と兩城の間に、三段十五と手分して營陣す。陰中の陽、陽中の陰、陰二、陰陽二陽、是に付いて大口傳。兩城の間に營陣する工夫は、本城重長三年已來、庄内へ切入るべしと存じ立て、我が内の頼もしき士五七人と密計し、法を背かせ、夫にかこつけて、坂を越させ、或は其者の方より不足を申立て、暇を貰はせ、其者共、庄内へ行き、大身衆へ頼り奉公仕る。就中本城が乳弟目賀多といふ勇士、俄に亂心す。本城、刀脇差を奪はせ、家老の本城式部に預け置く所に、二三月過ぎて、行方知れず逐電し、庄内へ行き、西條兵庫と名乗り、信濃卒人なりというて、東禪寺へ奉公に出でたりしが、庄内落著の後歸參し、目賀多帶刀と申して居り候。是又、先年の亂心は謀略なりと、何れも知りたり。斯



くの如くなるを以て、敵の様子、本城能く知り、殊に庄内衆の内、本城へ心を通ずる者多き内に、小國因幡守・高坂玄蕃頭といふ者、千安城に籠り、本城方へ潜に申越すは、當城より大浦へ後攻をし、夜懸の一戦し、越後勢動亂の所へ、大浦城兵突いて出で、本城を中に取込め、小備の新手を幾重にも作り、戦を挑みては、引いて備を堅め又懸り、一合再離離れて相合ひ、勝利を得べしと、大浦城へ相圖を定むるなりと告知らする故に、重長、大浦を巻解して、兩城の間に營陣し、敵の武略を能く知つて、それに重手を打ち、武略勝利の本を踏まへて斯くの如し。敵庄内衆は、是をば知らず、兩城の間に、本城陣取る事、天の與ふる所なりと悦んで、大浦と相圖を定め、八月廿六日の晩〔曉イ〕、東禪寺大勢を率ゐて城を出づる。味方は待請けて、少しも騒がず、本城豊後守を五備とし、二手は合し、二手は寄とす、一手は口傳。大浦の兵に向ふには、千勝を取立て、是も五手に備ふ。重長は前方よりも板橋を廻り、千安城の裏に人數を伏置き、東禪寺城を出づる其跡へ、乗城として時刻を考ふる所に、東禪寺は之を夢にも知らず、夜軍して敵を打つべしとばかりの心にて、人數を勝つて連れ出づる故、城に残る兵は僅なり。重長、時節好しと、一同に城に乗る故、即時に乗破り、早く火を懸けたり。東禪寺之を見て、力を失

ふと雖も、武勇の人なれば、差向ふ敵へ懸り、茲を最後と相戦ふ。豊後守勇み進んで戦ひければ、是にても勝利と見えたる折節、兼ねて重長へ内通したる小國因幡・高坂玄蕃、手勢を散らさず引縲め、主君東禪寺へ向つて、弓を引くは如何なりとて、大浦城兵に向ふ。千勝備に相加つて一戦を初む。然る内に、重長は城の門に櫓火を懸けさせ、靜に東禪寺旗本へ、後より切り懸る故、東禪寺備悉く敗走する故、味方之を追撃つ。敵、千安川に溺死する者其數を知らず。大將東禪寺は、川端にて唯一騎取つて返し、大音を揚げて、逃ぐる味方を、蓬きたなし返せと下知するを見聞いて、彼此二百餘人踏留り、爰にて又一攻合あり。味方願ふ所と、競ひ懸つて突いて懸る。敵後れの上なり、且つ又小勢なれば、屋形の東禪寺を初め、一家々老迄一人も残らず討死す。此様子故に、大浦城兵も、悉く敗北するを追撃つて、數多之を討取る。最上より加勢に來る中山玄蕃は、跡をも見ず、其場を逃亡して、唯一人最上まで遠く逃ぐ。見苦しき様子なり。首數雜兵ともに千八百餘、場堅の関を作り首實檢す。廿七日の辰の刻なり。附東禪寺、小舅東禪寺右馬頭一戦の砌、敵中を斬脱け、るが、先にて姉婿の屋形討死を聞き、涙を流し申しけるは、我れ多くの敵に後を見せ、是迄逃げ延びたる事は、夜中なれば、屋形の



討死を知らず。屋形存生ならば、重ねて人數を催し、本城を打ち、二度庄内を踏まへ、本意を達せんと思ひたればなり。屋形討死なれば、我れ一人、生きて更に益なしといひて、取つて返す。本城、首實檢して居たる折節なれば、右馬頭、旗も前立も相印もかなぐり棄て、黒糸威の鎧を著、右の手には抜刀を持ち、左の手には六十二間の星蓋、全小札三枚下りの鉦鍛しじうを附けたる匂、紛々たる首一つ提げて、敵備の中を押分けて通る。咎むる者あれば、越前守被官なり。大浦民部が首を取つて、實檢に參り候といひて、難なく重長が旗本へ來り、越前を呼び懸け、高名致し候といひながら、近寄り、其首を本城に投付けて、東禪寺右馬頭と名謁り、昔が子の三尺八寸の太刀を以て、本城が直額を、われよ摧けよと二打うつ。本城、勝つて蓋の緒をしめて、首實檢し居たる故、兜は斬割られず、左方の吹返を斬割り、眼尻より頤かけて切付くる。本城早く側に横たへたる薙刀を追取り、牀机を少しも去らずして、右馬頭をはね倒すを、脇より立合ひ、右馬頭が起上らざる内に斬殺す。本城は、其儘又首實檢し、首帳を認めさせ、凱歌の儀式を執行ひ、武名世に高し。

附右馬頭が刀は、相州正宗なり。本城則ち景勝公へ上る。其後、景勝、太閤へ進じ遣され、太閤より又權現様へ進せられ、今に紀伊頼宣卿に、本城正宗とて之ある由之を承る。寸長しとて、今かね二尺五寸に御磨上げなされたりと聞傳へ候。

第九、本城越前守重長、武功名譽の至なり。之を千安崩とも、又は千安夜合戦とも、今に申し沙汰す。右の通りにて、大浦城は申すに及ばず、酒田大寶寺城に籠りたる庄内の者共、城を開けて逐電し、或は越前守に降參して、敵對する者一人もなき故、三日の内に、庄内三郡、越前守手に入り、野合の一戦には、弱敵見崩聞崩といふ。斯様なるは、城故に見落し聞落しといふ、越後家の武者詞なり。重長二十日餘逗留し、仕置能く申付け、九月中旬、春日山へ歸陣して、委細に之を言上す。景勝公、御喜悅斜ならず、本城父子三人を初め、相備の面々を召出され、それぐの御褒美、其被官の者迄の様子、御吟味正しく賞罰明正なり。本城越前守には、庄内三郡残らず下され、瀬奈美郡村上をば、越前守嫡子豊後守に下さる。越前守心肝に銘じ、有難く存じ奉り、其身は酒田に居城し、二男千勝を、大寶寺の屋形に仕居る、積年の鬱憤を散す。重長無類の武功、是といふも、景勝公御威光の餘耀なり。



### 景勝公御上洛の事

第一、天正十七年己丑元旦の賀儀あつて、目出度き様子なり。其二月、春日山に相詰め罷在る衆、近年軍勞休息の暇を給はり、何れも持の城々へ歸る。珍しく各、喜悅仕るなり。太閤秀吉公より、端午の御祝儀として、石田治部少輔を越後に差越さる、御内意は、來年北條征伐の爲め、關東御進發御相談の由、後に相知るゝなり。

第二、景勝公の御簾中、武田信玄公の息女、勝頼公の妹、平坂對馬守を御輿添に仰付けられ、上方へ御上せなされ候。是は景勝公、宿老中と密談にて斯くの如し。景勝公仰せらるゝは、來年太閤、小田原發向に就いて、我等と前田筑前守と來合せ、關東筋へ相働くべしと、秀吉之を定めらる。秀吉事、古今類なき果報明發の人なり。匹夫より登揚して、天下を一統す。然るに、某に對し和睦は、工夫才智を以て、某へ疎意なき様子なるは、名將の謙信公の迹を嗣ぎ、北條三郎を討亡して、越後を治め、信州へ發向しては、小勢を以て氏直を追拂ひ、川中島四郡、其外佐久・小縣へも手を懸け切治め、或は會津領の所々を切しき、佐州一國悉なく平均。去冬は羽州庄内三郡

を治む。殊更天正十年、信長家の者共に對して、上杉家の弓矢の手柄、其後、越中宮崎にての様子、木村見て歸り、斯様の事にて、某が事を、秀吉も手淺く見らるまじ。然れば某が心のふらざる様にと存せられ、人質を乞ひ給はざるは名將なり。内心には、某を氣遣に存せらるべし。殊に關東陣觸ば、猶以て心許なく、人質を乞ひたく思はるべけれども、左様にては誠の道透きたりと、某にさげすまれては、却つて悪しかるべしとて、其事を申越されず、道を嗜む處を知らせ、彌、某に心安く思はずべしとの底意なりと察するなり。一度、無事を仕りては、某方よりは盡未來、心を變すべきにあらず。士は大小上下、共に心を變せざるを本意とす。其所を考へ知りながら、秀吉に疑はるゝは詮なしと、家老中と御密談を以て、御簾中を御上せなさる。太閤堅く御辭退なれども、景勝公より右の思召入にて、斯くの如きなり。

第三、十一月中旬、景勝公御發駕、同廿八日、京都本國寺へ御著なり。路次に、太閤より御使あつて御馳走なり。翌廿九日聚樂へ參り候。太閤御大悅、毎日の御使御音信あり。來春小田原御發向の首尾御相談調ひ、御歸國の砌、太閤の御執奏を以て、景勝公從二位に敘し、中納言に任せらる。後陽成院よりの御繪旨なり。御家來直江山城守四位侍從に敘任、藤田能登守



泉澤河内守・安田上總守四品に敘せられ、其外十一人、官位仰付けらる。是御武勇の餘光なり。極月御歸國なり。附、愚父舎人も、京都御供仕るなり。

附御在京中、秀吉公、景勝公へ御尋ね、本城越前守に、庄内三郡残らず充行はれ、嫡子豊後守、村上に於て別に領地を給はる事、過分の様子如何と御尋ね下さる。景勝答に、庄内は本城一箇の手柄にて、伐取り候と、本よりの事を委しく語り、斯くの如くに候へば、某取上ぐべき儀にあらず。村上は、越前が前領地故に、豊後を差置き候と仰せらる。太閤仰せらるゝは、庄内を伐取る事、景勝より加勢を乞ひ、兼々より景勝の弓矢に恐れたる庄内なれば、越前勝利を得たり〔脱カ〕景勝の威光を以て、庄内へ越前軍代に働き、伐治めたるを、越前一身の手柄に落し付けて、庄内を給ひたりと存する。然れば越前守は、上方に残し置かれ、籠中に付けられ、然るべくは、千坂計りはすげなく候。其上越前は、武功の名高き者に候へば、秀吉咄相手に致したく候。知行上方にて遣すべき間、庄内は景勝支配尤もに候と、達て仰せられ、則ち越前を聚樂へ召し、御直に其趣を仰聞けられ、江州に於て三千貫之を下さる。景勝公よりも、苦身銀とあつて千枚づゝ下され、御籠中に付けて、上方に相詰め候。本城越前も、尤も之を

悦び候は、縦ひ小身なりとても、天下を知り給ふ太閤より、御直に所領を下され、御馳走を請け、譜第の上杉家を出でずして、其儘罷在るを以ての故なり。右の通故、越前二男千勝には、信州に於て小田切安藝守跡を、景勝公より下さる。庄内三郡の様子は、

一に、其頃は太寶寺、後には鶴ヶ岡といひ、此城をば直江山城守に預け下され、城代本村監物罷在る。

二、昔は東禪寺、其頃は酒田、後には龜ヶ峯といふ。此城をば甘數備後守〔槽〕に預け下さる。

三、其頃は太浦、後には大山といふ。此城をば下次右衛門に預け下され、庄内三郡總代官算勘奉行仰付けられて、右の通りなり。太閤微妙の様子、斯くの如きなり。

附信州上田眞田安房守、今度景勝公御留守中、太閤家大谷刑部少輔と、内縁の筋目あるを以て、大谷へたより才覺仕り、二男源次郎を太閤へ差上げ、景勝公を引切り候。總領の伊豆守をば、我が手前に差置き候儀、安房守老功、末を考へ、以來權現様へ進上仕るべしとの思案なりとて、斯くの如しといへり。右の通り故、太閤へ、景勝公より御断り仰入れられ、是非御返し下され候へとの事なるを、太閤へ、大谷能く取繕ひ候故、様々、太閤より景勝公へ御詫言に



て事相濟み候。此故に安房守事、表裏の士なりと、之を咲はさる者なきなり。

### 太閤秀吉公、北條と矛盾の事

相州小田原北條氏政は、嫡子氏直に代を譲り、當時は氏直政務なり。秀吉公、天下を掌握する故、氏直降を乞ひ、上洛を致すべしと、堅く申入れられながら遅延なり。其上にて、氏直より秀吉公へ申入れらるゝは、眞田が掠取る所の上野沼田を仰付けられ、相渡し候様に、さあらば、早速上洛致すべしと、重ねて之を訴へらる。太閤家の衆、各、申上ぐるは、北條元來表裏の風なり、先づ上洛せられ、其上にては訴訟もあるべきを、さはなくして沼田を望むは、一旦の難を申し遁るれば、早速は御發向もあるまじと存じ、斯くの如く申す所不義なり。早々御發向御退治然るべしと申上げけれども、太閤御底意深くして、北條望に隨ひ給ひ、富田左近將監津田隼人正兩使を御差下し、眞田持の沼田を、北條へ引渡さる。是に依つて、北條家之を請取り、沼田猪俣能登守を差置き、剩へ、眞田持のなぐるみの城も、沼田城付なりとして、之を攻め取つて支配す。其上にも、猶上洛延引なり。秀吉公、以の外御腹立あつて、同年丑

の霜月、北條と御手切あつて、御陣觸之あり。

附右の時、六通の書寫、

條々

一、北條事、近年蔑公義不<sub>レ</sub>上洛。殊於<sub>レ</sub>關東<sub>二</sub>仕<sub>一</sub>我意<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>之條不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>。然間可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御誅罰<sub>一</sub>之處、駿河犬納言依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>縁者<sub>一</sub>、種々懇望之間、以<sub>二</sub>條數<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候<sub>一</sub>へば、就<sub>二</sub>御請申<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御赦免<sub>一</sub>、則美濃守罷上、御禮申上候事。

一、先年、家康被<sub>二</sub>相定<sub>一</sub>條數、家康表裏の様に申上候。美濃守に被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御對面<sub>一</sub>上者、堺目等之儀、被<sub>二</sub>聞召届<sub>一</sub>候様に、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、家之老從指越し候へと被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候處に、岡江雪指上畢。家康與<sub>二</sub>北條<sub>一</sub>國切之約諾之儀、如何と御尋之處に、御意趣は、甲斐・信濃の内、城々家康手柄次第可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申<sub>一</sub>付之。上野之内は、北條可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申<sub>一</sub>付之由相定、甲信兩國者、則家康任<sub>二</sub>存分<sub>一</sub>、上野沼田之儀者、北條不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>自力<sub>一</sub>、却て家康相違之様に申成候。寄<sub>二</sub>事於左<sub>一</sub>右、北條出仕迷惑之由申上候と思召し、於<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>者、沼田可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>候。乍<sub>レ</sub>去上野之内、眞田持來り候知行三分二、沼田城に相附、北條に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下<sub>一</sub>候。三分一者、眞田に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候



條、其内に有<sub>レ</sub>之、城者眞田可<sub>レ</sub>相抱<sub>二</sub>之由被<sub>レ</sub>仰定。右北條に被<sub>レ</sub>下候三分二之替地者、從<sub>二</sub>家康<sub>一</sub>眞田に可<sub>レ</sub>相渡<sub>二</sub>旨相究被<sub>レ</sub>成、北條可<sub>レ</sub>上洛<sub>二</sub>之由、一札出候間、即被<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>遣上使沼田城<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>相渡<sub>二</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>出江雪<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>返下<sub>二</sub>候事。

一、當年極月上旬、氏政可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>旨、御請之一札進<sub>二</sub>上<sub>一</sub>之候。依<sub>レ</sub>之被<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>遣津田隼人正<sub>一</sub>富田左近將監<sub>二</sub>沼田被<sub>レ</sub>渡下<sub>一</sub>候事。

一、沼田要害請取候上者、右之一札之旨に相任可<sub>レ</sub>取上<sub>二</sub>と被<sub>レ</sub>思召<sub>一</sub>候處に、使者指上、結局眞田相抱へ候なぐるみの城を取り、表裏仕る上者、使者に非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御對面<sub>一</sub>義<sub>レ</sub>候。使者事雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>生害<sub>一</sub>助命返遣<sub>二</sub>事。

一、秀吉若輩之時、孤と成、屬<sub>二</sub>信長公幕下<sub>一</sub>、捨<sub>二</sub>身山野<sub>一</sub>碎<sub>二</sub>骨於海岸<sub>一</sub>枕<sub>二</sub>干戈<sub>一</sub>夜寢風起、竭<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>勵<sub>二</sub>戰功<sub>一</sub>。然而自<sub>二</sub>中頃<sub>一</sub>蒙<sub>二</sub>君恩<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>人知<sub>レ</sub>名、西國征伐之義被<sub>レ</sub>仰付、對<sub>二</sub>大敵<sub>一</sub>爭<sub>二</sub>雌雄<sub>一</sub>之刻、明智日向守光秀、以<sub>二</sub>無道<sub>一</sub>故、奉<sub>レ</sub>弒<sub>二</sub>信長公<sub>一</sub>。此註進聞届け、彌、彼の表へ押詰め、任<sub>二</sub>存分<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>時日<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>馳上り、伐<sub>二</sub>逆徒光秀<sub>一</sub>、頭梟<sub>二</sub>獄門<sub>一</sub>。報<sub>二</sub>君恩<sub>一</sub>雪<sub>二</sub>會稽<sub>一</sub>。其後、柴田修理亮勝家、忘<sub>二</sub>信長公厚恩<sub>一</sub>、亂<sub>二</sub>國家<sub>一</sub>叛逆の條、是又令<sub>二</sub>退治<sub>一</sub>訖。此外諸國叛者討<sub>レ</sub>之、降

者 近<sub>レ</sub>之、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>屬<sub>二</sub>麾下<sub>一</sub>者<sub>上</sub>秀吉無事之表裏故、叶<sub>二</sub>天道<sub>一</sub>者乎。既舉然登<sub>二</sub>鷹揚之譽<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>鹽梅<sub>一</sub>即闕之臣、關<sub>二</sub>萬機政<sub>一</sub>處、氏直逆<sub>レ</sub>天違<sub>レ</sub>理、對<sub>二</sub>帝都<sub>一</sub>企<sub>二</sub>奸謀<sub>一</sub>蓋不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>天罰<sub>一</sub>哉。古語に云巧訴不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>拙誠<sub>一</sub>、所詮普天下背<sub>二</sub>勅命<sub>一</sub>輩、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>誅罰<sub>一</sub>。來歲必携<sub>二</sub>節旄<sub>一</sub>令<sub>二</sub>進發<sub>一</sub>、氏直首可<sub>レ</sub>刎事、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>廻<sub>レ</sub>踵者也。

天正十七年十一月廿四日 太閤

北條左京大夫どのへ

態、差<sub>二</sub>遣使者<sub>一</sub>候。北條儀、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>由御請申し、沼田城請取之一札之面をば不<sub>レ</sub>相立、信州眞田持之内、なぐるみの城請取る由、津田隼人正<sub>二</sub>富田左近將監<sub>一</sub>方より書狀相見え候。然れば北條表裏者之儀之間、來春早々出馬、成敗之儀可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>候。早四國<sub>一</sub>中國<sub>一</sub>西國<sub>一</sub>、其外國々陣觸れ申付け候。其表境目の儀、又は人數可<sub>レ</sub>出行等之儀、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>直談<sub>一</sub>候條、二三日之逗留、馬十騎計りにて、急々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相越<sub>二</sub>候。彼表裏者爲<sub>レ</sub>使石卷下野と口覽罷上候。押拔候而、なぐるみの城を取候間、彼使者石卷成敗雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申付、助<sub>レ</sub>命御返候。然者、右關東御使津田隼人<sub>二</sub>富田左近將監<sub>一</sub>申上候に付而、見計らひ候而、沼田城可<sub>レ</sub>相渡<sub>二</sub>由、被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>遣



候處、城請取り候刻、彼表裏者、二萬計り差越、沼田近所に陣取り候由、彼人數候を見候者、隼人左近方より、其様體御註進申上、可爲其上之儀候處、一往不<sub>レ</sub>及言上、沼田城相渡し罷歸り候事、如何思召候處、剩なぐるみの城取り候。最も兩人不<sub>レ</sub>相届仕形に候。然る間、彼石卷差添被<sub>レ</sub>遣候。兩人事、三枚橋境目城に、來春被<sub>レ</sub>出御馬候迄、番勢可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付候。被<sub>レ</sub>出御馬上に而御成敗か、可<sub>レ</sub>有御赦免<sub>レ</sub>歟否の儀、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出候。堺目城に被<sub>レ</sub>置候而も、謀叛可<sub>レ</sub>仕者に非<sub>レ</sub>ず候間、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有御機遣候。北條方へ、以<sub>レ</sub>如此一書被<sub>レ</sub>仰遣候間、其方へも、寫<sub>レ</sub>加朱印被<sub>レ</sub>遣候。何方へも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲見候。北條、此返事申上候に、其墨付可<sub>レ</sub>有進上候。猶其上、石卷玉龍兩人事、被<sub>レ</sub>返遣候歟、可<sub>レ</sub>有御成敗<sub>レ</sub>歟、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出候。若墨付之返事無<sub>レ</sub>之に付而は、則ち境目にはた物に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>懸候。妙音院事、假事を申廻し不<sub>レ</sub>相届所行、今般被<sub>レ</sub>聞召<sub>レ</sub>曲事に候。於<sub>レ</sub>様子者、淺野彈正少弼方より可<sub>レ</sub>申候。委細新庄駿河守相合候也。謹言。

十一月廿四日 太閤御朱印

駿河大納言殿

猶以て、越後宰相も、四五日中に上洛之由に候。幸に候間、關東への行の儀、可<sub>レ</sub>相談<sub>レ</sub>之條、早く上洛待入り候。雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、駿甲信堺目相抱へ候留守居被<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然候。

條目

一、老父上洛遅々の由有<sub>レ</sub>之て、至<sub>レ</sub>沼津御下向、一昨五日之御紙面、案之外に候。抑去夏妙音院一鷗軒下國の刻、於<sub>レ</sub>截流齋罷上儀者勿論に候。併當年者難<sub>レ</sub>成候。來春夏之間可<sub>レ</sub>發足<sub>レ</sub>之由、條々雖<sub>レ</sub>御理に候、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>旨、頻に承り候。公義之言及<sub>レ</sub>了簡、極月傍口半途迄も罷出、正月中可<sub>レ</sub>京着<sub>レ</sub>由に候き。就中先年家康上洛之砌は、被<sub>レ</sub>結御骨肉、猶大政所を、三州迄御移之由承届候。就而名胡桃仕合に付御腹立、或は永<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>留置、或は國替、斯様の惑説に付、方々申來り候條、二度下國存じ切の由、截流齋申候。父子之困可<sub>レ</sub>有御察候。依<sub>レ</sub>之、妙音院一鷗招き申、縦此儘在京候共、晴<sub>レ</sub>胸中心安<sub>レ</sub>く上洛爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申に候。更非<sub>レ</sub>別條候事。

一、此度爲<sub>レ</sub>祝儀爲<sub>レ</sub>差上候石卷、御取成模様、於<sub>レ</sub>都鄙失<sub>レ</sub>面目候。更以、氏直相違之扱、毛頭有間敷候。御兩所へ恨入候。去る四日、妙音院此方へ招申儀、石卷御取成不審に候

太閤秀吉公北條と矛盾の事



間、内々可尋申存分故に候。然に半途にて、被相押之由、無是非存候條、以書狀申述候事。

一、此上も、無疑心至御取成は、無猶豫截流齋可上洛旨申候間、御兩所有御分別、可然様に所希候。

一、名胡桃の事、一切不存候。彼城主に候か。中山書付進之候。既に真田手前へ相、渡内候間、雖下不及取合候、越後衆半途へ打出で、信州川中島と知行替之由申候間、御糺明之上、從沼田其以來加勢之由申候。越後之事は、不成一代古敵、彼表へ相移候者、一日も沼田安泰に可有之候哉。乍去彼申す所、實否不知之。自家康も、先段尋極爲可申被遣候き。定而三日中に可來候。努々非表裏、名胡桃至時百姓屋敷淵底以前、御下國之砌、可有見分歟の事。

一、以前渡給候吾妻領、真田以取成百姓押拂、一人も不置候。剩、號中條院前旨臺詰〔本ノマ、〕不相渡候。斯様之儀、少年可申達様無之候間、打捨置き候。猶名胡桃之事は、對決之上、何分も可任承意事。以上。

十二月七日 氏直

富田左近將監殿

津田隼人正殿

一、從京都御書付給り候。竝に御添狀、具に披見。内々之返一つく雖可及貴答、還相似慮外候歟の間、先令閉口。畢竟自最前之旨趣者、貴老淵底御存の前、委細被仰披候者、可爲本懷候。猶罪之品、糺實否候様に希所候事。

一、兩日以前、以使申き、津田富田方へ申遣五ヶ條、入御披見上は、重說雖如何候、猶申し候。名胡桃努々從當方不乘取候。中山書付進之き。御糺明之者、可被聞届事。〔旨カ〕  
一、上洛遲延之由、〔披脫〕露御狀無曲存候。當月之義、正二月にも相移候は尤に候か。依或說妙音一鷗相招き、可晴胸中之由存じ候處に、去月廿四日御腹立之由、御書付誠に驚入り候。可有御勘辨事。

右之趣、御取成所仰に候。恐々謹言。

十二月九日

氏直



徳川殿

御札披見、本望に候。抑今度之様子案外至極。已前以<sub>二</sub>鈴木氏直<sub>一</sub>申達し候き。能々初中後御工夫可<sub>レ</sub>然様に御取成專要に候。何廉にも、氏直無<sub>二</sub>表裏<sub>一</sub>處、分明に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>候事、年來之筋目、此節に候。悉皆貴老へ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御指引<sub>一</sub>候。恐々謹言。

十二月九日

氏政

徳川殿

貴札之趣、氏直父子に具に爲<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候。委細被<sub>二</sub>申達<sub>一</sub>候。有<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>然様に御取成所<sub>レ</sub>仰に候。猶可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候。恐々謹言。

北條美濃守

氏規

極月九日

駿府之貴報人々御中

### 太閤秀吉公、小田原御征伐の事

第一、天正十八年庚寅三月十九日、秀吉公、花洛を御立あつて、同月廿八日、豆州三枚橋御著

陣、小田原にも内々評議、武功の衆申すは、氏政公は小田原御籠城、氏直公は御出馬あつて、沼津在城の松平周防守を攻め亡し、彼の地に御旗本を定められ、先手の大將に、北條美濃守・北條陸奥守鬪取にて、御一人差遣され、富士川を隔て、之を防ぐか、さなくば、三島に御旗本を定められ、先衆を以て、黄瀬川を隔て、或はそうか原まで取續いて、一戦を持ち備へられれば、敵は遠國の諸兵、氣を屈し長陣なし難く、味方は關東支配、方々にて城を守り、國を強く堅め候は、御勝利あるべし。家康、當時は秀吉方なれども、味方の競に依つて、氏直公の御舅なれば、其節は味方になり給ふべし。さあらば、秀吉より扱を入るべし。其上にては、又如何様にも、其時に當つて御分別なさるべしと、各、申すと雖も、近代北條家風悪しく、氏政・氏直、柔弱の大將にて、出陣を嫌ひ給ふを、佞奸の者之を知り、假令敵、幾千萬寄せ來るといふとも、箱根の關所を越ゆる事なるまじ。況んや、東に大河あり、北に險阻あり、南は大海の荒磯にて、昔より船を寄する事なし。味方續きの國々、或は敵の境目に、人數を多く遣し、參らざる事なれば、是も敵の長陣ならざるは、同じ事なりとの談合に落著す。是に依つて、宮根山中城主松田兵衛尉に、加勢として北條左衛門大夫を大將と爲し、間宮豊前守・朝倉能登守を



相添へ之を遣し、薙山城主北條美濃守方へも、加勢に檢使として、富永山城守を添へ之を遣され、宮城野口は、松田尾張守を大將と爲し、上田上野介・原式部少輔等を差遣され、湯本口は、千葉新助等、竹浦口は北條陸奥守を大將と爲し、成田下總守・壬生上總介・皆川山城守を、相備にして之を堅むるなり。

第二、太閤沼津御著城の時、作り鬚をなされ、長刀を差し給ひ、異風の御出立にて、諸勢へ仰せらるゝは、北條、筥根を越えて備を出し候は、味方一戦しにくからんと思ひ、其工夫を仕りたる所に、北條、早や頭を揚ぐる事もならぬ體なれば、味方、早速勝利を得べしと、其理究を仰せられ、御大悅御祝儀として、各に御酒を下さる。傳。御備定なされ、薙山の抑へには、織田信雄公に、蒲生氏郷・細川越中守・中川藤兵衛・森右近を相添へ之を遣され、山中城へは三好秀次公を大將として、其先手には、中村式部少輔・木下美作守・織田有樂を相添へ之を遣さる。此諸勢、三月廿九日、山中城を乗取り、松田・間宮討死す。同日、薙山も落つる。家康公は、足柄越をなされ、小田原へ押向ひ、天狗嶽の下諏訪の原の上、竹の下山に御陣取なり。其故に、小田原より的人数、早々御持口の所々を捨て、四月朔日、小田原城へ逃籠るを以て、翌二日

より、小田原城を取巻き、太閤は湯本に御本陣を移され、小田原の海へも、九鬼大隅守・加藤左馬助等を初めて船を入れ、北條肝要と頼みたる筥根を越えらる。昔より船の入りたる例なしと思ひたる磯際へは、船を漕寄せられ、大將其勇を失ひ、萬卒力を落す。扱又、譜第隨一の家老松田尾張守は、秀吉公へ堀久太郎まで、降を乞ひて内通す。此事、松田三男左馬助、氏直公に訴ふるに依つて、城中に於て松田切腹す。此陣、初中後まで、秀吉公微妙の智略・武略・計策。傳。是に依つて、民政公・氏直公、終に降を乞ひ城を渡さる。七月十日、家康公の衆本多中務少輔・井伊兵部少輔・榊原式部少輔、城を請取り、北條左京大夫・氏政・同舍弟陸奥守氏照、醫師安清軒が宅へ出でられ、同日の晩切腹なり。〔曉イ〕氏直は御宥免、高野山へ之を遣さる。北條美濃守・同左衛門大夫・松田左馬助・大道寺孫九郎等、供仕るなり。行々は西國にて、一州遣さるべしと、太閤御底意なりと、相聞ゆると雖も、天正二十年の冬極月、氏直疱瘡を病み、三十三歳にて御死去なり。

景勝卿・利家卿、關東へ出勢の事、佐藤一甫齋御成敗の事



上杉黄門景勝、羽柴黄門利家兩大將は、關東北條持の城を、伐隨へらるべしと、秀吉公より御掟、北陸道より出勢なり。是に依つて、景勝公御人數二萬三千、御備定は、一の先手は、關東案内なれば藤田能登守、此相備佐藤一甫齋、<sup>〔槽〕</sup>甘數備後守、阿雅北衆、黒川相州、黒部、加志、松本竹の俣、藤田備三千八百なり。藤田自身の備、寄騎五十騎の頭、夏目舍人助に仰付けられ、五十貫の御加恩、其時までは軍八と申候へども、其名、若く聞え候とて、舍人助に之を爲され、景勝公御座間まで、藤田能登守同道にて、長尾加賀守奏者にて召出され、御直に、右の通り仰付けらる、舍人助廿二歳の時なり。然る故、藤田備の内にての先を舍人仕り、増毛但馬守を添へ付けらるなり、舍人跡の小頭は、齊藤源太左衛門なり。村上源五國清儀、海津城代召上げられて以來、御勘氣同前なるを、種々御詫言申上げられ、御免あり。此度、相備を付け給ひ、七手組の頭を仰付けられ、旗本共に八備となされ、備を定め調へ、秀吉公御指圖を相待つ。二月十日、春日山を御立ち、十五日、信州海津城に著、爰にて羽柴筑前守利家よりの一左右を待ち給ふ所、同廿七日、利家同國望月まで出陣の由、是に依つて、景勝公も、同日海津を立ち、尼が淵へ懸り、小諸へ出で、追分まで上道十一二里の所を、二日に押し、廿八日に著陣なり。兩

手人馬を休め、三月朔日、景勝公、碓氷峠に陣城を構へ、三里押しして斯くの如し。利家は景勝に一日下つて押し給ふなり。此兩手の先をば、信州三組衆とて、真田・蘆田・小笠原、秀吉公より仰付けらるゝは、關東案内者故なり。

附越後勢、信州植田を押し通り候時、真田申付けたると見えて、本海道を、<sup>〔上〕</sup>植田の町へ懸り通り候は、景勝の憎を得る真田なれば、定めて下々狼藉致すべしと積つて、新道を本道の北の方に拵へ、本道には虎落を結び置き候。藤田、先手にて押し候故、某之を見て怒り申すは、真田が分として、景勝公を此虎落一重二重にて、妨ぐべきや。縦ひ、鐵を延べて籠めたりとも、我々向ひ候は、どか踏殺さではあるべきなれども、秀吉公、種々御詫言故、景勝公、命を助け置かれ候。斯様の節、幸と存じ、其身は出陣仕るとも、留守居に申付け、御馳走を致すべき覺悟はなくて、一箇の細心に引合せ、此折節、仇を仕らるべきかと、景勝公を積るは、己が方より、弓矢の習ひにて行を仕るは格別、然れば本道を避けて、脇道へ懸るは弱味なりとて、真田方より拵へ置きたる柵木を引倒し、虎落を踏散らして、植田城下の本町を押し通り、一人も新道へ懸る者なし。然るに、藤田相備佐藤一甫は、元來甲州家の者にて、真田と懇意、



其上、眞田が内に、一甫が壻あり。其故、眞田を最員し、藤田を悪しく思ふ、是れ武士の正道を知らざる不吟味なり。藤田にも断らずして、城中、壻の所へ立寄り、罷歸る時、藤田が長柄持松井勘之允といふ者、長柄をば我が手替の中間に持たせ、陣具の爲めとて、繩筵等を買ひ候て、通り候を、一甫見付け、松井狼藉を仕ると、詞を懸くる。松井答へて、何とて狼藉と仰せらるゝや。御掟を守り候へば、全く押買にては之なく候。殊に當地は、眞田殿町にて候故、一入作法を亂すべからずと、藤田申付けられ候故、非義仕らず候。其證據は、長柄目附の横貫作太夫断り候間、先にも御聞き候へ、賣主も是に居候間、御尋ねあれと、理究を申し候へども、一甫聞入れずして、我が馬の口取の持ちたる鼻ねちを以て、松井が頭を撃ち候。此者目を廻し候。相役の者共打寄り、其場にては取合はず、松井を青田に乗せ、追分の泊にて、藤田へ右の段々を訴ふ。藤田則ち直江と諸共に、景勝公の御前へ出で、涙を流し申上ぐるは、某體に御役儀を仰付けらるゝ故、軽く御座候て、相備の佐藤一甫、不義を仕り候。去りながら、上より備大將仰付けらるゝ上は、何事も某に相断り申べき所、脇寄仕り候は、某計りを輕しめ申すにあらず、屋形様を重んぜず候。是のみならず、某長柄の者、狼藉は仕らず、證人を

立て買物仕り候儀を、一甫酒に酔ひたるか、己が威を、眞田方の者に見せんとの分別にて仕り候や、散々打擲仕り候。其様子は、直江言上仕るべく候。佐藤事、武道不吟味、御後聞き者にて御座候。御成敗仰付けられず候は、某自分に成敗申すべく候。斯様の者を、其儘にて差置かれ候は、某組の面々は、申すに及ばず、他組の頭をも、其組々軽く存すべく候。軽く存じては、下知を承はらず候て、御合戦御勝利御座なき儀なり。某申上げ、無理と思召され候は、御扶持を放たるゝか、切腹仰付けられ候へと、申し捨て、御前を罷立ち候。然る間、直江に仰付けられ、彌、御吟味なされ候へば、一甫誤に相究り候故、一甫を御成敗に落著す。直江、即ち藤田と相談し、一甫が寄騎の小頭兩人、拔井金助・小保方佐太夫を呼寄せ、佐藤が咎の様子を、能く申聞かせ、景勝公御立腹は、一甫御法度を背くのみならず、備頭の下知を請けずして、脇寄仕る事、此度、天下の御一戦に、他國へ御働なされ候に、斯様の不義仕り候。其上、罪なき藤田が槍持を、打擲仕り候は、武士道を知らず。縦ひ罪ありとも、傍輩我者をたゝかれ候は、其主如何と存すべきなり。まして罪なき者、藤田相備の者にたゝかれ、立腹すまじきや。藤田、大抵の者ならば、其事を聞くと其儘、佐藤に存分を申すべし。佐藤が組は、様子



の合點もなく、我が組親に一味して、藤田に敵對仕り候はゞ、敵前にて中間取合を仕出し、天下の人口に乗るべきを、藤田堪忍仕り、御耳に達し候。扱又、佐藤に擲られたる松井、目を廻さゞれば、堪忍仕るまじ。相役の傍輩も一味し、其場にて一甫に存分あるべき所に、本人目を廻し候故、傍輩も其通りに仕り、今晚の御泊まで参り候は、是も屋形様を重んじ候て、斯くの如し。藤田兼ねて能く申付けたる故なり。佐藤が所爲、言語道斷の悪事なれば、御成敗仰付けるゝ間、皆共申合せ、討つて出すべく候。佐藤は時の頭なり。厚恩の御主は、景勝公なり。御意を背き佐藤に與し仕り候はゞ、逆心同然なり。此所を合點致す事、尤もなり。合點仕るまじと存じ候はゞ、有體に只今申候へ、仰付けらるゝ様之ありと、拔井・小保方兩人に、直江と御旗本奉行衆、申渡すに依つて、兩人の小頭、異議に及ばず候に付きて、其組下にて覺ある者六人と、小頭兩人と、八人に能く申合せ、御陣所の廣庭の脇に隠し置き、討手の檢使は、御近習三浦次太夫之を承り、一甫齋を召に遣す。一甫急ぎ参り候所を、廣庭にて成敗仕るなり。扱一甫跡の組をば、御旗本の關勘四郎といふ武功の人に御預け。但し藤田備へは、跡部勘内相加はる。右一甫齋組の者共、武士の吟味能く合點仕りたりとて、御褒美下さるゝを以て、

諸人恐れ慎みて、其頭を貴み親み候。藤田、存分の如く仰付けらるゝ故、忝く存じ奉り候。松井勘之允には、路銀多く取らせ、暇を呉れ候なり。

眞田安房守と、甘數備後守出入の事〔糟〕

三月二日、景勝公、碓氷峠より二里押して、坂本に陣取り給ふ。利家は碓氷峠へ押詰め給ふ。信州三組衆は、二日の夜明方、景勝公より一里先に押出す。此時、敵松枝城主大道寺駿河守、二千計りの人數を率ゐて、坂本まで出張し、北國勢を妨ぐべしとて相備ふる。然るを、信州三組衆の内、眞田・蘆田は、一二の軍を持つて向ふに、小笠原は山手を廻つて、松枝敵の右手へ斬懸らんとす。敵之を見て、敗軍の旗色になる。景勝公、左様の程合を御考へ、藤田・安田兩備を先へ遣さる。敵、此兩手の旗先を見ると、其儘敗北す。信州三組衆、競ひ懸りて追ひ懸り、歩者少々踏殺させて引返す。藤田・安田は、其跡をくろめて、相備信州三組衆は、人數を繚め、坂本へ備を入れて、小高き山手を見立て、藤田・安田を窺ひ、越後衆の陣場に渡して、三組衆は坂本町に宿陣す。景勝公は、坂本の陣城に入り給ふなり。



附藤田相備の甘數〔槽〕備後守、小荷駄の牛放れ、眞田陣所の馬草を食ひ候故、其牛を眞田方へ奪ひ取る。備後守之を聞きて、藤田に斷り、此牛を取返すべしと、之ある故、藤田方より、先づ其牛を取りたる者の方へ、使を遣し、此方小荷駄に付け候人歩、牛を取放し、其元の陣内へ參り候を、捕へ置き申さるゝ由に候。左様の事は、互に之ある者に候、返し申され候へと、藤田能登守申す由を、夏目舍人方より申遣す。其者の返事に、牛は此方へ參らず候。縦ひ參り候とても、其元の作法悪しくて、他陣へ參りたる牛なれば、取つて苦しからざる事に候間、返し申すまじきに、況んや此方へ參らず候と申越す故、甘數〔槽、下同〕いれて押入り、取返すべしと申すを、藤田、之を抑へて、眞田方へ、右の段々を申遣され候へば、執成の者より返事に、安房守は散々虫氣にて臥居り候。後程申聞すべしと申越す故、藤田も腹立し、牛一疋の事なれども、天下の大事なり。甘數、牛を奪はれては堪忍ならず。堪忍ならねば、押込みて取返すべし。其時は、眞田返し兼ね申すべき間、眞田を踏潰すより外之なく候。其所を分別せざる程の眞田にては、之なく候へども、我々を淺く見ての事なるべし。此上は、某切腹に及ぶとも、是非なし、押入り取返すべしとて、組中へ相觸れ候は、物頭・物奉行の外は、刀・脇差を初め、及物は

無用に仕り、棒を持ち候へとの事なり。此儀、景勝公の御耳に達し、藤田申分尤もなり、眞田共に一人も残さず、敲殺し候へ、加勢を仰付けらるべく候へども、彼の體の者を殺すに、藤田、加勢を請けて、斯くの如しとあるも如何なり、藤田組中計りと仰出され候へども、士大將衆より、若者共を忍に差添ふる故、藤田備九千餘、何れも素肌になり、及者を止めて、棒二三本宛腰に差し、手にも持ちて、眞田陣へ押寄する。然る所に、折境〔をりふし〕、佐野天徳寺、景勝公見廻として、坂本の町へ參らるゝを、眞田、謔言を頼み候故、藤田へ御逢ひ候て申さるゝは、牛を取りたる本人、一人を成敗仕るべしと申す間、堪忍致され候へと申さる。藤田、同心申さず候故、先づ差向ふ人數を、何れもへ斷り之を留められて、景勝公へ對面あつて、直に謔言申さる。景勝公、某、少しも存じたる事にては之なく候、定めて藤田覺悟たるべし。藤田へ仰せられ候へ。存せざる事なれば、某下知なり難く候と、仰せらるゝ故、天徳寺、又藤田へ申され、景勝公さへ、御存知なき儀なれば、堪忍仕られ給ひ候へと申さる。藤田申すは、此元は、甘數備後にて候間、備後に仰聞けらるべく候。某は備後次第、免も角もと申す故、甘數に仰せられ候所、甘數返答に、某切腹と存じ究めての儀に候へば、本人一人計りにての御謔言に



ては、中々承引仕り難し。牛を取りたる本人の傍輩は、申すに及ばず、其主人と、又藤田方より、眞田方へ使の時、虫氣の返事を申越したる執次の者、是をも此方へ相渡し、眞田是まで出で、降參を仕り候は、斯程に存詰めたる儀に候へども、和尚様の御詫言と申し、又は事前にて候間、堪忍致すべく候と、日天を懸けて申切り候故、天徳寺、眞田方へ越され、種々申繕はれ候へば、右三箇條の内、虫氣の返事は、眞田自身仕りたれば、仕るべき様なしと、天徳寺、又は御詫言あり。残り二箇條は、甘數好み次第に任せ申すべしとの事故、藤田、達て甘數に申して、堪忍仕らせ候に付きて、天徳寺、其趣を眞田に申聞けられ、彼の牛を牽かせて、牛取りたる科人主従八人、其内、本人には繩を懸け、残る七人をば、放囚人にして、刀脇差を差させ、眞田内の丸子同道にて、召連れ參り候。甘數、之を請取り申すべしと望みて、我が内の豊野傳左衛門・五十嵐十助などといふ覺の者、十人申付くる。藤田方よりは檢使として、増毛但馬・夏目舍人罷出づる。兩人、丸子と挨拶仕る内に、繩懸けたる本人をば、甘數小者傳吉といふ者に請取らせ、残る七人の放囚人をば、甘數衆請取に出づる時、七人の者共、一度に刀を抜きて切懸る内、彼の科人の主人は、増毛・夏目・丸子と對談の場へ切懸る。増毛老功なれば、

其方を見向きもせず候所、夏目組の伊藤太左衛門立合ひ、此者に刃向ひ候へば、脇より彼の者を組留め候。其外、六人の放囚人の内、三人は即刻成敗し、三人は、豊野・五十嵐・上坂藤兵衛並に舍人組の者共組留め、主人共に四人生捕り候。次に藤田旗本に罷在る神保五左衛門、甘數へ色々申して、是も請取手に罷出で候。放囚人一人斬留め候。神保ともに味方十一人、眞田方放囚人七人を請取りて、斯くの如くなり。扱天徳寺同道、眞田安房守、半途まで降參に出で、藤田・甘數出會ひ、彼の生捕り置きたる五人を、安房守眼前にて、引張り成敗仕り、一禮して歸りて以後、科人八人の首を、眞田陣前に獄門に梟け、札を添へ、眞田方へ口上に、其方被官、仕置させ候間、梟置き候と斷り候故、流石の眞田に候へども、取捨つる事仕り得ず候。附右の神保五左衛門は、頃年迄、保科肥後守殿に罷在る神保隱岐守の事なり。父は、本城清七郎家老にて、とちうの城に籠り、御館の時、三郎殿方を仕り、御成敗に逢ひ候。逆心者の子なる故、五左衛門、本名を捨て、三條の甘數近江守内、伯父の名跡に爲り、神保と名乗り候。其後、伯父男子を設け候故、五左衛門存念に、實子出来る上は、甥の某、跡を續ぐ事、本意にあらずとて、伯父惜み候へども、牢人仕り、天正十七年、藤田所へ罷出で候。三條に罷在る内、



池の端滅却の時、能き敵を討ち候。其前天正十六年、佐渡へ御渡海の砌、甘數近江守人數安田上總組にて立ち候時、神保五左衛門も罷立ち、高名仕り、譽を顯はし候なり。

### 上州松枝城を圍む事附宮崎の塞を攻取る事

第一、景勝公、利家公と仰談せらるゝは、秀吉公、未だ小田原御發向もなし。其相圖を請けて、松枝城を攻むべし。今猶敵氣盛なるに、深く働入りても、味方糧の運送不自由なるべし。何卒して、大道寺を降参させて、城を請取り、松枝を根城にし、糧の通路を自由にして、行末の利を得べし。然れば、此城を近く巻きては、城兵氣を專にして降<sup>カ</sup>参<sup>カ</sup>脱<sup>カ</sup>すべし。先づ遠巻して、味方の大軍を示し、敵氣を奪ひ、其にて行を爲し然るべしと、御相談あつて、景勝公は、坂本より一里押して、城より一里餘阻て、碓氷川を前に當て、二萬五千を右の手に備ふ。加州の兵は、是も二萬計り、左に備ふ。信州三組衆、合せて六千餘は、浮勢となつて遙の左に相備ふ。總勢合せて五萬餘。此大軍を敵に見せ、大道寺方へ、兩大將より使を立て、仰遣さるゝは、昨日坂本まで出張せらるゝ様子、尤も武道の本意、正に相見え候。早速其城取圍み、

攻むべき儀に候へども、其方を卑むに似て、無禮にもあるべしと思ひ候。此迄の儀は、至極に存じ候。此上は降参致され、然るべく存じ候と仰遣さる。大道寺返事に、武士道降参は、是まで押詰められざる以前には、仕る事もあるべし。是迄引請け候上は、切腹と存じ究め候へば、近々と攻寄せられ、勝負の上にて、城を請取り候へとの返事なり。然る故、五日は斯くの如く遠巻なれども、又相談ありて、六日目、三月八日巳の刻より、松枝城を取圍まれ候。景勝公は、山手へ付きて大手安中曲輪へ向つて、西方を押され、加賀衆は搦手へ懸り、本丸の山先東の方を取圍み、信州三組衆は、北は合を取圍み、南一方をば態と明けて、其末に關を居る置き、落人あらば之を捕へて、城中の様子を聞き、城へ加勢あらば、入るまじとの武略を以て、斯くの如きなり。然れば、秀吉公、小田原を御取巻以後、御使あつて、松枝より攻破るべしと、追々仰越さるゝと雖も、堅固の城地なり。雅攻に致さば、味方の人數も多く損ずべし。敵地なれば、攻取りても、後途の分別ある所なれば、城攻延引して、其内に或は放火、或は畠作こなしの働をも仕らず。<sup>口</sup>傳。然るに、同國箕輪内藤大和守・慶橋北城安藝守、<sup>丹後守</sup>の弟、此兩城、北國勢の勇氣に悞れて降参し、城を渡すなり。



附猪俣能登守は、北條氏邦重恩の者にて、上州沼田城に罷在り候所、北國勢、碓氷峠を越えたと聞き、無勢にては城を守る事、なるまじく思ひ、沼田を明けて箕輪城へ参り候へども、城主内藤降参する故、猪俣は降らずして、武州の鉢形へ行くなり。是に依つて、沼田を、眞田安房守嫡男伊豆守之を持つなり。

附松山城主上田上野介は、小田原に籠り、家老山田伊賀・金子紀伊守・木呂子丹波・難波田因幡四人を、留守に残し置き候所、右は箕輪・廢橋兩城の降を聞きて、是も城を渡す故、小笠原人数を以て請取るなり。

第二、小幡上總介・同播磨守昌高兄弟は、甲州家上野先方小幡尾張守の子なり。兩人は小田原籠城なり。然れば、戸澤の入南もく西もくの谷を、根城に構へ、末の弟小幡彦三郎に、小幡帶刀・丹羽屋左衛門といふ兩家老を、介副にして二百騎相添へ、小幡の内宮崎といふ所に、砦を築き楯籠らせ置き候。景勝公へ、藤田能登守之を伺ひ候は、此處より上道三里近くに、小幡庄三郎持の城あり。御勢大軍、眼前に此砦を見て、其儘差置き候事、如何なれば、先づ之を踏散らすべしと申す。景勝公、尤もと仰せらるゝ故、藤田相備ともに三千七百餘、檢使は木

戸源齋之を遣され、二の見は、村上源五を申請け、三月十七日卯刻、宮崎の城へ押寄せ攻破り、放火致し候なり。此本は、小幡家老小幡帶刀は、元來沼田者にて、夏目舍人助舊縁なり。其故に、帶刀方へ、舍人内天野次左衛門を以て申遣す趣は、箕輪・廢橋、其外、城を渡し降参に付き、松枝・大道寺も、頃日無事の繕に候。景勝も利家も、其邊の小城などには、目を懸けられず候故、其城へ押寄せらるべき模様、今までは之なく候へども、當邊近日埒明き候は、是より諸方へ押入り、相働かるべき筈に候。左候へば、其城を攻破り、根切り致さず候は、兵糧運送の妨げになるべき間、先づ其へ押寄せし。宮崎を肝要とし、根城南もく西もくの谷には、人数も少く、妻子人質計りの由、相聞き候へば、宮崎には二三頭抑を置き、彼の谷へ攻入り、悉く成敗致し候は、宮崎の者も、人質のある内こそあれ。皆彦三郎殿に心を放すべし。其時宮崎を攻め破るべしと、此方内談に候間、其城の滅亡と存じ候。哀れ某を頼まれ候藤田能登方へ、降参然るべく候。左なくば、宮崎を捨て、戸澤の入へ引籠り、節所を構へて、防がれ候は、一往は持忍へらるべく候。某舊縁の筋目故、元の能き様にと存じ、潜に申入れ候。日限聞定め候は、追て又申入るべく候、兩條の返事相待ち候と、如何にも懇に使に申含め、



書狀を添へて之を遣し候。帶刀、則ち彦三郎へ申し候へば、彦三郎申すは、降參の儀は、思も寄らざる事なり。北條家へは近き幕下なれば、道理に依つて、叛きても苦しからざれども、兩兄、此城を某に預け、小田原へ籠城す。其を捨て、命を助かるは、主と兄へ二つの逆意なり。舍人より申越さるゝ如く、宮崎を捨て、戸澤の入へ引籠り、有無の一戦を遂ぐべし。其儀を頼み、返事申遣し候へとて、使天野次左衛門には、金子を與へ、舍人方へは刀一腰贈られ候。右の通り策調ひ、其夜子の刻計り、藤田打つて出で、宮崎邊に忍び居る。舍人助は夜明方に、戸澤川南西の方へ廻り、西の虎口へ帶刀を呼出し、俄に兩大將相談にて、今卯刻、松枝より此城へ相働く事定なり。此事を知らせ申さん爲めに、某忍びて參り候。早々御引取り候へと申す故、帶刀下知して、西の虎口より人數を出す。其様子を見て、藤田へ舍人告げ知る故、兼ねて相定むる如く、村上は、東方より宮崎へ攻寄する。藤田は南方へ廻り、退敵を追撃に仕るか、或は敵返して城を持ち候は、村上は二の見を堅むる定なる故、村上相備衆を二手に分け、其内に、又別手の法を定めて、関を作り攻寄する。小幡衆彌々周章騒ぎて、取る物も取敢ず、引拂ひ逃散る故、村上源五、采拜を取つて之を攻め、終に宮崎を乗崩し火を懸くる。藤田は、下知して、逃ぐる敵を追懸くる。舍人助は、此計らひをなしたる儀なれば、増毛但馬に預け置きたる我が組子を招き寄せ、眞先に進みて、宮崎坂口にて敵を追詰むる。其敵の内に、茜の羽折はなひを著、味方を下知して、殿する武者あるを乗付け、互に馬上にて名乗り懸け、鍵を組みて突落し、組子の澤田作左衛門に、首を取れと申し候へば、則ち作左衛門、上に乘懸つて首をすり落し候所を、甘數備後守手明の者、湯淺七右衛門走來りて、作左衛門を押倒し、其首を奪取り逃げ候を、舍人助乗付けて、湯淺が差物の絹を、少し切落し取置き、又組衆を下知し、南西を差して追討す。相備衆何れも斯くの如し。舍人助、又戸澤の川端にて、能き敵を切落し候へども、組衆は何れも隙なく働き候故、自身馬より下りて、首を取り候所へ、神保五左衛門來りて、一刀切り、舍人殿助けたるぞといふ。舍人いふ、突伏せて首を取り、其刀のみねを切り、死人に向つて、助けたるとは如何なり。首欲しくば取らするとして、首を抛ち候へば、神保聞きて、御免候へと申して、先へ行き、高名仕り歸りて、様々、舍人に謔言をし、沙汰なされ下さるなといひて、藤田所へ行き、右の段を直に申達し候故、藤田、則ち舍人を呼びて申さるゝは、神保事誤り候。御免候へと、其方へ對し申し候は、尤もなり。助けて



なりとも、心緒に仕りたしと存する所なり。迫しき場なれば、敵の生死を見究めずして、助けたりと詞を懸けしも、左もあるべし。其方に死人なりと断られ、其儘合點致し、御免候へと申して先へ行き、首尾を合せ候事神妙なり。其上に、神保再三詫言をするは、恥を知るといひ、殊に武道の作法、御掟を守る斯くの如きなり。此上は堪忍仕り呉れられ候事、某本望なり。此儀、相撃といふにては全くなし。士の上、相討は比興千萬なり。思合せて一度に敵を討ちたりとも、其敵に向ひ様、前後左右にても、強弱の戦功歴然なる故、相討とはいひ難し。其を我が心にて、面々決断し、理非を分けて身を謙る事こそ、武道の本意なれ。其を相討といふは、一方は飾士臆病者なれば、能く穿鑿して、見懲の爲めに成敗致すべき事、大將の定法なり。其とは格別なりと申さる。舍人申すは、此儀神保にも申す如く、某却つて大慶に存する事なり。彼の敵を突留めての事にて候へばこそ、其通なれ。生きて居たる時にて候は、如何程か神保が働、某への合力にて候はん。死にたる敵を見損じたるは、迫しき場なればさぞあらん。神保働、重々神妙の様子なるを、斯くの如く取はやし候事、某迷惑なりと申して、事相濟むなり。甘敷近江守、神保事を、切に藤田へ取成し、役に立つべき者なりと、申され候

により、其眼力相違なき様に、取立てたしと思はれ候は、近江守を貴びての儀なり。

附此時、神保に切込まれたる脇差は、刃なども打かけ、悉く損じ、役に立たず候へども、能き物なりと申傳へ候故、舍人助率人仕り、關根に居候時まで、所持致し候。然るを、本田豊後守殿の親父越前殿、其時、白井在城なり。之を聞及び見られ候へば、相州正宗に疑なく候。身は役に立たず候へども、中ご計りも重寶なりとて、達つて所望之あり候に付き、神保、武道を稼ぐ心懸、強士なれば、右の様なる聊爾の詞あるべきにあらざれども、其時、藤田旗本に居候故、後れて來り候内、舍人は早や組頭なれども、能き敵二騎まで討ち候へば、神保、其を羨み上氣になり、斯くの如しと相見え候。舍人に断られ、眞勇の本性に返り、早く合點し御免候へと申し、先へ行きて手を塞ぎ候故、彌、いれたる氣落著き、混ひたすら舍人に詫言し、藤田にも有體に申断るは、少しも庵相之ありては、武道の本意にあらずと、恥を知るは眞の勇士なり。先年、武州江戸にても、切々對談數度、其事の初め萬事物語仕り、能州の蔭貴しと涙を流し、共に袂を濡し候由、舍人話なり。

附右宮崎表、藤田下知して、戸澤川までを追留と定めて、敵を追撃つ。村上は宮崎南西を初



め、其邊を悉く放火す。是組中を二手に分け、其一手を以て斯くの如し。残る一手をば纏めて、藤田が二の見を守る跡より、靜に押す。此様子見事なり。謙信公の威風香し。其より後、何れも人數を繰め、宮崎燒跡にて凱歌を行ひ、備を納む。景勝公御悦喜なり。羽柴利家卿も、景勝公へ御出の時、夏目舍人を召出され、御褒美御懇の様子、以後までも斯くの如し。

附其時、小野寺刑部・石坂與五郎なども心緒仕り、舍人詞を交すなり。

附湯淺七右衛門奪首仕り候に付きて、舍人助、我が組の澤田作左衛門を召され、甘數備後守所へ行き、御内の衆、奪首致し候間、其首を返され、急度仰付けられ然るべしと申す。備後守返答に、我等内、左様の比興者之あるまじき儀なり。然れども、穿鑿仕るべし。其方に其證據ありやと申さる。舍人即ち澤田を呼出し、此者取り候首を、御内の者、白地に黒二引の差物差したる人、後より來り、澤田を押倒し、首を奪ひ申し候。其に證據之あり候間、其差物其面々の名札を付けて、御出させ候へと申して取寄せ、彼の切りさきたる差物に、其切れを押當て見せ候故、紛るべき様之なく候を、此處にて備後、殊の外立腹し、斯様の臆病者を召仕ふは、某が不吟味なり。其を其儘置かば、諸人に惡事を教ふるなりとて、彼の者を召出し、手討

にせんと申さるゝを、舍人之を制し止め、先づ藤田と御相談候へ、餘の備までの爲めなりとて、奪ひたる首を持たせて歸り、高名帳に付けさせ、藤田に申し候へば、頓て甘數を招き、相伴ひ、御本陣へ參り言上仕る。景勝公仰せらるゝは、士にても武道を知らざる者は、下人なり。士は本心の臆より思案工夫して、分別するものなる故、科あれば切腹申付くる。下人は首本にて思案する故、縮なく、落付きたる分別なし。此故に科あれば首を切る。女人は鼻先き計りの智故、科あれば削る事、古來よりの掟なり。其者は、下人同前臆病を働く。諸人見懲の爲めなれば、繩を付け陣中を引渡し、首を切り梟に懸け、札を添へ首を曝し置き候へと、仰出さゝを以て、斯くの如く仕るなり。

此湯淺七左衛門と申すもの、甘數備後守被官なり。今度、於ニ宮崎表、夏目舍人助、敵をつきおとし、組子の澤田作左衛門に、首をとらする處を、湯淺うばひ取り候事、大臆病之働、筆につくしがたし。其とがにより、如ニ御掟ニ申付候。湯淺子々孫々は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、至<sub>ニ</sub>于<sub>レ</sub>先祖之惡名ニ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遁者也。仍如<sub>レ</sub>件。

天正十八年三月十八日

奉行

甘數備後守

上州松枝城を圍む事附宮崎の塞を攻取る事



斯くの如き札を添へ、七日まで路に曝すなり。加賀衆も一入、上杉家弓矢の法を恥ぢ候なり。

永井右衛門三つの山本意の事

永井右衛門太夫は、甲州家上州先方永井豊前守舍弟なり。豊後守死して後、甲州滅亡し、其後謙信公も御逝去あつて、上州へ屬し、北條家の時、此右衛門、意地を立て、北條家へ敵對す。されども後楯なく、終に押倒されて窄人す。兄豊前守は、藤田能登守伯母婿なるを以て、前田を頼み、去る天正十三年六月、越後へ來る。依つて景勝公へ申上げ、我が備をかして預り居候。幸此度、本意の好時節なりと、藤田思ひて、三ツ山の地下人共方へ計策す。信濃・上野國風、賤民まで其筋目を存じ、譜第の主なりとて一味仕り、申越し候は、今程近邊に平豊後守とて、北條家の士卒に揆場を築き、五百餘の小勢にて罷在り。其外は、さのみ手に立つ者之なし。片時も早く御働き、右衛門太夫殿、御本意をさせ參らせられ候へと申越す。是に依つて、三月廿五日申刻、藤田能登守一備、松枝を立て、夜中に三ツ山まで、八里計りの道なれば、其夜寅刻、平の近くまで著き、人馬を休む。地下人共、前方より待請けて案内し、明くる廿六日辰刻前に、平を取巻く。俄の事なれば、豊後守より、北條氏邦へ加勢を乞ふ事もならず、小勢を以て、藤田に楯つく事なるまじと存じ、子の一郎を、早々人質に出して降參す。藤田、之を許し、平を卷解し、三ツ山へ引取る。三ツ山城は、氏邦破却の跡の地なるを、藤田繩張をし、普請を申付くる。昔より永井領地の所の者は、いふに及ばず、近邊の者共までも悦びて、右衛門太夫を渴仰する故、地下士共打寄つて、早や百騎士大將になる事、藤田蔭にて斯くの如し。然るに、右の平豊後守、敵の威に恐れ、力及ばず降參仕ると雖も、譜第の主氏邦を捨て、故もなく藤田に降參する事、本意にあらずと思ひて、氏邦へ申通じけるは、藤田能登守、當地へ押入り、永井右衛門を本意致させ候。某思設けず、其上無勢に候へば、一旦の命を助かり、後忠を抽んづべき爲めに、敵に降じ候。敵の様子を見候に、藤田人數漸く三千餘、四千足らずと相見え候。殊更永陣に疲れたる者共なり。永井右衛門にも、七八十騎附添ひ候へども、是は地下士共にて、強みの方へと便る族に候へば、手に立つ事にてなし。然れば御人數を率ゐて、御働きなされ候は、三ツ山城も未だ出來ず候へば、出張して一戦を結ぶべき



は必定なり。某、藤田備の内にて、裏切仕り、跡先より之を撃ち候はゞ、勝利を得べき事疑なし。先年、藤田、沼田城へ勝頼を引入れ、城を渡し、御内の能き者共を、多く討死致させ候事、其遺恨を散せらるべきも、此時に候と申入る。氏邦、願ふ所の幸なりと悦び、來る四日は吉日なり、相働くべしとて、七千人數の備の首尾内談なり。然るに、氏邦の近習志津帶刀と申す者は、元來藤田被官筋の者なる故、右の密計を申知らするに依つて、四月朔日、藤田より甘數備後守へ申渡され、三ツ山城取の様子、平の豊後に談合致すべしとて呼寄せらる。豊後異議なく、甘數同道にて、三ツ山の藤田小屋へ來る。此討手、初太刀は神保五左衛門、二の太刀は夏目舍人、藤田前にて仕るべきなり。若し仕損じ候はゞ、藤田と甘數と仕るべしとの内意、次の間中老の頼もしき士四人助太刀に定められ、近習兒小姓共には、其儀を申聞けられず、唯相詰め罷在るべしと計り申さる。此用意は、豊後武功、殊に太刀剛強の士なる故なり。其討様は、盃を出し、平に藤田詞を懸け候時、初太刀を打てとの相圖なり。豊後程の者をきたなびれて、庭中或は座席の隅などにて、だまして切るは如何。其上、内の者共をも宿へ歸すべき爲めなりとて、斯くの如きなり。扱豊後守來りて、座敷へ通り候と、今晚是にて料理給

はり候間、歸り候て認致し、迎に參り候へとて、内の者を歸す。座敷にて、藤田・甘數・豊後對談の上、盃を出す。酌取は舍人、肴は神保持ちて出で、其座敷の内を見繕ひ、跪いて居る。藤田呑みて平に差す。平頂き候時、藤田申すは、其方事、氏邦へ内通の由、慥に申來る。虚か實か、有體に申され候へと申す。平、盃を下に置き、其申分仕るべき體なる所を、舍人、銚子を平に投げ付けて、初太刀を打ち、神保は二の太刀を打つ。是れ神保油斷にては之なく候へども、肴を持ち居る故、舍人より少し遠く罷在るを以て、斯くの如し。然れば次の間に居り候助太刀に及ばず、兩人、二太刀にて切留むる。豊後も剛士なる故、舍人に頭を割られながら、脇差を抜き、舍人には構はず、藤田を目懸けて、手裏劍に打ち、我が右の方に居たる甘數へ飛付かんとする所を、神保、二の太刀にて切留むる。危きかな。藤田跪いて居たる膝際へ、豊後が投げたる脇差五寸計り、裏を返して立ちたり。此儀に付きて、藤田、舍人へ申聞けらるゝは、今度の働、能登守を輕んじたる仕形なり。我等、存念ありて、神保に初太刀を申付くる所、其方、一度も事に逢はざる忤の如く勇み過ぎ、靜まらずして、申付けぬ初太刀を打つ事、武道の本意にあらず。神保、少し座敷遠けれども、我等申付けたる事なれば、誰あつて



か神保を越えて、初太刀を打たん。豊後言分を仕るべしと存じ、唯今、成敗に逢ふべしとは、存じ寄るまじき所を、初太刀を打ちたる儀、手柄にてもあるまじ。結句、其方に討たれて、豊後、氣の付きたる所を打ちたる神保は、二の太刀なれども、初太刀よりは手上なるべし。所詮申渡を背きたる科を以て、神保初太刀なりと、御耳に達すべしと申されて、斯くの如く披露あり。口傳。去れども、褒美物は神保には豊後が刀一腰、舍人には豊後が脇差に、豊後鹿毛といふ關東に聞ゆる程の名馬を添へて給ひ候。此様子、越後家の古き侍にて、存生の落合清右衛門・石坂與五郎など能く存知候。右豊後を成敗して、藤田相備の竹の俣・松本兩手に、跡部甚内を差添へ、平へ遣し、豊後守、不義に依つて成敗申付け候間、奉公の望あらば、何方へも罷出で候へ。又他國へ參り候は、早々立退き候へと申渡す。平の者共、過半は永井右衛門被官筋目の者共なれば、大方は右衛門太夫に屬す。其外、昨今の新參者は、思々に立退き候。二三十人、豊後譜第の者共なれども、何れも思々の様子を見、心弱く、是等も一つに立退き候内、平主殿といふ者一人と、外三人申合せ、我々を初め、譜第重恩の者も、之あり候へども、頼み難きは人の心にて、散々になり候。此者共、人たる心を持ちたる奴原ならば、踏止

つて、豊後跡をもくろめ、ならざるまでも、一矢射出し申すべく候へども、此體になり果て候へば、我々四人、働きても無益とて、切腹仕るなり。誠の武士なり。右の通、平豊後守が内通露れ、成敗に逢ひ候由、氏邦聞きて行相違し、又如何なる事かあらんやと思ひて、三ッ山への働止むるなり。

附豊後守人質一郎は、藤田に御預け置き、關東陣以後、景勝公召出され、仰渡さるゝは、父豊後守、藤田成敗致したる者なれども、古主氏邦へ、變心せざる所は、武士の本道なり。北條家は絶え果てたり。父孝養の爲めに、助け置かれ候間、古を忘れ某に對し、忠勤仕候へと仰出さる。一郎有難く存じ奉り候。越國他國ともに傳聞きて感じ奉るなり。去りながら三年目、病死して絶ゆるなり。

附權現様、關東御入國の時、永井右衛門儀、藤田能登守より、直江山城守を頼み、直江より榊原式部大輔へ申遣し、榊原執持を以て、權現様へ召出され、永井右衛門、上州三ッ山相違なく下され候なり。



松枝城主大道寺駿河寺降を乞ひ開城の事

秀吉公、管根山中城を攻破り、四月二日より小田原を取巻き給ふ由、北國兩大將聞き給ひ、相談し、松枝城主大道寺駿河守方へ、申入れらるゝは、持堅めらるべき城と存せられ候はゞ、早速攻破るべく候。降參仕らるべきならば、相談せしむべく候。急度分別、返事申越さるべく候と申入る。大道寺駿河守・同子息新八郎、兔角叶ふまじと思ひ、恐るゝ詫言仕り、一身の事は是非なし。諸人を助けたく存じ候間、城を渡し申すべく候。下々相違なき様と返答ある故、四月五日、城を請取るなり。箕輪沼田・厩橋並にをな淵は勿論、其外の城々、悉く相渡し、て降參するもあり、明けて退散するもあり。去るに依つて、箕輪には蘆田、沼田には眞田、厩橋には加賀衆の中川武藏を差置き、残る城にも、人數を籠むるもあり、破却するもあり。同月九日、大道寺を先手とし、武州鉢形へ取寄する。上州三ツ山の城普請も成就故、永井刑部・落地左近に五十騎差添へ殘し、右衛門太夫をば同道、藤田能登守三ツ山を立ち、さへ河原まで押出し、景勝公の御備を待請け、其より先へ押行くなり。上杉家の備は、松枝より上道

八里程ちまた彼方、鉢形より四里計り此方、奈摩山に陣取り候。加賀衆は荒川を前に當て、鉢形の五里計り此方、八王子をば左に見て、其間の原に陣取るなり。兩家の人數、鉢形・八王子を遠卷の如くにして、小田原後攻なと仕り候はゞ、其跡より城を攻取るべき様子を見せて、斯くの如し。口傳。

附右奈摩山近所八幡山、昔は雉が岡といふ。是は舍人助四代先、夏目豊後守定基在城、其子定盛が代になりて、相州長尾居城の後、鉢形領となる。前に之を書記す。故に鉢形城主氏邦より、横路左近將監に預け給ふ。但し小田原陣の砌は、八幡山城をば掃捨て、氏邦と一所に鉢形に籠る。此左近は、氏邦の御座をなしたる者なり。

管窺武鑑下之上第七卷 舍諺集 終



管窺武鑑 下之中 第八卷 舍諺集

武州鉢形城を降す事

第一、北國兩大將、武州鉢形北條安房守氏邦の居城を、遠卷にして屯せしに、四月廿九日、東雲未だ曙ならざるに、遠く見れば、城より人數を出し、備を二つに分け、先手卅四五騎、上杉景勝の先陣へ乗込み、働に來る様子なり。其日、直江・泉澤、軍の當番なれば、却つて這方より懸つて、攻合を初め、敵引退くを追懸け、七八町の内にて、廿一騎撃取りて退き、備を堅むる。同時、羽柴利家の先手へも、敵乗込み働きする。味方少し油斷にて、備噪く所を、二の手より敵入り立つて、雜兵五十餘撃取り、手早に引揚ぐる。是れ猪俣能登守采拜と聞ゆるなり。鉢形衆評議に、上杉家をも上方衆と同意に思ひ、卒爾に働きて、味方後おくれを取りたり。重ねては透波を以て窺ひ、敵陣近く忍び寄り、乗込みて亂るゝ所を、二の手より打入らば、勝利を得べし。

し。景勝、何方にても弱敵・小敵に計り逢ひ、後を取りたる事なきを、自慢仕るを一鹽付くべし。利家方は、猪股が一備にてさへ、勝利を得たれば、以後も奥深からずと内談す。是れ近年、北條家弓矢の詮議を取失ひて、小敵弱敵の事をも知らざる故なり。其内、老功の者ありて、敵を侮るは悪しき事なりと制すれば、忌々しき事、軍中には、左様の事、假初にも申さぬ儀なり。莫な談は説敵美こと、古語を用ひ損ひ、色々長詮議仕る。之を小田原詮議と、今に世俗口遊にするなり。前々景勝公の敵、佐渡一國・信州川中島・出羽の庄内・奥會津・越中宮崎或は三國峠、或は太田切口、就中天正十年、信長衆と合戦の時は、越後にて柴田因幡と敵對にて、景勝御身上、越後半國餘、越中に少し抱の地あれば、一國足らずの所、信長衆の大軍を引請け、此方は御家來計りにて勝利、信長を小敵といはんや。其外の敵も、景勝公の御身上に合せては、小敵にあらず。大小の義、百人の爲めには千人大、千人の爲めには萬人大なり。強弱の義、大身小身に依らず。合戦・攻合・城攻に後を取る。武道逆義にて、衆心離れ、順正の實道なければ、手強く弓矢を取る事ならざるを、弱敵といふ。景勝の當る敵、大方皆強敵なり。但し天正十年、氏直、五萬五千の大軍にて、川中島へ發向の時、景勝公、四千計りの小人數にて



氏直を追拂ひ、川中島四郡を踏定め給ふ事、是れ大敵の弱敵なり。大小強弱、北條家の取沙汰、不吟味故なり。扱又、敵乗込の事、味方法正しければ、ならざるものなり。上杉家七手組士大將の内、二備宛軍番と定めて、一備は晝當番、一備は二の見、夜は晝の二の手、夜戦の先隊を司り、圍繞陣壘、鑿謨敵機變、辨識險易、括解備之聚散。晝當番の一備は、夜奇術の二の軍と心當て、之を纏廻し、更るく斯くの如し。其常は規範を以て正々、其變は權術を以て奇、奇中に奇を發す。故に越後家軍林祕蘊の傳に、大極一動而生二兩儀、其一隅に附きて一は大陽、二は小陰。二陰に附きて、二は太陰一は小陽。茲に因りて、一と二とは、即ち乾坤萬物の父母たり。合して三となり、復しては一なり。散じて六となり、離しては九なり。終つて又生ず。二三總て五なり。一六集つて七なり。三九分合變じて十二、四方四隅相列り繞る。生じて又終る、環の如し。五井六花八九の陣法、武備の眼目なり。彼を是に擬へ、角へ用ふる所の習は口傳。然る程に、残りての明番衆も、段々兼々定むる如く、時の宜しきにより、様子に依つて請取り、其場を踐堅むるに、必ず一備の組を、當番非番其次と、三番に之を割る。二三は六、合せて又は一三と、手組手分仕る。其備の人數多少、其時の離合の轉

化、酷だ以て深意あり。右の品々、口決にあらざれば、納得すべからざる者なり。晝は遠見の置所、眺望觀察の斥候に口傳。狼烟に前後多少の差別、夜は篝火其燒樣遠近左右、暗夜の物見傳授義ある也。是を以て之を知り、臨機應變、味方の勝利疑なし。或は過つて自火の時には、軍番の二備は、火を救はずして押出し、制勝の地を堅く踐まへ、敵軍に向つて、抑の火の番復一備、是も廻り番にして相勤むる。火消の道具、其品多し。此置様の手廻あり。用様の德能色々あり。扱は又、火箭鐵炮、此品々を制するに、五つを以て一つなり。仍つて火を鎮むる事、易くして危からず。此火の番といふは、火消衆の加勢なり。兼ねて火消の役と相定めらる。其衆中は浮勢なり。此頭、大組の足輕大將三人なり。或は御旗本數箇の足輕大將衆、或は長柄の者の口傳、又斯様の時も尤も用ふる。其外、大組・小組の足輕大將、其衆の様子に付きても、軍理の物語濃なり。此上にも、幾重にも敵方を、深く取る上杉家の作法なれば、忍の馬透波に、箒繩・竹・木・糧の増減、揆用捨回蒸、竝に凸屋石地の柱、馬を繋ぐに大事あり。陣取毎に栖樓一つ、是に付きて二つ貫の紋桃燈一つ、釣の朱桃燈、此用ひ様祕密なり。急陣なれば栖樓なし。其時は又、火の場と申して取敷き様あり。御本陣には、急陣にても、



必ず栖樓一つは之あり。兼ねて切組み小荷駄に付くる。緩陣なれば、二つと用ふる。山川險難平易の地、敵方の強弱多少、其利に應ずる陣法に請取る。小屋割・厩・雪隠・細繩・澁紙・陣具等、其體其用、二つを以て、六變の軍術を倣ふ。此外、種々の事あれども、繁多にして之を誌すに遑あらず。畢竟、數の試を以て備定め、全營法軍令堂々たれば、油斷の所を撃つべしなどとは、ならざる事なり。然るに北條家より乘込に來るべき様子、藤田方へ鉢形衆より、密に註進仕る。是は、藤田譜第の者共、多く鉢形に之ある故なり。幸に五月廿一日の夜、藤田、軍番に當り、奈摩の山より十五六町出で、鉢形の道筋に大なる森あり。此茂みを形取り、人數を隠す。雜人を除きて、馬上の備長柄は、同勢に配りて、足輕計りを用ひ、以上五段に備を分け、一三五の手数と定め、旗を差さずして、袖印を著け、士大將は小馬驗を腰差に用ひ、敵の備の正中へ、横筋違に乗入れよと定むる、味方の一備は、右に進みて圓なり。今一備は、敵の二の手へ無二無三に斬懸れと、左を頼り罄へて方なり。又二の備は、押廻し敵の同勢を切崩せ。一備は必ず以て、動かさずして變を見るべしと、藤田下知して、鉢形衆の襲ひ來るを待つ所に、氏邦、扈從上り中村内左衛門に、松村豊前といふ老功の侍差添へて、五十騎

の一の手は、歩者を相交へず。二の見は七十騎の備、三の手同勢と差續き、其夜中に、上杉家の陣場近くまで相働き、其虚に乗じて、一手段と申定むる評議なりしが、何とかして、其夜の明方、彼の森より四五町那邊まで押來り、其所に備を立て、松村唯一騎、此森を氣遣ひけるにや、物見に來る體に見えて、半をも過ぎずして返し、采拜を陰に振つて、人數を打上げながら、其身も、馬を逸足に乗りて歸る。藤田、之を見て、自身、一の軍を率ゐて進んで之を追ふ。廿數備後は、其二の見にて、備を軽く押出す。阿雅北衆は三頭三尾、離合聚散の變を含みて、備靜かに九折に押す。然るに、島津左京亮、藤田相番なる故、手前の人數、少々引列ね、見物ながら此場へ來り、藤田と一所に居たるが、島津内の鹿が瀬（麻イ）といふ歩者、飛脚を申立てたる若者あり。島津、是に申付けて、松村を追懸けさす。松村が逸足の馬に、三町の内にて追詰め、突落し首を取る。味方彌々競ひ、森より十町餘追ひ、北ぐる雜兵共に七十九級撃取る。敵、前廉の伎倆もなく、松村が打掲ぐる采拜を見て、松村を待請けず、八方へ逃散る。夏目舍人も、敵を一騎突落して、我が内の茂左衛門といふ忤者に、首を取らせ候故、上杉家へ兩家乘込に來り、二度ながら逆撃に打たる。利家の陣へは、五度乘込み、内四度、敵利を得たり。利



家衆、同士打などもあり。五度目には、軍議を正されけるか。敵を逆撃にして大に勝利なり。其後は、敵働き來らず候。

第二、秀吉公、淺野彈正少弼・木村常陸介兩人に仰付けられ、渠儀組合二萬計りの人數、小田原より出で、江戸城を請取り、河越へ移り、夫より松枝表へ取付き、景勝・利家の備を待ち、松枝城を攻破り、鉢形を取巻くべしとの儀なれば、景勝・利家へ加勢の爲めなり。然るに、淺野彈正・木村常陸、北國兩將に加はりては、功をなしたりとも、隠れて顯れず、兩將の功とならん事を猜みてにや。安房・上總・常陸近隣の國境端々の小城へ取懸りて、一旗立て、の働をなし、兩將家と首尾を合せざる故、秀吉公、御機嫌宜しからずして、淺野・木村兩人へ、御書を下さる。

急度被<sub>レ</sub>仰遣<sub>二</sub>候。鉢形之城、越後宰相中將・加賀宰相兩人、可<sub>レ</sub>取巻<sub>二</sub>由被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候。然者、此方より相越候人數、其取巻刻者、兩人之人數と一つに成、陣取以下堅申付候上に於て、此方より被<sub>レ</sub>遣候人數、又は佐竹・結城、其外八箇國之内、諸士御太刀をも納候者共召連、何之城成共、不<sub>レ</sub>相渡<sub>二</sub>所於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者取巻、何之道にも可<sub>レ</sub>討果<sub>二</sub>義、尤も切々被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候處に、こ

や、のほしろ共、二萬餘の人數にて請取候事、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>分別<sub>二</sub>候事。

一、大軍を被<sub>レ</sub>召連、八箇國之内、四五箇國持候北條を、日本五十箇國餘の者として、可<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>首儀者、勿論にて候。其上、關白被<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>御馬<sub>一</sub>候ては、はね能くしめ、能<sub>レ</sub>狂言迄無<sub>レ</sub>之候ては、御馬をば取納間敷候條、其分別可<sub>レ</sub>然事。

一、常陸彈正一人之人數程、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>持候時さへ、三木之干殺・鳥取のかつやかし殺、十三箇國持候毛利を、六町七町之内に、五萬六萬之人數を、後卷に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>請候てさへ、高松之城を水攻にさせられ、太刀も刀も不<sub>レ</sub>入、水をくれ候て、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御覽<sub>一</sub>と、被<sub>レ</sub>思召<sub>二</sub>候刻、兩人之者は不<sub>レ</sub>存候哉。總見院殿、六月二日御腹をめされし事、三日之晩に、彼高松表へ相聞候時、右之高松之城主、水をくらひ可<sub>レ</sub>死事は、無念之次第に候間、舟を一艘被<sub>レ</sub>下者、御前にて腹を切申度之由、御歎申といへども、二日之日、御腹をめされ候によつて、相ゆるし、舟を遣し、腹を切らせ候も、敵味方之諸卒存候而はと、六日之日迄で、舟を不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣候處、毛利方より國五箇國、彼高松之城に相添へ、進上可<sub>レ</sub>申旨、種々懇望申候間、舟を被<sub>レ</sub>遣、高松城主に腹を切らせられ候て、毛利をゆるさせられ、彼逆徒等、明智可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>首計こそ、道の道にて



候と被<sub>レ</sub>思召、高松之城、其外之城々被<sub>レ</sub>請取、不<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>時日、馳上り、光秀被<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>首候事々、兩人は忘申候哉。自然兩人家中にも、覺候者有<sub>レ</sub>之は相尋、鉢形之城可<sub>レ</sub>取卷<sub>レ</sub>儀可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉。景勝・利家に、可<sub>レ</sub>入合申<sub>レ</sub>由こそ、堅被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候に、安房國境目・常陸國境目迄、彼おとり人數を召連、構を持兼候城を、請取候儀、天下之手柄には成申間敷候哉。城相渡候者有<sub>レ</sub>之者、鉢形城を取卷候上にて、それぐに上使二百三百宛、人數を遣し、請取候而より可<sub>レ</sub>然候に、敵有<sub>レ</sub>之所をばさし置、二萬計之人數を召連、ありき候事、御分別無<sub>レ</sub>之事。

一、此表は、陣取堅固被<sub>レ</sub>仰付、其上に仕寄以下廿間・卅間之内に被<sub>レ</sub>仰付、夜番・日番雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>其差別<sub>レ</sub>候、北條之表裏者は、人數二三萬も、構内に相籠り、其上、百姓町人不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其數<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、臆病者と見及候間、御座所之御普請を、彼夜番・日番を仕候人數に被<sub>レ</sub>仰付、石垣重<sub>レ</sub>重につかせられ候て、聚樂又は大坂之普請を、數年させられ候に、不<sub>レ</sub>相劣<sub>レ</sub>様に被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候。此表衆は、如<sub>レ</sub>右書付申付候へば、晝夜の粉骨、中々不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝計<sub>レ</sub>候間、鉢形へ一おとりかけ候て可<sub>レ</sub>然候。此ごとく、懇に被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>候事は、兩人之者、せがれより能々被<sub>レ</sub>存候に、鉢形之城遅く取卷候に付、被<sub>レ</sub>仰遣<sub>レ</sub>候。最前山崎志摩守・岡本下野守兩人にも、右之趣は被<sub>レ</sub>

仰遣<sub>レ</sub>候に付、理もなき所へひそり候事、無<sub>レ</sub>是非<sub>レ</sub>候。江戸請取候てより、川越へ罷越、それより松枝へ入合候様にと、被<sub>レ</sub>仰遣<sub>レ</sub>候に、弓と弦之様成所へ、ひそり候事、如何分別候哉。所詮景勝・利家相談、早々至<sub>レ</sub>于鉢形<sub>レ</sub>押寄可<sub>レ</sub>取卷<sub>レ</sub>候也。

五月廿日 秀吉御判

淺野彈正少弼どのへ

木村常陸介どのへ

右の御文體なり。景勝・利家へも、表向の御書には、早速、鉢形・八王寺を初め、攻崩し候へ。脇々の小城に、目を懸け給ふべからずと之あり。御内書には、其許の儀、如何様にも、兩將の對談に過ぐべからず候。敵の體を考へ、分別尤もなりと之あり。鉢形へ、早速取詰めらるべしとの底意之なきは、秀吉公微妙の御心、此内、敵の様子を計り、或は諸方へ手遣ひ、或は降參の者をば之を招き、其威武盛にて、軍政宜しきを以て、新田・館林・繩・足利・應期・津久井・倉賀野・南目・小幡彦三郎・安中越前守・白井・和田・玉繩城を初め、或は明渡して降參を乞ひ、或は逐電仕る事斯くの如し。此首尾を合せ、工夫一決して後、六月十五日、景勝公は、荒川の這邊の端



櫻田迄二里餘、備を出し取寄せられ、利家公は、荒川の下ノ瀬を渡りて、三里程押出でられ、明日、鉢形城を攻落さるべしとの儀なり。八王寺城をも、兩家より人數八千にて遠卷にする。是は城へ、人數の出入を留むべき爲めなり。内々藤田能登守方より、氏邦の家老横地左近方へ、計策申入れ置きければ、此節又、申通じけるは、先年は氏邦へ恨ありて、沼田を武田へ渡し候へども、其節、御家人多く殺し候へば、今は早や怨はなし。氏邦と某兄弟の縁あれば、某、死期に臨み候はゞ、助命の御憐愍はあるべし。某も亦、其通なり。然れば、小田原の滅亡、近きにあり。此城、利家・景勝兩家取詰められ、明日、攻落さるべしとの議定なり。味方は勇み、其方の人數は、次第に減じ、後攻のあるべき體も見えず。然れば、氏邦御覺悟にて、多くの城兵を助けらるゝ事に候間、某方迄、降參の儀を仰越され候はゞ、私の身に代へ、景勝へ申入れ、御命の儀は申すに及ばず、御本領までも、相違のあるまじく候。僞と思召され候はゞ、景勝より直書に、某誓詞を相添へ、進じ申すべしと、横地方へ申遣す。其趣、氏邦聞かれ、横地より返事に、降參して城を渡す上は、武道を止むべく候。然れば、本領の望之なし。籠城の人數、残らず御助け候はゞ、城を渡すべし。小田原滅亡せば、世とともに身を捨て、後

世菩提の爲めに、人を助くる程の善根あらじ。能登守、昔の好みを以て申越さるゝ上は、僞之あるべしとも存せざる間、誓詞に及ばず候。能き様に取扱ひ頼入ると申來る故、景勝・利家へ、藤田申達し、兩將對談あつて首尾調ひ、六月十八日、鉢形本城を請取るなり。

### 武州八王寺城を攻落す事

武州八王寺城主北條陸奥守氏照は、小田原にあり。八王寺城には、家老横地監物幼名爲三郎・狩野一庵本名小幡、竝に近藤出羽守、其外、人數多く之を守る。景勝・利家兩大將、六月廿二日押寄せらる。利家は氏邦を相具し、其家老横地左近を案内者とす。景勝は、大道寺を案内者とす。兩大將、八王寺の山下横山といふ所まで取詰め、明日城攻と相觸れらる。扱横地左近方より、弟の横地監物・小幡一庵兩城代方へ申入れさす。其様子は、小田原既に滅亡に及び、氏政公を初め、陸奥守殿以下も、悉く降參によつて、氏邦も後道の勝利なき事を思ひ、萬卒を助くる爲めに、城を渡し、今此軍門にあり。其外、大道寺駿河守を初め、北條家の城々皆降カせり。各、も陸奥守殿、早や降參の上は、城を相渡され然るべく候。違義に於ては、却つて



陸奥守殿、御身上も如何に候。上杉羽柴の兩將、斯の如く申され候。氏邦も、右の通申遣し候へとの儀に候間、御評議迄もあるまじく候と申入る。城代兩人より返事に、仰忝く候へども、我々事、陸奥守此城を預け置かれ、請負罷在り候。各降參せられ候とて、むざむざと城を渡すべき覺悟之なく候。命を惜み、侍の道を捨て候は、城を預けざる儀なり。預る程にては、城を枕と分別を相究むる。今各、憶病人の申す事を、眞と思ひ、城を渡し、若し詐りにて、其方の行に乗り候は、弓を踏折り自害しても、悪名は死後に及び、先祖の名をも汚さん事、勿體なし。憶病の各の申さる、儀、實と存せず。陸奥守より城を渡し候へと、直筆來らば、城を渡すべし。さもなくば、我々首と共に、城を渡し申すべく候。扱又、各、諸人を助くるとある慈悲心にて、城を渡さる、の由、我々は慈悲心後生も入らず。武士の義理を違へざる様にと計り存じ候。大小上下ともに主恩を得て、武士を立つる者は、命を惜むべき様なし。そこを達て遁れよと申せば、義を失ひ悪名を蒙らん事、迷惑なりと、却つて歎き候へば、當城の諸人は、各の如き義理の違ひたる憶病者之なく候と、悪口の返事なり。茲に因りて、六月廿三日、北國兩大將、八王寺城相攻められ、大手へは、利家卯刻向はれ、先衆矢初めあり。

搦手へは、景勝向はる。然るに、藤田能登守被官に、八王寺者二三人之ある内、平井無邊と申す者、此城の案内を能く知り、東方谷間水の手の道を傳ひ、三九一庵曲輪へ押上る道ある由を、藤田聞きて、透波を用ひ斥候を遣し、危からざる義を知つて、平井に案内させ、藤田備を押上ぐる。搦手表口へは、安田上總介備を以て、一番に攻懸る。大手利家衆へは、城將横地監物二百騎計り、門を開きて突いて出で、加藤衆を突崩す。此時、八王寺の土一番に槍を合せて高名仕りたる山本古太郎右衛門、當家中に罷り在り。然れば、藤田備ともに、歩立になり、難なく押上り、逆茂木を引倒し、鬨を作り攻懸る。小幡一庵、坂口にて防ぎ候時、案内者の平井無邊、一番に人を撃ち、夫より入替り、攻破る。敵崩れて、一庵屋敷へ逃入る。味方之を追入れて、暫く攻合ひ候内、藤田相備の甘數備後守、一庵屋敷の後へ廻り、家へ火を懸け、焼立て、切入る故、一庵並に近藤出羽守等、悉く討死なり。然る所へ、搦手表口の方より、越後衆各、攻懸り乗入る。藤田衆は、二の丸へ押上る。此時、二の丸屏際にて神保五右衛門、一番に高名致し、歸つて藤田に見する。附城へ取寄する時、陣場外構の内にて、列を定め押出すに、何のかゝりもなき平地にて、夏目舍人助、持槍を持ちたる中間、ころびて鍵の柄、中より打折る。之を藤田見て、舍人に向ひて



申すは、毛頭氣に懸くべからず事に逢ふべし。其道具の損じたるは、吉事あるべき前表なりとて、能州持鎧の十文守をおつ取り、馬上にて振つて見て、天晴能き手頃なり。之を其方に遣し候。此鎧は、上野三原田の御所三原田常陸介殿持鎧なり。先年謙信公、上野御平均の時、幼稚の子其他念なく狂<sup>言脱</sup>を御慰に御覽じて、上野殿子息宮王殿を召出され、越後へ召連れらる。御底意あつてなり。成人あつて、吉江喜四郎に御預け、其後、某預り置く。藤田彌五郎之なり。御所の名字に恐れ、三原田を返させて斯くの如し。此謂れを以て、今度、新田より常陸介殿忍びて、奈摩の山へ御越し候時、我等に給ふ時、此鎧にて我が代にも、數度事を致し候。先祖より持來る鎧にて候。武道御あやかり候へとは申難し。業物にて候、吉例の鎧にて候故、之を進じ候とて給はり候へば、重寶に存じ持たせ候。今日は、大事の城攻なり。早く押付け、相圖を以て安田備に攻懸らせたまきなり。遅くして、加賀衆に、先を越されては、口惜しき次第なり。されども、東の谷、切所なれば、存する如くなるまじく候。殊に歩立の道なれば、我等行歩も不自由にて、備の下知もなり兼ねべしと思ひ候間、其方人數をば、幸介副に付けたる増毛但馬守一人に渡し、其方我が旗本の備を下知し、我が手を引きて呉れ

られ候へ。敵、此道を押上る事を知らず候は、直に三の丸の後まで押入るべし。若し之を知りて防ぎ候は、彌、其道にて攻合を初むべし。此時、烟を以て相圖をし、安田勢へ懸る積なれば、當先手も迫敷き事あるべし。我が旗本の備を下知せらるゝ事、如何程の働よりは珍重なりと、再三申さるゝに付きて、其意に任せ、鎧を貰ひ候。藤田存命舍人先手に居て、右の儀氣に懸りて、討死も仕るべきかとして、斯くの如しと、後に物語なり。扱前に書する如く、神保二の丸にて高名致し、其場を引きて、藤田に見せ候時、藤田申さるゝは、一番高名致すとて、歸つて見するは不届なり。鼻をかいて、先へ稼ぎてこそと怒り候故、神保又取つて返す。然れば遂に二の丸まで乗取り、藤田を舍人、二の丸へ押上ぐる。此上は、本丸を某に仰付けられ給へと、藤田へ斷り、旗本組五十騎を申請け、舍人組の増毛が手と入替へ、舍人、采拜を取つて下知し、本丸の丸<sup>戸カ</sup>外張渥へ付く。組衆は猶以て、前方の攻合に逢はざる事を口惜しがり、我も〴〵劣らじと押寄する。城内より門を開きて突いて出で、尾谷と名乗つて、眞先に進み出で候を、舍人、鎧を合せ突伏せて、大津賀主膳に首を取らする。藤田組の面々も、働銳にして、或は手を塞ぎ、或は其首尾を能く合せて、敵を城内へ追入る。敵も流石の士共なれ



ば、返して追出す。舍人、五十騎を二手にして、入替へて斯くの如し。口傳。追入れ追出し、三度の攻合あつて、敵、終に引入りて門を閉づる。二度目の時、小野寺刑部も來りて、城兵を討ち、舍人を證人に頼む。然れば、舍人助、城内へ押込む時、門の肘金を見る。之を以て、敵、門を閉づると雖も、舍人下知に依つて、何の造作もなく、門の扉を刎倒し、組衆を引纏め、一番に本丸へ乗込む。藤田も自身、其場へ參る故、相備衆を初め、競ひ懸り、跡より續いて、難なく乗崩す。舍人助大なる武功なり。景勝公も、一庵曲輪まで押上げ、焼迹に御牀机を居ゑられ、七手の衆、曲輪々々へ打入りて、城の者共を討取り、勝利八王寺の城を乗破る事、件の如し。加賀衆、横地に突崩され候へども、越後衆城を乗取る故、監物、彌、思切つて相戦ひ候。然るに、中川武藏、既橋城に人數少々残し置き、此陣へ來りけるが、味方の押散らさるゝを右に見て、八王寺の真中へ、横合より切つて入る故、横地崩る。之を守返すとて、中山勘解由其外、討死する者多し。此時、前田賢次なども、亂れたる加賀の備を纏め返し、八王寺衆を討ち、四角八方へ追散らして、加賀衆勝利を得たり。横地は、其場を能く切抜けて、落失せたと聞くなり。右の通、八王寺の城内にて、敵を討ちたる加賀衆は、一人もあるまじ。城外にて

敵を討ちたる越後衆は、一人もなし。夫を變じて能き様にいふは大なる僞、武道に僞をいふは、憶病の不義なり。上杉家へ討取る首數雜兵、合せて三百七十三の内、能き首を選びて廿一、利家家へ討取る首數二百八十餘、此内、能き首を選びて卅五、皆首桶に入れ、首帳を差添へ、廿三日申刻、小田原へ遣すなり。上杉家より廿一の首の内、夏目舍人助、本城にて討取りたる尾谷が首も、之あり。此尾谷は、氏照内方の伯父、武功の人なる故、三十騎の組を預り、横地、介添と爲りて本丸に居り候由、生捕の者申し候。利家家へ能き者多く討取り候事は、横地、城外へ突いて出づる故、人數を勝つて斯くの如し。然れば、加賀衆、後道の勝利大功なり。此人數、城を攻め候は、越後衆に劣らず乗取り申すべく候へども、横地、剛強なる將故、能く鹽合を見て、突いて出づるを以て、其攻合には懸り、加賀衆、城を乗らず候。敵、突いて出で、城内に人數少き故、越後衆早く城を乗濟し候。横地出でず、城内に人數多く候はば、此程に、首尾能く乗取る事は、少しなりかね申すべく候。斯くの如く依怙なく批判、武士道の吟味尤もなり。落城の様子ともに、小田原城内へいひ入る。口傳。

附小幡一庵子狩野主膳、中山勘解由子助六、此者共は、小田原城にあり。小田原滅後、權現様



召出され、頃年の中山勘解由は、此助六なり。助六舍弟、今水戸に罷在る中山市正の父備前守なり。

### 武州岩付城・忍城を降す事

石田治部少輔・淺野彈正少弼・木村常陸介・大谷刑部少輔、武州岩付城へ寄せて、之を攻む。城主太田十郎氏房は、氏直の弟にて小田原にあり。家老伊達〔與イ〕百兵衛・妹尾下總守・片岡源太左衛門、城を守る。家康公よりも、本多中務大輔等來りて、之を攻む。城より突いて出で、強ひて禦ぎ戦ふ。本多中書の嫡子平八郎〔後美濃守と號す〕、城將妹尾と、互に馬上にて切結び、妹尾を討取る。片岡も、其場にて討死する故、伊達終に降〔參脱カ〕して城を避くる。最前、秀吉公より淺野・木村方へ御書に、景勝・利家に加はり候へと、仰越さるゝと雖も、秀吉公、内密の様子を知つて、鉢形を攻めずして、關東所々へ働く。さる故、又武州忍城へも取寄せ之を攻む。城主成田下總守は、小田原にあり。留守坂巻鞆負・成田内匠等、突いて出で追散らし、又取寄せれば、弓・鐵炮を放ち、敵を拂ひ寄付けざる故、石田等攻倦んでぞありける。此城は、關東七箇の名城の内

なり。佐野の唐澤山・新田の金山・佐竹の太田山、其は山城なり。武州の忍・下野の宇津宮・武州の河越・上州の厩橋、之は平城なり。七箇の名城といふ事は、終に攻落されずといひ傳ふる。尤も地に依り、繩帳に依つて、名城にて落ち難しと雖も、武道の吟味は、堅固の城なりとも、守る人の一致せずば、守り難し。文武兼備の名將は、城悪くても久しく之を持つ。吳子が所謂在徳不在險。右忍城、落難ちき様子、北國の兩大將、八王寺にて聞き給ひ、加勢あるべしとて、同月廿五日、横山より三里計り、備を殘置く所、石田方より註進に、忍城降〔參脱カ〕する由申來る。最早關東中、攻むべき城なき故、夫より直に武州ならのなしを越えて、廿七日、相州平塚に著陣なり。秀吉公より人數をば、其所に差置かれ、兩大將計り、小田原へ參られ候へとの御事なる故、大將衆計り、小田原へ參り候なり。然れば、今度の軍功難勝計との御褒美あつて、種々拜領なり。敵の城中へも、夥しく知らするなり。

### 秀吉公、奥羽兩國の檢知を、景勝・利家に命ぜらるゝ事

#### 附 蜂屋伯耆守諫の事

武州岩付城・忍城を降す事



秀吉公より、景勝・利家へ仰せらるゝは、小田原敵城弱り、色々無事を取組み候間、近日落城致すべく候。兩將、今度の軍勞の上に、又大儀に候へども、奥羽兩國へ發向あつて、檢知の繩を申付けられ給ふべく候。日限は重ねて差圖次第との御書なり。是に依つて、兩大將、小田原より又取つて歸られ、景勝公は平塚に逗留あつて、右の趣、諸卒へ之を相觸れらる。秀吉公より羽柴下總守を、兩大將へ御使として、仰越さるゝ様子、是又〔妙カ〕微少の儀なり。老功衆は之を考積る。扱又、下總守、加賀越後兩家中、物頭奉行まで、秀吉公御悦び限りなしとの上意を、銘々に内證に申し渡す事。傳

附右撫知の儀に付きて、前方蜂屋伯耆守といふ老功の士大將、諫言申上ぐるは、檢知の事、御延引然るべく候。小田原近々落著し、天下普く御手に入ると雖も、唯今まで肩を雙べたる諸大名、當時の御權威に恐れ、先づ麾下に馬を繋ぐと雖も、内心より御爲めを大事と、身に代へて存する者は、あるまじく候間、萬事を攔かれ、諸大名小身の方までも、昵なされ、政道正しく仰付けられ、一天下悉く親付き仕りての上は、何時とても、御檢知罷成る儀にて候。唯今、御檢知仰付けらるゝ事は、一旦の御武威を以て、後代まで殘されたしと思召す所一つ、又は天

下未だ一致仕らざる内、不慮に御他界遊ばされ候はゞ、其跡にて其所、我々持になり候時、後世の爲めなりと、思召され候か。此二つなるべし。其儀をば、ふつと御捨てなされ、天下は一人の天下にあらず、天下の天下なり。御憐み萬民共歸伏仕り、徳澤普くして、御子孫御繁榮ならば、此度御檢知仰付けらるゝ御武勇より、遙に増り申すべく候。御檢知仰付けられ、萬民難義迷惑がり、涙を流しながらも、御威光を以て、檢知成就は仕るべく候へども、其悲は、上御一人に歸し、天道の御憎み、自然御他界なされるれば、已後は其所の諸民、古主に思付き、御子孫に怨を含み候儀、必定なり。此度は、先づ御延引、然るべしとありければ、秀吉公、左候ては、其所の知行を割與ふる事、なり難しと仰せらる。伯耆守申すは、其はいと易き事にて候。天下の御下にて候へば、其所の地田畠浮所務、其年の出來不出來、見分者の功者に、依怙なく目付横目遣され、内證能く御存知あつて、御知行割下げられ、天下御靜謐以後、其者に仰付けられ候て、檢知共に首尾仕る事に候などと、理を分けて、達て七度まで、諫言申上ぐれども、秀吉公御承引なし。伯耆守申すは、忠言耳に逆ひ、諫言御用ひなき上は、是非に及ばず、御滅亡の兆なり。重ねては構へ申すまじとて座を立つ。秀吉公、伯耆が袂に



御籠り御留め、其方が諫を納るまじと存するにては之なく候へども、檢知の儀は、様々底意ある儀なれば、承引せず候。其方悪口の上にて座を立ち候ては、重ねて我等に諫言の者之なし。左あれば、我れ一人にて、天下の儀は知られず、逆儀のみ多かるべし。然れば、悪名後代まで留るなりと仰せられ、人を御拂ひ、御手を合され、一時程、御底意の儀を御密談あつて、彌、檢知仰付けらるゝに相究り、御酒を出され、其上にて秀吉公、

檢知をば無用々々と蜂やさす

伯耆守即座に付く、

そらうそぶいてきかぬ關白

斯くの如くにて、其座の興を催し給ふ。誠に秀吉公、微妙の大名將なり。伯耆守と斯くの如くあつて、後に景勝・利家兩將に、檢知の儀仰渡さると申傳ふるなり。

### 景勝・利家奥羽兩國檢知の事附上杉衆、増田表に於て

#### 一揆を退治す並所々の一揆退治の事

第一、七月十日、小田原落城以後、奥羽兩國檢知總大將として、三好中納言秀次公を仰付けられ、上杉景勝へは、檢使として大谷刑部少輔を差副へられ、出羽の内庄内三郡・油利三郡・仙木三郡・最上三郡、合せて十二郡、羽柴利家へは、檢使として石田治部少輔を差添へられ、秋田・津輕・南部外の濱まで檢知仕るべきに相定めらる。兩大將は、秀次公に先立ちて出馬なり。就中景勝は、利家に一日早く、相州平塚を立ち、武藏と下總の堺市川の渡を越え、奥州と下野との境なる高原越をして、七月下旬、會津の若松城へ景勝著なり。此城は、先年、盛高を追拂ひて、伊達正宗居城なれども、此度、秀次公を、此城に置き參らすべき爲めに、景勝、請取らるゝ故、正宗は城外へ退かれ、米澤城をば藤田能登守、最上・山形城をば、泉澤河内守請取る故、最上出羽守も、城外へ出で居らるゝなり。利家は、一日景勝より跡に罷立つなり。八月初め、三好殿若松著陣、故に景勝、城を明けられ、米澤は山内對馬守・松下石見守、山形は木村常陸介に渡し、景勝は羽州野邊澤へ押行き、夫より赤谷峠を越え、下越後の黒川村相川へ移り、蒲萄が谷へ懸り、庄内へ打出でられ、蒲萄が谷の内、小國の城には下沼田豊前守、なべの城には、恩田越前を差置かる。扱又、庄内藤島の長堀が在所に、揆場を拵へて、栗田永壽を差置か

景勝利家奥羽兩國檢知の事附上杉衆増田表に於て一揆を退治す  
並所々の一揆退治の事



れ、大浦城に島津淡路守、酒田の城に須田相模守、大寶寺に木戸源齋、斯くの如く、御人數を差置かれて、庄内の繩打仰付けられ、景勝は直江・藤田・安田・泉澤四組、御旗本ともに五備にて、行きながら所々の様子御覽なされ、歸掛けに繩打仰付けらるべしとて、大寶寺より沼田へ取付き、三崎山を越えて油利へ出で、九月中に仙木へ下著ありて、大森城へ御馬を納れられ、大谷刑部少輔並に直江・泉澤、共に斯くの如し。安田上總介は、六郷兵庫頭居城六郷の館、藤田能登守は、戸澤右京亮居城の角の館を請取り居て、諸方の繩打を申付くる。然る所に、十月初め、六郷に於て一揆起りて、大谷衆を、雜兵五六十人打殺して、山々へからまり隠る。其は内々、伊達正宗總大將をして、十月十四日、方々にて一度に一揆蜂起仕る筈に、相定むる所に、六郷にて大谷衆繩を入れ候時、百姓共出で、頻に訴訟申し候を、大谷衆權強くして、見せしめの爲めなりとて、其場にて三人斬捨て、五人に繩を懸けたる故、十四日まで相待たずして、大谷が被官共を殺すなり。右の一揆の隠れたる所、何方とも知れざる故、討つべきの様もなし。景勝仰せられ、事を静め相待ち候へ。一揆共定めて打寄する所あるべし。其時、押寄せ踏殺すか、仕様之あるべしとの儀なり。案の如く、増田の館といふ所に、鍋倉

四郎といふ者、大將となりて二千許り楯籠るの由聞えければ、大森には大谷衆を殘し、十月十四日辰上刻、景勝、御旗本共に五備、一萬二千の備にて、増田の館へ取詰められ、御旗本は南方川端供養塚に御牀机を居ゑられ、四組の衆を以て、館を取巻く所に、方々に隠れ居たる一揆共、雲霞の如く來つて、上杉家の備を、御旗本共に二重宛に取巻き、前後より打立て打立つる。景勝公、内々此心得ある故、藤田・安田兩手の方へ、御使を以て館を巻解し、後攻の一揆と一勝負仕り候へ。二番切は、御旗本にてなるべしと仰遣され、人數を入替へなされ、其場を請取る衆は、御旗本に付けたる浮勢の大石大將にて、二備に作り押寄する。藤田も二備に組合せ、一二の軍を持つ、故に大石が一の手を以て、藤田一の手を左へ備を押し出せば、藤田一の手は右へ押返して、二の見を持つ。又大石が二の手、藤田二の手の後へ備ふれば、是に渡して備を立替ふる。後攻の敵に向ふは、自ら一二の手相究めて斯くの如し。安田備をば、直江・泉澤組衆の浮勢を以て入替ふる。安田は西より、藤田は東より、一戦を持ちて懸るを見て、一揆の奴原、早々引拂ひて、城より二町餘隔てたる金澤山より出づる河を、向へ越えて、南方に備を立て、河を前に當て、之を防ぐ。藤田先衆、川中へ打入り候へども、一揆は多勢、味方

景勝利家與羽兩國檢知の事附上杉衆増田表に於て一揆を退治す  
並所々の一揆退治の事



は小勢、其上、敵は陸、味方は川中にて馬上なれば、味方、勝利定めがたし。夏目舍人、其日は明番にて、寄騎五十騎を率して、藤田被官五十騎の頭、秩父下野守が二の目に備ふ。藤田旗本は、三十騎以上三段の備、旗本は何時とても、敵の後ならでは、手に逢ふまじき様なれども、其備組の致し様、替るゝの口傳を以て、手に逢ふなり。扱此時、舍人助、當る敵を差置き、五十騎の備を蹴立て、采拜を取つて眞先に進み、組衆續けと下知して、逸足に乗り、東方川上へ六七町乗上る。一揆の者なる故、敵の向ふ所計りを肝要と思ひ、是まで備を配り得ず。剩へ此所、河面廣く、漣立ちて淺き故、舍人助一番に川へ乗入る。一揆の者共、之を見て、備を配りたがり候内に、早舍人五十騎の者共、一度にさつと乗上げ、敵の備脇へ二三度程、虚懸を致し候。殊に此度、藤田相備衆をも、唯二段の備を相定むるは、一揆に向ひての心持口傳あり。去るに依つて、二の見衆百騎餘りも、舍人に續いて押來る。敵、又是に氣を奪はれ、備裏崩れ仕るに付きて、川中の味方先衆も、競ひ懸りて攻上る。又安田は、藤田備を左に見て、川下へ押廻し、西の方より敵の旗本へ向ふ。一揆等、之を見て彌、敗北し、川下川上二つに分れて、秋雨に逢へる紅葉の、散り亂るゝ如し。川下は安田、川上は藤田追撃す。藤田自身、乗入れ

下知する所に、一揆の内、茜の母衣懸け、金の采拜を持ちたる武者一騎、乗りさがつて下知して、引揚げたる武者振見事なり。藤田、此者に乗付き、詞を懸けて馬より突落す。其者、藤田鎧に縋り、引落さんとするを、舍人乗寄せ、助鎧をして突留むる。藤田、舍人に首取つて高名にせよと申さる。舍人申すは、鎧付けたるは貴殿なり。某高名に仕るべき様なしと、申し捨て先へ進む。藤田、跡に續きたる平井無邊、此首を取る。舍人は、組を下知して追撃つ所に、殿仕る敵、是も武者振見事なるを追つて、蓬し返せと呼ばはりければ、其者返し、推參なりと言葉を交し、互に馬上にて鎧組み候を、終に突伏せ、鎧共に抛つて、馬より下りて首を取らんとする時、敵七八騎取つて返し、隙なく斬懸る。舍人組衆、何れも面々手繁く稼ぎて隙なし。舍人、右の死人に腰を掛けて、敵と斬合ひ、右の二の腕へ深手を負ひ候所へ、被官も續き、組衆も助け來りて、右の敵共を残らず討取る時、藤田も遠くより見及び、手明の者十四五人、加勢に越され候へども、其駈付けざる以前に、敵を討取る其間に、遠藤八左衛門は、舍人助を引掛けて馬に乗せ引退く。鈴木彦八は、舍人が突伏せたる敵の首を取つて歸るを、舍人見て、敵の團扇は取り來るかと申せば、團扇は申すに及ばず、刀脇差まで取參りたると申す。皆



定の如く、十五町の内にて追留めて引取る。藤田手へ首八百五十餘、安田手へ七百三十計り取りて、競の凱歌を作り、御本陣へ歸りて備を立つる。味方にも討死二百餘、手負五百計りなり。景勝公、其日の暮方、夏目舍人助定吉に御感狀下さる。今に本書、某軍八所持仕る。

至<sub>二</sub>今十四日<sub>一</sub>當増田表數萬之一揆蜂起之刻、千五百餘令<sub>二</sub>成敗<sub>一</sub>、悉追拂、得<sub>二</sub>大利<sub>一</sub>之根本者、其方、於<sub>二</sub>藤田手先<sub>一</sub>所<sub>二</sub>以組子之人數遣武略宜<sub>一</sub>也。殊諾團大剛強之高名。依<sub>レ</sub>之蒙<sub>二</sub>手疵<sub>一</sub>之條、佳名最爲<sub>二</sub>甚々<sub>一</sub>。加<sub>レ</sub>之、今度關東表出陣之砌、上州小幡之取出宮崎落城、悉皆其方在<sub>二</sub>計策<sub>一</sub>。剩此時、殿之武者討<sub>二</sub>取之<sub>一</sub>、或武州八王寺本丸之戸張涯之高名、同一番乗者引<sub>二</sub>纏於我組<sub>一</sub>而、觀勇之武譽功之働、不<sub>レ</sub>恥<sub>二</sub>先英後雄<sub>一</sub>也。斯外、爲<sub>二</sub>美々稼之品々<sub>一</sub>、明白難<sub>レ</sub>筆焉。厚恩期<sub>二</sub>歸陣之時<sub>一</sub>、猶益田新右衛門尉附置畢。手疵無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>、彌、後忠專一也。仍感狀如<sub>レ</sub>件。

天正十八庚寅七月十四日 景 勝御判

夏目舍人權助どのへ

右益田新右衛門は、宇野跡目なり。無類なる金瘡療治上手にて候を、景勝公より舍人に御附置なされ、種々難有儀共なり。

第二、清野清就軒、小幡下野守申上ぐるに付きて、増田の館を卷解し候へば、敵降參仕る口故、逆徒等命を助けられ、十五日未刻、藤田能登守を以て、城を請取らせ、人質を取り、同類もを改め出し、是も人質を取るなり。右城を請取る時、藤田分別を以て、一揆の者共、髪をそらせ、出家の上は、刀脇差無用といひて、抑へて奪ひ取るに、二つの心持あり。扱人質をば、色部修理佐藤甚助に、御旗本組鐵炮二百挺差添へられて、大森に之を差置かる。翌十九年の春迄 景勝公、同月廿三日迄、大森に御逗留あつて、油利・仙木の繩打仰付けられ、相濟むなり。

第三、羽柴利家公も、所々に於て、一揆蜂起の由に候へども、無事に踏靜めて、隙を明けらる。然る所に、同十月廿三日、油利・仙木より逃散りたる一揆共、庄内の者と心を合せ、三崎山と菅野と兩所に、搔揚城を構へ楯籠る由、註進あり。庄内は景勝公の持、其上檢知請取の所なれば、廿四日寅刻、先年藤田能登守、大森より三崎山へ上道三里計となれば、辰上刻に押付くる。此山險岨にて、馬蹄不自由、今に牛に乗りて往還する所なるを、藤田才覺を以て、諸卒まで、ねこぼこ或は筵等に、束物一束持たせ行きて、束物を敷かせ、其上に、ねこぼこの類を敷並べて、人馬平地の如くにて攻懸る。菅野の方面をば、熊と叫けて一時攻に仕り、同日

景勝利家與羽兩國檢知の事附上杉衆増田表に於て一揆を退治す  
並所々の一揆退治の事



午刻計りに攻落す。相催したる一揆共、未だ集らざる内に、急に押詰め、殊に難所の往行自由なるを、一揆の城兵見て色めき、越後の猛勢に恐れ、菅野の方の隙なきを幸として、三崎山を捨て、逃げ行くを、藤田・安田兩備を以て、菅野まで三里程の間を追撃ち、兩手へ首數三百六十餘なり。菅野へ、御旗本ともに、同日申刻押付けられ候。今日は難所を越え、人馬草臥れ申すべき間、明日、此城を攻めらるべしとて、其夜は皆陣取り給ふ。何れも申すは、先日増田館を攻取り候如く、城を卷解し候はゞ、又降參仕るべき間、此城も左様に然るべしと申し候を、藤田申すは、此城をも、三崎山の如く取詰め、雅攻にする様子を見せ候はゞ、早速降參仕るべしと存じ候と、達て申して廿五日、藤田下知して、城際犇々と六七間近く取詰むる。藤田積の如く、城内より、達て降を乞ふに依つて、即ち御免。藤田に仰付けられ、同日巳刻、城をば請取り、是も髪を剃らせ、人質を取つて、酒田へ遣され、須田相模守に預けらるゝなり。城を卷詰むると卷解すと、兩様備の大祕事。口傳。右兩城ともに破却仰付けられ、景勝公、酒田へ御馬を入れらるゝなり。

第四、庄内に平賀と申す覺ある地士、一揆大將となつて人數を催し、廿五日の夜より、鳴津淡路加勢に籠居る所の大浦城を、取巻き攻むる由註進あり。景勝公、時日移さず、坂田より後攻に御出馬、其様子は、味方、何れも旗をしぼり、一揆へ加勢仕る體に見する。相符ある故、城内には景勝公の後攻と知つて悦ぶ。取巻きたる一揆共は、我が同類と思ひ競ふ所に、六七町計りに詰寄せ、景勝公御紋の旗を、差掲ぐると等しく、城よりも突いて出で、一揆を取包み、前後より斬懸る故、一揆悉く敗北して、四角八方へ逃散るを、追詰め、首數五百七十三・生捕二百計りなり。就中一揆大將平賀をば、直江手へ生捕り、一類を尋ね出し、五人其外重罪の奴原十二人、合せて十七人、大浦の原にて火焼に仰付けられ、殘る者をば、同類一家を穿鑿なされ、人質を取り助け給ふなり。

附酒田より東の山入藤島に差置かれたる栗田永壽、右の一揆蜂起すべき様子を粗、聞きて、相談の爲め、前廿四日、大浦の島津淡路守方へ參り、其留守を、一揆の者窺ひ知つて、藤島の長堀といふ地士、棟梁をして、藤島へ取懸り、城を攻落し、栗田衆酒井新左衛門・舎弟極之助などといふ武邊譽の士を、多く討取りて、藤島城を、長堀擁<sup>か</sup>へ持つなり。景勝公、之を聞き給ふと雖も、大浦は海道筋にて、其上一揆、大浦を取巻く。自然之を攻落されては、如何なりと

景勝利家奥羽兩國檢知の事附上杉衆増田表に於て一揆を退治す  
並所々の一揆退治の事



て、藤島へは先づ御構なく、大浦へ後攻なされ、右の通御勝利なり。景勝公、大浦に御逗留、御仕置等仰付けられ、極月三日、春日山へ御馬入るゝなり。藤島へは、島津・須田兩備の内より、一揆の働き出でざる様に、御手遣仰付けられ、差置かれ候は、當年は雪も深く、長陣士卒草臥れ候。藤島一所、一揆共持ちたりとて、さしたる事も之れあるまじ。脇々を堅く仰付けられ候は、己と堪忍得仕るまじ。若し堪へ居ば奇特なり。來春御成敗なさるべしとて、攔か  
らるゝ所、御積の如く、其冬長堀・藤島を明けて、行方を知らず逐電仕るなり。

### 秀吉公、奥羽御政治の事

右景勝・利家、奥羽檢知、其外蒲生忠三郎氏郷を初め、各、檢知の時、諸方一揆蜂起せりと雖も、大方靜謐に屬す。是に依つて、蒲生忠三郎を飛驒守になされ、勢州松が崎にて、十四萬石、右の領知なりしを、御加増あつて、會津にて百二十萬石給はる。夫に付き、景勝公御持會津領の内、伊原・伊法・横田・たゞみ・小澤、或は赤谷、此外所々、氏郷へ之を渡さる。但し小澤・大藏・横田大學兩城は、景勝御手柄を以て、兩人本意仰付けらるゝ故、秀吉公へ御斷仰上げられ、其段、氏郷へ仰渡さるゝに依つて、前々の如く、本領相違なく候。前書委しく之を記す。木村常陸介・弟木村彌市右衛門五千石の者を、伊勢守に遣され、奥州佐沼にて、二十萬石下さる。

會津居住の伊達陸奥守正宗、右一揆棟梁仕りたりとの風聞、隠なき様子に付きて、正宗、身の大事なりと覺悟して、礎柱を黒漆に塗らせ、高蒔繪師に一本拵へ持たせ、秀吉公召さるる先に、上洛する事、秀吉公に楯付く事なるまじ。然れば正宗父子並に家老の片倉三人死して、家中の士卒の命を救ふべしとて、斯くの如し。秀吉公聞召され、士大小共に立身の爲めなり。幸ひ亂世に天下を望む心本意なれば、此時節、一揆を催し、本意を達せんとの志、憎からず、其功ならざる故、斯くの如し。身を弃つるは、一入大剛なりとて、助命せらるゝのみならず、伊達領を下さるゝなり。

附小田原滅亡以後、關東の内、上野・伊豆・相模・武藏・上總・下總六箇國は、家康公へ之を遣され、右の外、國郡附與數多なり。然るに、織田信雄公は、羽州秋田へ流罪なり。

三好秀次公、奥羽の御隙を明けられ、請取り給ふ城々を、先規の如く城主々々へ引渡され、其



年中御歸陣あり。然れば尾州一箇國北伊勢五郡拜領なり。

奥羽重ねて一揆の事

第一、天正十九年辛卯夏より冬に至り、奥羽諸方にて、再び一揆蜂起す。其元は、佐沼城主木村伊勢守、百姓當り悪しきを以て、領知の者共、葛西・大崎を初め、就中九戸・南部表まで相催し、取續きて斯くの如し。是に依つて、伊達正宗を先勢とし、羽柴飛驒守氏郷、二の軍を以て、一揆退治に發向す。七月廿四日、藩生家備定は、

- 一に、右の先、蒲生源左衛門
- 二に、左の先、蒲生忠右衛門
- 三に、二の右、蒲生四郎兵衛
- 四に、二の左、町野左近助・向新三郎
- 五に、其次に、田丸中務少輔
- 六に、其次に、關右兵衛尉

七に、五手組衆

梅ヶ原彌左衛門

森民部丞

門屋助右衛門

寺村半左衛門

新國上

總助

八に、六手組衆

細野九郎右衛門

玉井數馬介

岩田市右衛門

神田清右衛門

河井

金左衛門 外池孫左衛門

九に、七手組衆

蒲生將監

蒲生主計助

蒲生忠兵衛

高木助六

中村二右衛門

外

池甚五左衛門 町野主水祐

十に、寄合組衆

佐久間久右衛門

眞田隱岐守

曾根内匠助

成田兄弟

山上彌七郎

水野三左衛門

十一に、前備右の先、岡部玄蕃

十二に、前備左の先、松浦左兵衛尉

十三に、前備二の右、<sup>〔井〕</sup>鳥居四郎右衛門 上坂源之丞

十四に、前備二の左、建部令史 永原孫右衛門

十五に、馬廻十二組外小姓組

奥羽重ねて一揆の事



十六に、跡備衆 蒲生喜内 小倉孫作 蒲生左文 蒲生千世壽 小川平左衛門

大方、斯くの如き備定作法を以て、轉變は其所の様子に依つて、轉變は大將(八)の工夫にて、高崎・しが摩・中新田・めう・宮澤・高清水を初め、所々に楯籠る一揆の城廓、悉く乗崩し追拂ふ。一揆其地を捨て、退散故、南部・九戸表へ取懸らる。然る所、蒲生・伊達兩軍、人數少々草臥れ、難儀に及ぶ由、秀吉公聞召し、加勢として家康公・景勝公へ命せらる。是に依つて、景勝公は、權現様江戸御出馬を聞届け、一日宛先立つ日積にて、春日山を御出馬、赤谷越をして會津へ出で、夫より野邊澤・三のはざま・平泉・高館・岩手澤へ懸り、水澤へ取付き給ふ。權現様は、一日跡より岩手澤へ御著陣なり。然る所、氏郷より九戸を初め、諸方の一揆、恙なく退治の旨註進ある故、御兩將ともに御歸陣に赴き給ふ。秀吉公より御内意の如く、家康公は、岩手澤の山を見立て、城普請仰付けられ、景勝公は水澤・えさし・かし山・三箇所に、城を構へ結ぶ。是は伊達正宗に、大崎五郡・葛西五郡を、替地として下さるゝに付きて、右の城々を正宗へ相渡さるゝなり。是より正宗、岩手山に居城、水澤には、片倉小十郎を差置き候。附此以後、米が袋といふ所を見立て、城を築き仙臺と名づけ居城。今以て斯くの如し。岩手

山には、今陸奥守忠宗の弟伊達三河守を差置かるゝなり。

第二、木村伊勢守、領知の仕置悪く、百姓一揆起り、其を退治する能はず、居城の佐沼・我が持の三のはざままで攻落され、這々なる仕合の所に、氏郷早速旗を出し、一揆共を悉く斬拂ひ、城を取返し、木村を佐沼城へ歸入らる。秀吉公聞召され、氏郷莫大の手柄なりとの御感なり。伊勢守は領知召上げられ、御改易仰付けらる。然るに、氏郷之を隠し置き、連々詫言申上ぐる故、御免なされ、近江にて二萬石下置かるゝなり。

附夏目舍人も、上杉家備に列り、此御陣にも参り候故、様子存知候なり。

### 秀吉公、高麗御陣、景勝出勢渡海の事

第一、關白秀吉公日本國平均、此上は朝鮮國御征伐あつて、武威を異域に輝し、縦ひ御本意を遂げずと雖も、其名は、末代までの譽なりと、御奥意の所、御嫡子八幡太郎殿、天正十九年、五歳にて早世なり。御母は、淺井備前守息女淀殿なり。源家義家の先規を用ひ、八幡太郎と名付け、限なく御寵愛の事なるに、御卒去なれば、御歎の餘仰せらるゝは、我れ數年粉骨を竭



し、天下を取布くと雖も、譲り與へんと思ふ其子は死する。何を頼み何時を期せんや。漸く年も老いたり。天下は諸大名手柄次第に治むべし。我は、後世善所を志し、發心して送るべしとして、東福禪寺へ引籠らる。然れば小大上下の族、此儀勿體なしとて涙を流し、達て之を諫め奉る。秀吉公仰せらるゝは、我れ道心の儀、存詰めたれども、却つて天下の苦、惡逆の本になるべしと、萬民押並めて存すと之ある上は、存じ止まるべし。去りながら、我が子孫の後榮を思はざる事なれば、一事所望を叶へ給ふべきか。さもなくば、再び此寺を出づまじと仰せらる。諸大名、何れも御意、違背仕るまじと請負ひ候を、聞究め給ひて後に、朝鮮征伐の儀を仰出さるゝ故、何れも異議に及ばず同心す。是に依つて、御陣觸仰出され候なり。

附秀頼公は、翌天正二十年、名護屋御在陣の跡にて、御誕生なり。

第二、天正二十年壬辰、文祿と改む。元三月の朔日、高麗國へ魁軍の兩將加藤主計頭・小西攝津守出陣す。諸軍相添へて、次第々々に出勢す。其定は、

- 一、一番、加藤主計頭・小西攝津守、圍取の上を以て可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>一日替<sub>一</sub>事。
- 一、二番、右の非番。

一、三番、黒田甲斐守 毛利壹岐守 島津又七郎 高橋九郎 秋月三郎 伊藤民部 相良宮内大輔

一、四番、鍋島加賀守 同信濃守

一、五番、羽柴薩摩侍從

一、六番、羽柴土佐侍從 藤堂佐渡守 池田伊豫守 加藤左馬助 來島出雲守 中川修

理大夫 菅平右衛門

一、七番、糺須賀將監 生駒讃岐守

一、八番、安藝宰相 備前中納言

此兩人、同勢可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>替事。

一、船手へ働入候時は、藤堂佐渡守・加藤左馬助・脇坂中務少輔兩三人申次第、四國衆菅平右衛門並に諸手警固船共可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>事。

附秀吉公御旗本守護之將口、本高麗國御手遣之先勢、及<sub>二</sub>難儀<sub>一</sub>候は、爲<sub>二</sub>加勢<sub>一</sub>旁、秀吉公に先立て、肥前國名護屋迄、發向之大備は、



- 一番、羽柴筑前守利家
- 二番、三好秀次公
- 三番、上杉彈正少弼景勝
- 四番、江戸大納言家康公
- 五番、佐竹修理大夫義宣
- 六番、伊達陸奥守正宗

右斯くの如く相定む。景勝公伏見の屋形は、先年の地震にて崩れ、聚樂の屋形は、御構の内なれば、百萬遍の寺に御在陣。三月十七日、花洛を立つて、大佛の前へ押出し、久我暖へ懸り、攝州茨木まで、七里餘押して御陣取。夫より山陽道を経、長門より關の戸の渡を越えて、九州肥前國名護屋へ著陣、秀吉公の御著を相待つ事。六備行列一日宛隔て、斯の如し。附都を立ちてより、一日一人に七合五勺宛の扶持米、上下の差別なく下され、名護屋在陣中は申すに及ばず、朝鮮渡海の時、釜山海に藏を立て之を相渡さる。是景勝へは二月初め、越後を立ちてより、右の通なり。他の衆へは知らず候へども、定めて同じ事たるべし。扱又、

遠國程役儀を引く故、景勝公四分役にて、總勢一萬五千の著到なり。景勝武者押を、秀吉公、大佛山門より御見物なさるべき由に付きて、家中六具をしめ、行列を正し押し候。越後諸備、何れも黒母衣を懸くる。備大將衆も母衣なり。是は母衣の色、數寄次第に仕るなり。

一の先藤田能登守は、白母衣を十<sup>の</sup>一丈にして懸けらる。尤も大小旗二本、差物一本、合せて三本なり。外は役旗なり。物頭・物奉行は、總騎馬と同じく黒母衣にて、だしは、面々のすき次第、去りながら、何をだしに致し候とも、色は金に仕る。夏目舍人助は黒母衣、出しに金の七本卒都婆、前立は立位牌なり。大馬符は金釣鳥井、小馬符は紺地に白鳥井、是は事ある時に取つて差す差物なり。總騎馬は黒母衣、出しは短冊大小、或は數寄次第、是に付きて口傳あり。

安田上總介は、自身は赤母衣、物頭・物奉行出しは銀、何にても數寄次第、總騎馬の出しは、團扇大小、色好み次第なり。

直江山城守は、自身は黃母衣、物頭・物奉行出しは青く、何にても總士の出しは馬練はれんに色、大小は好み次第なり。



泉澤河内守は、自身は黒赤段々（の）罽ませの母衣、物頭奉行出しの色は赤く、様子は好み次第、總士の色は、毛如何様なる毛にても、〔二字〕七手衆斯の如し。一備衆紛れなく、御旗本も右の作法にて、様子を替へ、景勝公御旗本は直江、次に泉澤が先へ押され、大佛山門を御通の時、秀吉公より、吉田兵部御使に差越され、其次に御戯れの御發句、

上杉の景勝色の門出哉

取敢ず景勝公、

羽柴榮ゆる國は秀吉

一興といふ奇なり。

第三、藝州宮島景勝公御泊の時、陣場奉行衆に、安田上總介差添へ、備番に當て御先へ參り候。總じて備大將衆一組宛、廻番に仕り、陣割衆と兩組にて、御先へ行き、陣場を堅め相待ち奉る作法なる故、斯くの如し。然るに、家康公の御人數宿割衆六七百、宮島の能き町を選びて、宿札を打ち居ゆる。安田衆相向ひて、景勝の次に、家康公にて候所に、先を越され、宿割の儀存寄らず候。就中當町能き所を御選び取り候。早々御明け下され候へ。景勝、本陣を打ち申すべしと申すに付きて、言事（いひごと）になり、雙方既に討果すべき様子になる所へ、藤田能登守、何時も先陣なる故、早や押付き、中人になり取扱ひ候は、家康公衆を残らず追立つるも如何、左候とて、先陣の本陣を、後陣衆先立ちて、取堅められ候を、其通に仕り差置き候へば、大法違ひ候。景勝宿割の者共の不調法になり候間、景勝本陣と近習の陣所計りを御明け、其衆は軍陣に赴き、各、跡へ下るは不吉、先へ進むは吉事なれば、先へ陣屋を御繰り尤もと存じ候。其外の衆は、其儘此所に御陣取り候へと、家康公の御内衆村越茂助などを初め、其場へ參りたるへ相談して、無事に相濟み候。家康公聞召され、藤田を御褒なされ、重ねて斯様の儀之なき様にと、堅く仰付けられ、名護屋へ御著以後、藤田方へ、永井右近大夫・大久保七郎右衛門兩使を以て、仰下さるゝは、其方取持ち故、我等者共、宮島に於て、面目を失はず候との御事なり。附此事、後に永井右近大夫殿、夏目舍人に直に御語り候。大久保七郎右衛門殿も、舍人に語られ候。相違なし。

第四、關白秀吉公、四月中名護屋に至り、御著陣なり。御首途御祝儀細川幽齋發句、

からたちの其みはやがてきこく哉

秀吉公高麗御陣景勝出勢渡海の事



百韻仰付けらるゝと承り及び候。

附此年七月、秀吉公の御母堂大政所殿御異例に付、秀吉公、御旗本組計りにて御上洛なり。同月廿五日に薨じ給ふ故、又頓て名護屋へ御下向なり。

第五、朝鮮國八道は、一慶尙道、二全羅道、三忠清道、四京畿道、五黃海道、六江原道、七咸鏡道、八平安道。右加藤・小西に各、組合はする船手の總大將は、備前中納言秀家・九鬼大隅守・島津陸奥守・加藤左馬助・藤堂佐渡守・脇坂中務少輔・來島出雲守、其外數多差添へらる。此奉行は、大谷・増田兩人なり。文祿元年四月中旬、諸軍名護屋より出帆なり。扱又、同月廿八日には、小西攝津守、對州の地より一番に船を出し、高麗國釜山海へ著岸し、其所を防げる朝鮮人を追拂ひ、東萊といふ城へ取懸れば、城を明けて退散す。加藤主計は、釜山海表の先陣を、小西に越されたりとて、其手を捨て、こもがひより押上がられ、其内、日本勢各、渡海し、忠州といふ所に、朝鮮の都の警固に城あるを、忍を以て之を窺ひ、押寄せ、後より燒立て攻崩し、其外、所々を打破り、既に都へ打入らんとする時、加藤・小西、先後を相争ふ。南大門・東大門とて兩筋あり。南大門は行程近く、東大門は遠し。鬪取に仕り、小西、東大門に取當る。行程遠

き故に、南大門筋へ人を遣し、河船を押流させ候故、加藤遅々する内に、小西先立ちて都へ入る。朝鮮帝、忠州破るゝ由を聞きて、義州へ落ち給ふ。故に小西、何の造作もなく都を取敷く。加藤、本意なく思ひ、平安道筋より、朝鮮帝を追つて、王子並に遼東の李子を擒にす。其事を、名護屋へ註進す。其狀左の如し。

謹而致言上候。仍高麗國之王子、此國へ落行之由、口郡にて承るに付而、無晝夜境野山をさがし候様に、追懸候所に、をらんかいの境目はいれぐと申城へ、國王之嫡子、國后並三男三女のしうと、同娘、又都にて一二番の官人一人、其外付候。共に四五十人にて、逃入候を、即押詰候所に、城中之者降參仕り、逃入者之事は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、城中之雜兵迄、命之儀種々懇望仕に付而、即城を請取、右之王子并雜兵共に相助召置候。此上、國王行衛隨分相尋、同前に可<sub>二</sub>召連<sub>一</sub>候。右之王子并官人方より、國王行衛を相尋候書を遣候。唯今生捕召置候者共に、此由御懇之御掟、申聞候處に、扱々左様之無<sub>レ</sub>僞被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之旨、何と<sub>〔運カ〕</sub>達々仕候哉。慥に不<sub>二</sub>承届<sub>一</sub>如此之仕合、無念に存候由、申體に候。右之旨、國王方へ懇に雖<sub>二</sub>申遣候<sub>一</sub>、最前之首尾に相心得、此王子達を相助くまじき事、迷惑之由申候。國王居所尋出に於ては、



彼官人妻子有<sub>レ</sub>之事に候間、人質に置、御迎に參、具申渡被<sub>ニ</sub>罷出<sub>一</sub>候様に、可<sub>レ</sub>仕と申候。隨而此國境目迄、御法度御置目等之儀、堅申付、大形隙明候間、王子に番を付置、是よりをらんかいへ程近く候様に申候條、相働、彼國々様子可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>言上<sub>一</sub>候。重而御詮次第、王子達召連可<sub>ニ</sub>罷上<sub>一</sub>候。以<sub>ニ</sub>此等之趣<sub>一</sub>宜<sub>レ</sub>預<sub>ニ</sub>御披露<sub>一</sub>候。恐々謹言。

加藤主計頭

七月廿三日

清正

駒井中務少輔殿

日本の勇力に依つて、高麗の都を早速攻破り、剩へ王子を生捕り、諸軍競ひ勇む。朝鮮より大明へ加勢を乞ひ、李郎耶・碩郎耶數萬騎、文祿二年癸巳正月廿六日、小西攝津守が要害を圍む。小西、要害に火を懸けて烟下を引退く。大友豊後守、兼ての作法に背きて、小西を待請けずして、朝鮮都へ逃歸る。時に柳川侍從立花右近將監宗茂、<sup>廿六</sup>請取りて一戦す。備前中納言秀家、立花を助けて斬懸る。其外、味方各、差續きて、勝利を得る事、立花至功の故なり。是に依つて、日本勢取つて返し、右の如く持堅め候所に、又二月十一日、大明より數萬騎來り、陣西大河に、便の要害を構へ閉籠る。日本勢、之を攻むる。漢南の軍勢、防ぎ難くや思ひけん、

十三日の夜、城を開掃ひ降參仕り、如何にも事靜に引去る故、日本勢、入替りて之を守る。夫より加藤は、江原道、小西は平安道表まで攻入るの由註進す。秀吉公、此趣を聞き給ひ、名護屋より上杉景勝・佐竹義宣・伊達正宗三大將を、朝鮮へ遣され、きむひ・熊川・釜山海三箇所に城を構へ、根城と定め給ふ事、御底意あり。景勝公、三月下旬、名護屋より十三里の海上を渡り、壹岐の風本に著き、其より四十八里の灘を越え、對馬に着、同豊崎にて風待し、四月中旬、豊崎を出船、又四十八里の灘を渡り、高麗國釜山海の港へ著、翌日陸へ上り、都川の此方に陣取り一宿し、夫よりこもがいへ取付き、城を築く。二番に佐竹義宣渡海し、きむひを請取り、古城を取立て、普請して城を構ふ。三番に伊達正宗、釜山海の城を構ふ。景勝公の城出來ければ、石田治部少輔來りて、請取る故、之を渡して、景勝公は、八月下旬、名護屋へ歸帆なり。佐竹・伊達も、追々其通なり。景勝公は、越後御出陣の砌、仰付けらる、大船三百六十艘、北國浦を廻し置かる、故、此度、公儀の船を借用せず、釜山海の港へ著き、一段手遣よし。扱又、高麗表、大方御存分に相叶ひ候とて、景勝公へ、種々御引出物あつて御暇下され、極月初め越後へ御歸國なり。佐竹・伊達、其外遠國衆は、過半斯くの如し。



附景勝公名護屋御左陣中之掟、

掟

一、傍輩之内、寄合日遣順次等、堅令停止事。

附下々ひさやへ入、酒領之事。

一、他方之衆、爲智音共出入致すべからざる事。

附見物一切令停止事。

一、日暮候而、我が陣所をはなれ不可他行事。

一、火事出来候者、其當人を可致成敗候。取遁候者、其主人を可行罪科。其主人令

逐電者、あたり三間之者、可爲曲事。

一、博奕・雙六可令停止事。

一、喧嘩口論、不レ論理非、雙方可成敗事。

附他陣に喧嘩口論火事等有之共、夜日共に我が陣を離、聊爾に其場へ不レ可出向事。

一、高放すべからざる事。

右條々、堅可相守之。若猥儀於有之者、武頭可爲越度者也。仍如件。

天正廿年四月日

附舍人助も、上杉家の備に列り、朝鮮まで海渡仕り、歸國まで罷在候に付いて、相違なく存知候也。

第六、船戦も廣島・釜山海表にて、敵の番船を切取り追散らす。然れば、所々に於て、日本勢勝利に付きて、文祿三年三月、大明國より遊撃將軍朝鮮を救ひ、日本へ和を乞ひ、正使・副使、名護屋へ來朝す。去る程に、釜山海より五日路四方、日本の支配たるべしとの返簡を取つて、歸國せしむ。夫により朝鮮船著、或はきむひこもがい、和國より番手に持と號し、或は其外、何かの御仕置等、宜しく仰付けられる。口傳。永陣故、秀吉公、先づ名護屋より、大坂へ御歸陣なり。

附慶長元、大明の兩使と遊撃と、三將御禮の爲め、重ねて來朝す。同三年戊戌之秋、日本勢、朝鮮を弃て、班々にして歸朝は、秀吉公、其年御薨逝故なり。



伏見小幡山御城御普請の事

先年天正十七年の冬、伏見御城、大地震にて破壊す。其城跡は、今の豊後橋より南なり。向島の出丸御遊山所を初め、端々の矢倉、或は御本丸、御座間までも、悉くゆり崩る。勿論、諸大名屋形々々も崩れ、景勝公屋形も、大半崩れて途に迷ひたる者四五人、壓に打たれて死す。景勝公も、伏見に御座なされ、御家中は聚樂、或は本國寺にも罷在り、舍人も伏見へ馳付け候。其明くる年、天正十八は、小田原御陣。十九年は奥州、重ねて一撥御退治。二十年は文祿元年朝鮮御陣故、伏見御城御普請御延引、秀吉公、聚樂に御座なされ、異國御征伐、大方御隙を明けらるゝに依つて、文祿三年甲午年、伏見御城、本の御構を、小栗栖山の西の山へ引き、木幡山と名付けられ、御普請仰付けられ、吉日を擇びて、二月十九日鍬初めなり。奉行は、佐久間河内守瀧川豊前守佐藤駿河守なり。秀吉公も、其年三月、名護屋より御歸陣故、諸大名伏見へ相集り、所々を請取り普請仕る。景勝公も、同年の秋、聚樂へ御上洛故、御普請場を請取り、仰付けらるゝなり。木幡山御本城出來仕ると、其儘秀吉公、同年霜月、聚樂より御移徙、聚

樂をば、秀次公へ御渡しなさる。秀次公を當關白殿と申すは、其時よりなり。其翌年文祿四年乙未、秀次公、逆意に依つて、七月高野山へ遣され、同十五日、檢使として福島左衛門大夫・福原右馬助・池田伊豫守行向つて、秀次公御切腹なり。其翌年文祿五丙申は、慶長元と改まる。小幡山の御城總備まで、御普請成就仕り候故、諸大名皆御暇下され、景勝公も、霜月下旬越後へ御歸國なり。其年の七月、北國筋大に地震、上方筋も少々地震なり。附此年、伏見城をゆり崩したると覺違へて、語る人ある故、斯くの如く之を記す。

夏目舍人助の事

第一、藤田能登守被官吉岡與一郎・小玉酒造允といふ士兩人、小田原陣以後、夏目舍人助組に、藤田申付けられ、同心寄騎に任り差置き、伏見御普請にも召連れ罷在る處、文祿四年の冬、此兩人の者内談仕り、藤田持槍かつぎの中間、重岡三藏・澁谷與七郎といふ小人を語らひて召連れ、身上罷成らざる由を申し、暇を乞ひ捨てにし立退き、京都に罷在る由を、舍人聞届け、藤田へ申すは、此者共を尋ね出し召返し、急度申付け然るべく候。其儘にて差置き候



は、景勝公何〔時脱カ〕迄御逗留も知れず、遠國の者、永詰を迷惑がり、鬪落を致す者、多く候へば如何に候。某、京へ罷上り、聞繕ひ捕へさせ申すべしといひて、伏見より罷上り候。藤田申さるゝは、此兩人の奴原、若者なれども、武道の心懸ある者なり。其故、其方組に申付け、物馴れさせん爲めと思ひつるなり。然る間、組の者五七騎も召連れられ、危からざる様に仕らるゝが尤もなり。天下の下眼前にて、越後家の士兆の入る様なれば、且は屋形様への不忠なりと申さるゝ間、舍人組の内、其田勘九郎・宮下金太夫・遠藤八左衛門・渡邊市之允四人を召連れ候。然れば彼の鬪落者兩人、若狭少將今の小原長嘯殿なり其頃は侍従なりに罷在る由、承り候へども、申斷り候は、自然又逃隠れて、取損する事もあるべし。捕へて以後、斷るべしと存じ、極月廿六日上京し、其日は道々に人を付け、相待ち候へども、侍従殿へ出仕致さず候故、之を見出さず。然れば其田勘九郎に、舍人申付けて、宿を聞立てさせ、小玉造酒允方へ、其田より状をやらせ候は、藤田殿使に、舍人上京に候。五三日も逗留の様子に候。晝の内は、他出無用なりと、其外何かの様子書入れさせ、吉岡殿へも、此通申届けられ給ひ候へとの儀を、廿七日に申送らせ候。是は宿を變へ、又は他出仕らすまじき爲めなり。小玉吉岡兩所居り候故なり。

此其田勘九郎も、右兩人に語られ、一往同心致し候所、兩人立退く砌、出違ひて、眞實を以て留り候へども、兩人の者は、今も一味と心得申す由に付きて、斯くの如く仕らするなり。扱舍人、其日の晝過より、小玉、聚樂の後の町に罷在り、兩方に隠れ居り候へば、日暮れて小玉、出仕の爲め通り候所を、舍人、其場へ行懸りたる様に致し、捕へさせて、刀脇差を奪ひ取る。三藏といふ小人も、小玉が供をして、参り候へども、小玉が様子を見て、町室へ驅入り逃げ候故、其場にて取損ふ。其外、小玉が内の者四五人捕へ候へども、答なしとて、其以後許し遣し候。明くる廿八日、又小玉宿へ早々参り、右の三藏を尋ね出し候へども、天下御法度の鬪落者の宿を致し候間、尋ね出さず候は、急度曲事に申付くべしと言斷り候。其所へ幸に、吉岡與市郎方より、彼の中間の與七郎を、小玉方へ使に越し、唯今出仕致し候。御出で候へ。同道仕るべしとの事なり。其時、彼の與七を、舍人踏倒し、内の者に縛らせ、舍人宿へ遣し置きて、夫より舍人は、聚樂の侍従殿屋敷へ行き、立關へ上り、奏者を呼出し申候は、藤田能登守家來吉岡與一郎・小玉酒造允と申す者、鬪落仕り、當御家中へ罷出で候由承り候。天下御法度の事にて候へば、返し下さるべく候。小玉をば、昨夕捕へ申候と、兩人の奏者へ申候へば、一人申



すは、常々随分吟味致し候故、左様の者をば、召抱へず候と申す。吉岡、廣間の座中に居候を、舍人、夫へ參ると見定め置き候故、即ちあれに罷在る者、吉岡にて候と申す。今一人の奏者申すは、當家中へ罷出で候を、御存じの上にて候はゞ、小玉をば、何とて御斷もなく、夜前召捕られ候やと申す。舍人申すは、右より此者共、御家へ出で候事存せず候。我等儀、用所にて上京仕り、不慮に夜前、小玉を見付け候故、之を捕ひ候て、吉岡事を聞き候へば、御家に居申す由、今朝聞くに付きて、斯くの如くに候。此小玉、侍従様衆と、札は付けて之なく候故、召捕り候と申すにより、兩人の奏者申すは、先づ御歸り候へ。侍従に申届け、是より相渡し申すべしとて、舍人宿を聞く。舍人、兩奏者に、吉岡を預け置きて歸り、相待つ。然る所、右兩人の奏者、其外士に足輕相添ひ、吉岡與一郎を召連れ來る。舍人宿は、本國寺裏町なるが、三町程出向ひ、吉岡を請取り、侍従殿衆を歸す。扱吉岡に、仕付にて候間、刀脇差を渡し候へと、相圖の詞を、申付けたる者申候へば、吉岡、刀に手を懸け、首と共に御取り候へと、舍人に向つて申す故、舍人少しも構はず、兎も角も其方次第なりといひて、吉岡を左の方に見、先へ立つて、堀川を半町餘り下り候へども、吉岡、無類なる強つよみの若者にて、刀に手を懸け、中々取伏

せらるべき體に相見えざる故、何れも大小を取兼ね候に付きて、舍人申すは、其方、殊外氣遣と相見え候間、先づ我等、刀脇差をさすまじとて、帶より抜きて、召連れ候者に持たせ候へば、吉岡見て、左様に候はゞ、私も刀を渡し申すべしとて、帶より抜出し候所を、舍人押込み、迎もの事に、大小共に渡せとて、大小共に奪ひ取りて、吉岡を舍人宿へ召連れ候。右小玉、吉岡・澁谷與七三人召捕り候儀、藤田方へ註進仕り候へば、一人取逃しても苦しからず候。早々召連れ歸り候へと、申來り候へども、一人取逃し候事、本意なく存じ、其夜は逗留致し、小玉が宿へ、人を付置き候へば、彼の吉岡三藏、己が道具を、忍びて取りに來り候所を、遠藤八左衛門・其田勘九郎搦取り、右四人ともに召連れ、廿九日の朝、京を立ちて伏見へ歸る。藤田、此由を、直江へ段々物語仕り、頼み候て、景勝公へ申上げ候へば、天下の掟を背き、身上ならずとて、暇を乞捨にして、闕落仕る者を、助け置く事仕難し。早々成敗仕るべしと仰出され候故、同日廿九日の夜、斬罪仕るなり。

附景勝公、直江に御近習の倉田圖書を差添へられ、舍人に仰下さるゝは、能登守方より、一通の書も取らずして行向ひ、一人の覺悟を以て、首尾を合せ、四人ながら取逃さず、恙なく召捕



り來る事、今に始めぬ儀ながら、神妙の至なりとの御褒美なり。

第二、慶長元年申の七月、夏目舍人助殿儀秩父下野守に替りて、伏見より越後へ罷歸り、上杉の御家を立退き候様子は、舍人助並の者替りて、越後へ歸り候時は、太閤秀吉公へ御目見致し候に付きて、藤田へ申候へども、藤田不精故、御目見致さず候と、恨に存じて斯くの如し。伏見御城御普請中、枚方より大坂までの堤を、藝州の毛利殿と景勝公へ仰付けらるゝに依つて、上杉家の衆、兩所を請取り普請仕る。舍人助も、此奉行に罷出で候砌、太閤、大坂へ御下向の時、彼の堤に於て、大谷刑部少輔御執次にて、太閤、御前へ舍人助を召出され、内々に聞召し及ぶとの上意にて、即ち御召なされたる麻の柿の御單羽織を脱ぎて、御手自舍人助に下され、仰聞けらるゝは、土を取るに、餘り深く取れば、水多過ぎて、其跡、田にならざるものなり。平地より膝節長に取り候へと、申渡せと仰付けらる。舍人助、御目見仕り候儀、景勝公も大谷を以て、御禮仰上げらるゝとなり。然れば、一度も御目見仕らざる者も、歸國の時は、御目見仕るに、舍人は最前御目見仕り候間、藤田申上げ候は、早速相調ぶべき所に、さもなく、越後へ罷歸る事、諸人の思惑、面目なき次第、組をも預りて不甲斐なり。下知もならず

武道の本意を取失ひ、今迄の功を狭く仕る事無念なり。不足を思ひ罷在りては、忠勤なり難し、立退くべしと、一涯いちがはに存詰めて、越後春日山へ下著仕ると其儘、右の旨趣を、直江へ一通、藤田へ一通書狀を認め差し置き、妻子を引連れ、白晝に家を開く。上野國白井領入原に罷在るべく候。御咎之あり候は、罷歸り切腹致すべしと書置き候。右の段は、上方へ註進あり。直江へ藤田申分に、舍人助儀、上へ御目見致さず候事、某不精の様子にて全く之なく、其砌より今に於て、上様御不例にて候へば、申上げ難く候。殊に一度も御目見致さず候は、御本復まで相待たせ申すべく候へども、去年の夏、大坂堤にて御目見仕り、殊更御直に、御褒美まで拜領仕り候へば、今度御目見仕らず候ても苦しからず。御不例いつとなく御座候へば、少しも早く罷下り休息仕り、尤もと存じ、貴殿を以て、屋形様へ御意を得候へば、御前へ召出され、御暇下され、吳服等品々拜領致し候。此段舍人に申聞けず、某推計に候事、舍人儀、某家來同前と申し、某塔に仰付られ候へば、心安く存じ、斯くの如きの所、夫を却つて不足に存するは、非道なり。此儀計の不足ならば、上方にて、某へ相談申し候は、如河様にも仕るべきを、爰計りをば何事なく罷立ち、御國へ歸り、白晝に立退き候は、某に面目を失すべき



との仕方なり。御前へは、宜き様に御執成頼入ると申され候。直江即ち御耳に達せられ候。景勝公、何とも仰出されず候。同年霜月下旬、景勝公御歸國あつて、直江・藤田兩人に仰付けられ、藤田方よりは増田但馬、直江より昵近の篠井彌七頼日まで、加賀の本多安房守方に罷在り兩人を使にて、歸參仕る様にと仰下さる。舍人申すは、一度不足を申し、御家を立退き歸參仕らば、御屋形様にも、藤田殿にも、頼母しく思召さるまじく候。何を面目にて罷歸るべく候はんや。歸參仕る位ならば、立退き申さる筈なりと、申すに付きて、兩使、三日逗留して、種々申し候へども、同心仕らず候に付きて、兩使何時までも逗留し、異見を申し、歸參の御請を承り、罷歸るべしと申す。そこにて、舍人申すは、さあらば一倍の立身仰付けられ候は、夫をめいけに仕り、歸參申すべく候。直江・藤田兩殿の直筆を給はり候は、小者一人使に給はりても、早々歸參致すべき由を申し、先づ兩使を歸し、其跡より所の者を頼み、兩使へ連署に書狀を遣し、如何様の儀にても、歸參致すまじく候と申遣し候。上州入原に永々逗留致し候事は、一左各相待つ故なれども、歸參仕り候様にとの事なれば、切腹仰付けらるゝにてはなし。左あれば、斯くして苦しからずと思ひ、兩使を歸して、飛脚遣し候と其儘、前橋領關根へ引籠り候。

附舍人助、其後、此事を子供に申聞かせ候は、我等若氣無分別なり。仔細は、大谷刑部少輔を初め、其外太閤家歴々の衆、御目に懸られ候。殊に以て、秀吉公も、我等事を能く御存知なさるゝを以て、秀吉公へ召出され候様に、大谷執持給ふべしとの内意も、之ある故、人慾の邪に引かれ、少しの不足を申立て、譜代の主筋上杉家を立出づる天罰故、明る春より散々相煩ひ、關根に罷在り、其翌年戊の三月、漸く上方へ上り、大谷殿を頼み居り候へども、秀吉公御不例差重られ、八月十八日、御他界にて心當相違により、大谷手前をも引切り、又上州へ歸り、牢浪の體にて居候事、天罰にあらずや。之を能々分別し、士道の悪心なりと批判して、唯々主君の御爲めを大切に存詰め、忠節忠功懈怠すべからざる者なり。舍人、幼少にして、父定虎に離れ、孤となり候へども、謙信公、御慈悲を以て、父の迹目組ともに、沼田に於て相違なく仰付けられ、介添まで附けられ、守立てさせなされ候所に、御他界なされて後、沼田北條家の持に罷成り候へば、藤田の兄、用土新左衛門預り、舊縁を以て、我等を先規の如く取立てられ、新左衛門死後、舍弟藤田、沼田居城故、又候能州介抱を受け、我等十四歳の時、藤田、沼田より越後へ牢人の時、供をして參り、附添ひて罷在り、所々に於て少々心操仕るに付き、景勝



公より藤田寄騎五十騎の大頭を、某廿二歳の時仰付けられ候。殊更、能州より給はる領知の外に、八百三十二石餘、其外長柄五本・鐵炮二挺・弓一張の役儀の場、御書出を以て、御直に拜領仕る事、五度の御加恩なり。其を合せて右の如くなり。但し所は、椿澤の内、或は上田の庄の内、七八箇所にて納め申し候。

附其時分より前は、錢を以て貫積にて、知行を定むる事、何方も斯くの如しと相聞え候。其は戰國最中にて、田畠の作定まらず、國郡郷里も、味方へ奪ひ取り、或は敵へ掠め取らるゝに付きて、旁以て右の通なり。天正十五年の頃より、他國は存せず、上杉家にては、御持國豊饒により、次第を遂つて、そろ／＼地方に御直しなされ、御知行下され候。舍人事、右の如く領知仰付けられ候上は、剩へ、天正十九年極月二日、吉江喜四郎娘、藤田爲めには、一の娘なるを、景勝公仰付けられ、舍人を藤田壻に下さる。是皆、藤田蔭を以て、景勝公御厚恩なり。夫に依つてこそ、秀吉公にも名を聞召され、大谷殿執持給ふべしとありたるも、其本は上杉家に居て、少々武勇を勵む故にてありつれ。此大恩を抛ちて、上杉家を立退き候は、我が身の爲め計りを存じ、景勝公・藤田殿へ對し、眞實の志にあらず。是非堪忍ならずと存する程の不足

あらば、切腹して死するとも、立退く事、某に似合はず。況んや身の爲めを思ひ、恩を請けたる主君へ、恨をいふは、中々沙汰に及ばざる無分別なりと、今恩を知るなり。若き子供、行末の繁昌は、唯々正道の理に至極して、二六時中怠らず、邪氣を拂除くべしと訓へ申し候。

### 景勝公國替の事

蒲生飛驒守氏郷卒去、子息秀行少し鈍き大將故、會津百廿萬石を召上げられ、下野國宇都宮にて、十八萬石下さる。是に依つて、慶長二年酉の春、景勝公、召に依つて上洛。蒲生跡百二十萬石、外に三十萬石を、直江山城守に下され、國替仰付けらる。景勝公、出羽・陸奥總職仰付けられ、三年在國、上洛御免とあつて、御暇下され、程なく入部なり。右合せて百五十萬石は、越後一國・信州川中島四郡の替なり。佐渡一國・庄内三郡は、前々の如く上杉家支配なり。去るに依つて、會津若松御居城、米澤は直江山城守、大森城は藤田能登守、白石城は甘數備後守、柳川城は須田大炊頭、附、兄の右衛門尉は、小幡御普請中牢人仕る。様子前の書中の中之之を記す。其跡を取る。福島城は本城豊後守、二本松城は小國但馬守、直江弟、他名を繼ぐ。白川城は島津、此外城主多し。所付名付覺えず候、或は佐渡庄内にも



差置かるゝなり。

附吉江後の喜四郎供に上り、伏見に於て病死、東福寺に之を葬る。

附越後をば、堀久太郎拜領して、春日山を引きて、府内を取立て、居城に仕らるゝなり。

### 太閤薨御以後、石田三成逆謀、景勝公へ藤田能登守諫言、

#### 會津を立退く事

第一、慶長三年戊戌八月十八日、太閤秀吉公、享年六十三歳にて、伏見小幡山城に於て薨御なり。秀頼公は、文祿元年壬辰、太閤名護屋御在陣の御留守にて御誕生、其註進に付きて、太閤微妙の儀あり。薨御の時、秀頼公七歳にて、御幼稚故、五人の宿老・五人の奉行を相定めらる。其宿老は、一家康公、二加賀大納言利家、三上杉中納言景勝、四毛利輝元、五備前中納言秀家なり。五奉行は、石田治部少輔・増田右衛門允・長束大藏少輔・淺野彈正少弼・前田德善院僧正なり。右の各、秀頼公を傳立て候へとの御遺言なり。就中家康公は、慶長元年内大臣に任せらるゝ程の御威光なれば、天下を御預け、秀頼公十五歳の時、天下を相渡され候へとの儀に

依つて、伏見城に御座なされ、利家公は秀頼公の御傳として、大坂に御座ありたり。景勝公は、會津御在國故に、御弔の爲め藤田能登守を使として、差上せらるゝを以て、權現様其外諸大名衆へ參る。權現様一入御懇にて、御前へ召され、藤田武功の儀、聞召し及ばれ、無類の士大將なりとの御意。扱又、先年藝州宮島にての事まで仰出され、我々面目を失せざる事、聊か忘れ置かずとの御誼あつて、青江直次の御腰物に、金子百兩・小袖十重下され、御盃を下され、又藤田盃を召上られ候事、其隠れなき微妙の御事なり。此儀、後に永井直勝へ、舍人物語致し候へば、直勝も能く見たり、疑なき儀なりと、申聞けられ候。扱藤田に、權現様仰せらるゝは、景勝御上洛なされ、然るべく候。萬事國法相談の爲めに候。殊に御廟所へも參詣し給ふべし。其段、能く申せとの御事なり。此旨、藤田罷歸り、景勝公へ申上ぐる。然れども、景勝公御上洛なき事は、會津新仕置といひ、秀吉公、三年在國仕らるべしとの上意なりとて斯くの如し。其後、權現様より、會津へ切々御使者を以て、上洛然るべしとの御事なり。景勝より御返事に、秀吉公の御置目を違へ、上洛致し候へとの事に候はゞ、本國越後へ返され候へ。左候はゞ、上洛致すべく候。御置目を違へ候事、なるまじとの事に候はゞ、景勝も

太閤薨御以後石田三成逆謀景勝公へ藤田能登守諫言會津を立退く事



御置目を違へ、上洛仕る事なるまじとの返答なり。此儀は、石田治部少輔三成、内々景勝公へ謀計あるに、御同心し給ふ故なり。太閤薨逝以後、權現様御仕置、一天下の諸人歸服し奉る様子を、石田見て、上方はいふに及ばず、西國・中國・北國・太閤家の各、と申合せ候は、當時、家康の作法、一人天下の權を執り、秀頼公を蔑如に仕らるゝは、行く／＼、天下を奪ふべしとの内心、既に外に顯はる。太閤の御厚恩を忘れ、斯くの如きの無道、神佛も之を憎み、天理にも背くべきなり。然れば、太閤の御恩を得たる各、秀頼公を見捐て、不義に組し申さるべきにあらずと、申し廣め候故、一味の輩多し。景勝公へも、斯の如く申越す。故に老臣の面々と御相談なり。直江山城守を初め、何れも、石田申分尤もなり。一度太閤へ御隨順、君臣の禮を正し給へば、秀頼公も御主なり。家康公、此時節を幸と思ひ、天下を奪ふべしとの惡意あるを、其儘擱かれ候は、家康公、當時の太身、殊に老功の名將にて、諸大名をなづけ親しみ給ひ、威勢次第に重くなり、天下より天下を奉る事眼前なり。其時は、當家へ付く者も少かるべし。然れば、秀頼公の世を持ち給ふ事なるまじ。遅々なざるゝ程、秀頼公の凶事ならん。此期を遁さず、石田が旨に隨ひ給ふ事、太閤への御忠信、自然御勝利御座なく候とも、正道に

御心を極められ候は、天道の加護もあるべしと、各、申す。藤田能登守申すは、此儀然るべからず候は、某、上方の事を委しく承り候。石田三成、此企を仕る事、秀頼公の御爲めを思ひ、誠の志を以て、斯くの如くするにあらず。元來大佞奸の儀、天下普く知らざるはなし。太閤御在世には、上の威に恐れ、申す者もなき所、御他界以後は、諸人憎み立て、日頃の遺恨を散せんと思ふ人多し。己が身の置所なき儘に、加賀大納言殿へ參り、僭に申すは、家康公、唯今の振舞、公も知召さるべし。秀頼公の御爲め、心元なく存する間、家康に切腹させ申すべし。公御一人にて、天下の御執權然るべしと申す。利家返答に、我等事、唯今存命不定に煩ひ候。愚息肥前守へ相談あつて、秀頼公の御爲め、能き様に計られ候へと申さるゝ故、肥前殿所へ參り内談す。肥前殿返答に、筑前守へ申談すべしとて、石田を歸されて、利家へ申され、此事を細川越中守三齋に、内談仕るべしと申され、利家宣ふは、石田へ我等申すは、我等病氣にて死すべしと存じ、其方と談合仕られ候へと、返答せりとの挨拶なり。さる故、細川へ肥前殿内談ありければ、越中守申さるゝは、某事、年來治少に遺恨あり。然れども、夫は私事なり。秀頼公の御爲め、扱は貴方の爲めに能く候は、兎も角もと申すべく候へども、石

太閤薨御以後石田三成逆謀景勝公へ藤田能登守諫言會津を立退く事



田分別は、肥前殿の威光を借りて、家康を殺し、筑前殿唯今煩ひ、死病なるべしとの事なり。其外の大名は、石田程、大坂に威ある者なし。秀頼公を守立つると號し、執權を司り、天下を奪はんとの覺悟なるべし。然れば、筑前殿御死去候とも、肥前殿へ相替らず、執權を渡すべしとの誓詞を御書かせ、其上にて御一味も然るべきかと申さる、故、肥前殿も尤もとして、石田と御同心之なく、石田と年來遺恨ある七人衆細川越中守・淺野左京大夫・加藤主計頭・黒田甲斐守・藤堂佐渡守・加藤左馬助・福島左衛門大夫、右の事を傳聞きて、事を幸に仕り、石田を大坂にて打殺すべしと申合はさる。治部、内々の儀、不首尾になりてより、斯様之あるべしと思慮し、大谷刑部を頼み、家康公の御前を取繕ひ、我が子を家康公の烏帽子子に仕り、我れ逼塞致し、天下の儀、いろひ申すまじと、内證申上げて相濟し置き候。以後右七人衆の様子を聞くと其儘、伏見へ逃上るを、細川玄蕃三齋弟聞きて、各、へ知らせ、伏見まで追懸くる。家康公、七人衆へ種々御謔言故、七人衆、其通にて罷歸らる。夫より家康公仰付けられ、治部は領知佐和山へ遣さる。家康公御微妙口傳。扱家康公と利家御和睦の時、加賀衆は六具を著し、大人數にて美々しき體にて、大坂より伏見へ上らる、所に、家康公は、向島の御屋形より船に召し、兒小姓一人

草履取一人にて御迎へ、三柄表の川迄御出。

是又名譽の事なり。此時肥前守殿は、家康公の御増、秀忠公の御妹を御契約あり。

然るに石田、今

又家康公の大恩を忘れ、秀頼公をかこつけに仕り、家康公を亡し候へば、己が才覺を以て、斯くの如き故、己が威を高くし、秀頼公の御守と號し、諸大名を脚下にし、右の七人衆をも討ち申すべしと、大惡を挟み候由、慥に承り候。此邪道に組し給ひなば、思召に寄らず、非義の名を御取りなされん事、勿體なし。正道を申さば、今家康公より、當方を押倒し給はん事なるまじく候へば、景勝公、素直に御上洛遊され、家康公、其外宿老衆と御相談なされ、天下無爲の功をなし、秀頼公十五に御成候までは、是非御色立てなさらずして、差置かれ、其上にも、家康公、天下を秀頼公へ御渡しなく候は、秀頼公の御爲めに、義兵の御一戦は、天運に任ずる事、正道と存じ候。御當家は、太閤の御取立にて御座なく、謙信公の御代には、信長公、家康公よりも、御機嫌番を付けらる、程に候へども、早や御他界あつて、天下を知り給はず。信長も明智に弑せられ給ふ。此以後は、必定家康公の天下なるべき所に、不慮に秀吉公、天下を御治め候。是皆天運なり。然れば士は大も小も、武運長久の思案工夫なくて、叶はざる儀なり。何れも物の熟する時あると相見え候。近代の名將達、或は死し或は亡び、其跡は必

太閤薨御以後石田三成逆謀景勝公へ藤田能登守諫言會津を立退く事



定、家康公天下統一統之あるべき所、秀吉公盛に伐誇り給ふ故、天運を御考へ、幕下に御なり候。秀吉公、異國まで伐隨へ給ふと雖も、程なく御他界なれば、此度は、家康公の天下に熟し仕ると、某は考へ積り候。石田が逆謀を幸に、家康公へ御告げ、御上洛なされ候はゞ、家康公も頼もしく思召し、上杉の御家、御繁昌の基と存じ候。御當家、太閤の御取立に候はゞ、左様になさるゝ事、不義に候へども、數代の名家、太閤へ御隨順は、時の權に應じ給ふ計なり。其仕出の太閤をも、主君と仰せらるゝは、武の道なり。況んや、家康公は、源家の嫡流なれば、主君と御頼みあつて、苦しからざる家なり。右愚説二様は、御分別次第に候。御返すゞも、石田と御一味は、勿體なく候事なりと、藤田申し候。何れも之を用ひず。就中、直江山城は、藤田に向つて申すは、其方去々年、御使として上方へ參られ、家康懇意にて、種々引出物を受け候故、最員致候と相聞え候と申す。藤田申すは、引出物に愛でて最員仕らば、一年には、引出物より倍々の所領を下さるゝ御家の爲めを存すべく候。直江殿誤なり。某は、道理を最員仕る故、頼み奉る主君の御爲め悪しかれとは、日天をかけ存せず候。直江殿申さるゝ様にては、以來は某申すべきにあらず候へども、御爲め大切に存する上は、何箇度も、右の旨趣言

上致すべく候と、いらゝかに申して、座席を立ち候。夫より藤田申す事も、捨て難く、色々談合ありたりと雖も、畢竟、石田御一味に落著故、藤田申分、役に立たず、景勝公、石田と相圖を御取替し、御返事仰遣さるゝなり。相圖とあるに口傳。

第二、景勝公、石田と御一味故、直江山城守、藤田に心を隔て候へども、さながら悪しくも仕らず、藤田能登守と、上泉主水と兩人に申付け、譽之ある諸宰人を、召抱へ候へと申渡すなり。此上泉は、本國上野士なるが、武者修行して、方々驅廻り、毎度武功を顯し、先年關東御陣の時分は、鉢形に居り、落去以後、榊原式部大輔へ、奉公に出で候へば、百五十石給はり候故、身上罷成らずといひて、暇を乞ひ候へども、給はらず候間、髪を剃り、蓮阿彌と名を付け、洛陽の時宗一蓮寺へ入り、暇の訴訟を致し候故、出家になり候上はとて免され、時を見合せ坂東へ下り、藤田を頼み知行所へ入り、隠れ居り候を、直江へ藤田物語仕り、何卒景勝公へ召出され、榊原へも、御斷仰せられ下され候様にと申す。此蓮阿彌、能筆なり。直江見て、亂國の關東士にて、諸方武者修行して、隙なき身の斯くの如くなるは、武道を奇麗に嗜むと見え候。先づ我が方へ御預け候へ。其人柄次第に、上へ申すべしとして、呼寄せられ召仕ひ、其作法様

太閤薨御以後石田三成逆謀景勝公へ藤田能登守諫言會津を立退く事



子を見るに、直人たじびとにあらずと、直江見て、景勝公へ申上げ、取立てたるなり。此時、上泉五百三十騎率人を抱へ出す。藤田は三百九十騎抱へ候。上泉は會津・米澤表に居る故、諸率人、景勝公の御直を望み參る者多く、殊に上泉、諸方を武者修行したる故、知人多くして斯くの如し。藤田は、仙道大森に居り候故、參る率人少し。右の外、士大將衆、抱へ出したる率人、諸備へ手配あり。然るに、根岸といふ率人、上泉と同國の者にて、若き時より上泉と申合せ、兩人武者修行仕り候へども、上泉、此根岸を呼出さず。根岸思ふは、上泉、我を一番に呼ぶべき事なるに、不審なり。數年の馴染も甲斐なしとて、腹立しながら、若し失念もあるかとして、會津へ行き、上泉方へ申入る。上泉、對面して申すは、疾にも其方を呼びたく存じ候へども、若き時分より武意を稼がれ、某より手上の人にて候へば、唯今呼び候とも、某手〔カ〕は、よも御出あるまじと存じ候て、申入れざる所に、其方より參られたる事、珍重なり。されども、景勝より申付けられ候程、人數は早や抱濟み申し候間、仙道の手へ御越し、御才覺候へと申し、路銀などを呉れ追出す故、根岸、會津より仙道表藤田方へ來り、右の趣を申す。藤田、先づ直江方へ狀を以て、根岸と申す率人、元來上泉と申合せ、武者修行仕り、數度譽之あり、關東にて普

く人に知られたる者なり。氏政・氏直御父子の感狀三通、勝頼感狀も一通所持仕り、其段、上泉能く存じ候。某手に、召抱へ申すべく候へども、先日、上泉手へ參り候へども、召抱へず候とて、爰許へ參り候故、先づ一往相届け候と申遣す。上泉方へも、其趣あらまし申届け候。直江方へ、上泉主水を呼寄せ、藤田書狀を見せ、其方、若年より武者修行を仕り候故、諸率人に知人多かるべき間、其内に、能き者を選び抱へ候へとの儀にて、申付くる所に、斯様の者を差置くのみならず、あなたより來り候を、押歸す事、其方より武道手上なれば、此者を召出しては、其方、威を掠めらるべしと存じ、邪念を以て、上の御爲めを思はざる後闔き様子なり。左あらば、其座を立たすまじと、刀の柄に手を懸けて、叱らるれば、上泉申すは、此者武邊の事は、藤田殿より申さるゝ如く、大剛の士にて候へども、大欲無道の者にて候。某若き時より伴ひ、武者修行仕り、一飯をも互に分くる程にて候所に、或時、根岸申すは、斯様の浮世に生れ、一日と心安く送らず、艱難苦行をして、末の宜かるべき事も見えす、淺間しき事なりといふ。某返答仕るは、其所天道なり。艱難苦行の内、必ず善事なるべき儀、顯然たり。末宜かるべしと思へば、今の苦は、少しも苦にならずと申し候へば、根岸又申すは、いや左様



にてはなし。よかるべきと思ふ内に、死にては頼みなし。我等を今千貫の身上になして呉れん間、三人持ちたる子供を、皆切殺し候へとの事ならば、切つて出づべしと申し候を、某聞きて、身の毛、倒に立ち、彼の心底、慄しく淺ましき事に存じ候。武道を立つるは、先祖への孝、子孫の後榮を思ひ、恥を受けず、譽を取らんと存じ候。天下を授けらるゝとも、子供を殺し、我が一生の樂、詮なしと存じ候に、千貫の祿に、三人の子を害すべしとの心にては、某と親しく候へども、子供の百分一程にも思ふまじ。一錢の利あらば、必ず寢首をも搔き申すべき心中なりと、虎の尾を踏む心地致し、其より遠ざかり候。斯くの如き者を、某が手に差置く事勿體なし。敵の行に逢ひ候は、主をも弑すべき悪人にて候と申す。直江、尤もと得心致され候故、彌、藤田を悪く存せられ候。根岸、斯様の悪人にて之なくして、譽の者にて候は、上泉抱へざるを幸にして、直江へ斷るに及ばず、藤田所に、召抱ふる事なれども、譽ありても大悪人なりとの事を、藤田、能く知り、何卒して上泉手に差置き、景勝公御旗本近く、召置かれ候様に仕り、根岸をだまし、景勝公に仇を仕らせ、夫を家康公への土産に仕り、藤田逆心仕るべき繕つくろひなりと、直江申され候は、是非なき仕合なり。さる故、直江より藤田への返事に、根

岸事、武道は能くこそあるらめ。心はむさき大悪人の聞え之あり候間、早々追拂はれ候へとの事にて、追々、使者を立て追出し、剩へ、白川關にて成敗致す。藤田、面目なき次第なり。されども、事前なれば、そこをも堪忍して罷在り候時、直江、重ねて藤田に申さるゝは、家康公へ對しての先手、内々其方斟酌と相聞き候間、頃日中、召抱へられ候衆人衆、差上げらるべく候。別に御望の役儀、何にても仰付けらるべしとの御意に候と申渡す。藤田申すは、御當家數年、御先手を仰付けられ、恐らくは、一度も怪我なく、弓矢を取つて、誰にも非太刀を入れらるべしとは、夢にも存じ寄らず候。左あれば、今度は一入、天下分目の御弓矢、一大事の戰場なれば、某を退けて御先を仰付けらるべきは、餘人にはあるまじく候。然るに、内々先手斟酌にて、存するなどの儀、毛頭存寄らざる事なり。是を以て、御家を開き申すべく候へども、事前に斯の如くとあれば、如何なり。殊に我が心底、聊か曇なく候へば、行末の作法を以て、御覽じ届けらるべく候。先手を差上げ候事は、某存命の内は、罷成るまじく候。其を惡しと思召し、或は能登守を覺束なく思召し候は、唯有體に切腹仰付けられ、其上にての儀は、兎も角も、御意次第なりと申切る。されども、切腹仰付けらるべき科なければ、兎



や角やと之ある内、藤田、去年の秋より筋氣相煩ひ、當春差發り候故、奈須へ湯治致したき旨、訴訟を致すべき爲めに、會津へ參り、直江方へ申し入る。直江返事に、各など湯治御暇迄もなし。事前の事なれば、早々御湯治御養生、頓て御歸り然るべく候。去りながら、是へ御越し候間、御意を得べしとて、申上げられ候へば、即ち御暇下さるとの事故、明後日罷立つべしと申し、其宵に、直江近習廿五騎の頭夏目九兵衛<sup>舍人弟</sup>方より、藤田方へ申越すは、今度御湯治をかこつけになされ、當御家を御立退なさるべき様子なりと、御耳に達し候。殊に明後日、御立の儀まで、委しく知れ申し候故、明早朝より討手の人數を、道筋々々へ差越さるゝ内談に候、御心得候へと、密に知らせ越す。藤田、涙を流し、誤なくして罪を受くる、前因の程こそ淺ましけれ。此上は、留つても申披はならず、逆心の名を取つて、成敗に逢はんよりは、一向に立去り、連々を以て、申譯を仕るべしとて、其用意仕り、全く逆意を存じ奉らず候と、誓紙一通、又別紙に、某事、誓詞の如く、毫頭野心を、せず候へども、直江方より、達て逆心の様に、申懸けられ、剩へ、此度誤なくして御成敗の由、御内意申聞かする者、之ある間、先づ御家を開き候。行々御詫言仕るべしと書置き、其夜中に立ち、白川を越え那須へ懸り、立退

く事、慶長五年三月十三日なり。討手には本村造酒<sup>〔允脱〕</sup>大將にて、二百騎程にて追懸け候へども、討留むる事ならずして引返す。信州善光寺の栗田永壽は、會津へ御國替以後、還俗して栗田刑部といふ。是も藤田同意に、石田と御一味勿體なしと申上ぐる故、直江悪しく御耳に達する故、逆心なりと、御憎を蒙り候間、是非なく藤田立退き候を聞きて、白川越へ懸り立退き候を、直江、討手を差遣し、白川にて栗田刑部上下百二十人餘、一人も残さず討留むる事、偏に直江山城守分別相違の故なり。扱藤田は、京都に上り、大徳寺の内、玉仲和向の寺、金龍院へ入り、落髮して藤田源心と改め、罷在られ候なり。

管窺武鑑<sup>下之中</sup>第八卷 舍諺集 終

太閤薨御以後石田三成逆謀景勝公へ藤田能登守諫言會津を立退く事



管窺武鑑下之第九卷 舍諺集

直江山城守より豊光寺へ返狀の事

家康公より、景勝上洛候へと、度々仰越され候へども、石田御一味故、御延引密々の用意ある事、上方に於て、種々取沙汰、石田事は、人之を知らず、専ら景勝逆心なりとの儀なり。さる故、權現様より、妙心寺の長老豊光寺などへ仰せられ、直江方へ御計策ありたる由。此僧、本多佐渡守一類の由。博學の智識なる故、權現様御懇意遊ばされたる由承及び候。直江山城守方より豊光寺への返狀、

今朝の尊書、昨十二日下著、具拜見、多幸々々。

一、當國の義、於其許一種々雜說申すに付て、内府様御不審之由、尤無餘儀候。乍然於京伏見之間に、色々雜說無止時候。況遠國之景勝、若輩と云ひ、爲似合雜說と存

候。不苦儀に候條、可被安尊意候。重而以連々可被聞召届候事。

一、景勝上洛延引に付而、何角申廻候由、不審候。爰許新仕置と云ひ、就中當國は、雪國に而、十月より三月迄は、何事も不罷成候。當國案内者に可有御尋候。然者三年在國、正月時分上洛被申候而は、いつの間に諸事之仕置等、可被申付候哉。企雜說事正、月中より上洛延引之故に有之と、何者か景勝、逆心を具に存候而、申成候哉と令存候事。

一、景勝於無別心者、誓紙を以て成共可申上候由、去々年以來數通の起請文、反古に成候者、重て不可申入事。

一、太閤様以後、景勝律義之仁と思召候者、今以別儀不可有之。世上之朝變暮化とは相違之事。

一、景勝心中、毛頭別心無之候へ共、讒人之申成無御糺明、逆心と思召候者、不及是非候。兼又、無等閑一驗には、讒者被引合、是非可有御尋候。左様無之候者、内府様御表裏と可存候事。

一、北國肥前殿儀、思召之儘に被仰付之由、御威光不淺存候事。



一、増右・大刑部少御出頭之由、珍重に候。自然用所之儀可申越候。柳式大は、景勝表向之執頭に而候。然者景勝逆心歴然に候共、一往被及異見候而社、士之筋目、又は内府様之御爲にて可罷成處に、左様之分別社不相届候共、讒人堀監物奏者被仕、種々以才覺可被申妨事には無之候。忠臣か佞人か、御分別次第、重て可頼入事。

一、雜説第一上洛延引令御改、右如申定候御使者にも委く申演候事。

一、第一武具集候事、上方武士は、今燒之炭計瓢以下之人たらし道具御所持之由、田舎武士は、鐵炮、槍、弓箭之道具支度申候。其國々之風俗と思召、御不審有間敷候。縦世上に無之支度不似合道具を、用意被申共、景勝不肖の分際、何程之事可有之候哉。天下に不相似合御沙汰と令存候事。

一、第三、道作舟橋被申付、往還之煩無之様にては、抱國候役にて候條、如此候。於越國も、舟橋道作候。然者、端々殘候而も可有之候哉。淵底堀監物可存候。當國へ被罷移、新仕置をも申付上は、本國と云ひ、久太郎蹈潰し候に、何之手間可入候哉、道作迄も行不足候。景勝領分越後之儀は不及申、上野・下野・岩城相馬正宗領、最上由利、仙北へ相

續き、何方も道作同前に候。自他之衆は、何共不被申候へ共、堀監物計、道作におち候と、色々之儀申成候。能々不知弓箭無分別者と可被思召候。景勝、對天下逆心之企有之は、諸境目堀切を塞ぎ、防戦之支度社、可被仕候へ。十方へ道を作付、逆心之上、自然人數被向候者、一方之防さへ、罷成間敷候に、況や十方を防戦之儀罷成者に候哉。縦他國へ取出候共、一方へ社、景勝當之出勢、可罷成候に、十方共に如何にして可罷成候哉。中々不及是非うつけ者と存候。景勝領分道橋申付候爲體、從江戸一切々御使者にて、白川口之體可爲御見分候。其外、奥筋へも御使者致上下候條、御尋尤に候。猶御不審に候者、御使者被下、所々境目等之體、御見せ候は、御合點可參候事。

一、無御等閑間にて、以來虚言に成候様之儀は、自他之爲被仰聞敷候へ共、高麗降參不申候者、來々年御人數遣し候と、被仰候者、誠可爲虚説候歟一笑。

一、景勝、當年三月は、謙信之追善に相當候條、左様之被明瞭、夏中には爲御見廻、上洛可被仕内存故、人數武具以下國々之仕置之爲に候間、在國中急度相調候様にとの用意被申處に、増右・大刑部少輔より、使者に被申越候分は、景勝逆心穩便ならず候間、於